

平成20年3月 7日から

平成20年3月13日まで

標茶町議会 第1回定例会会議録

於 標茶町役場議場

議案第 8 号	標茶町乳幼児医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の 制定について	91
議案第 9 号	標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	94
議案第 10 号	標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定について	97
議案第 11 号	標茶町集会施設等条例の一部を改正する条例の制定について	99
議案第 12 号	標茶町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	100
議案第 13 号	標茶町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	103
議案第 14 号	標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	104
議案第 15 号	平成19年度標茶町一般会計補正予算	105
議案第 16 号	平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	105
議案第 17 号	平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	105
議案第 18 号	平成19年度標茶町老人保健特別会計補正予算	105
議案第 19 号	平成19年度標茶町土地区画整理事業特別補正予算	105
議案第 20 号	平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	105
議案第 21 号	平成19年度標茶町病院事業会計補正予算	105
延会の宣告		107

第 3 号 (3月11日)

開議の宣告		111
議案第 15 号	平成19年度標茶町一般会計補正予算	111
議案第 16 号	平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	111
議案第 17 号	平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	111
議案第 18 号	平成19年度標茶町老人保健特別会計補正予算	111
議案第 19 号	平成19年度標茶町土地区画整理事業特別補正予算	111
議案第 20 号	平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	111
議案第 21 号	平成19年度標茶町病院事業会計補正予算	111
議案第 22 号	平成20年度標茶町一般会計予算	132
議案第 23 号	平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	132
議案第 24 号	平成20年度標茶町下水道事業特別会計予算	132
議案第 25 号	平成20年度標茶町老人保健特別会計予算	132
議案第 26 号	平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算	132
議案第 27 号	平成20年度標茶町介護保険事業特別会計予算	132
議案第 28 号	平成20年度標茶町後期高齢者医療事業特別会計予算	132

議案第 29 号	平成20年度標茶町病院事業会計予算	132
議案第 30 号	平成20年度標茶町上水道事業会計予算	132
延会の宣告		146

第 4 号 (3月12日)

開議の宣告		150
会議録署名議員の追加		150
議案第 22 号	平成20年度標茶町一般会計予算	150
議案第 23 号	平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	150
議案第 24 号	平成20年度標茶町下水道事業特別会計予算	150
議案第 25 号	平成20年度標茶町老人保健特別会計予算	150
議案第 26 号	平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算	150
議案第 27 号	平成20年度標茶町介護保険事業特別会計予算	150
議案第 28 号	平成20年度標茶町後期高齢者医療事業特別会計予算	150
議案第 29 号	平成20年度標茶町病院事業会計予算	150
議案第 30 号	平成20年度標茶町上水道事業会計予算	150
延会の宣告		157

第 5 号 (3月13日)

開議の宣告		161
議案第 22 号	平成20年度標茶町一般会計予算	161
議案第 23 号	平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	161
議案第 24 号	平成20年度標茶町下水道事業特別会計予算	161
議案第 25 号	平成20年度標茶町老人保健特別会計予算	161
議案第 26 号	平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算	161
議案第 27 号	平成20年度標茶町介護保険事業特別会計予算	161
議案第 28 号	平成20年度標茶町後期高齢者医療事業特別会計予算	161
議案第 29 号	平成20年度標茶町病院事業会計予算	161
議案第 30 号	平成20年度標茶町上水道事業会計予算	161
議案第 31 号	教育委員会委員の任命について	162
意見書案第 1 号	季節労働者対策の強化を求める要望意見書	163
意見書案第 2 号	脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書	163
意見書案第 3 号	地球温暖化防止等に向けた森林づくりの推進に関する意見書	163
閉会中の継続調査の申し出について (総務委員会)		164
閉会中の継続調査の申し出について (厚生文教委員会)		164
閉会中の継続調査の申し出について (産業建設委員会)		164

閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）	164
閉議の宣告	164
閉会の宣告	164

平成20年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成20年3月7日（金曜日） 午前10時05分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 議案第60号 標茶町後期高齢者医療に関する条例の制定について
(厚生文教委員会報告)
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 産業建設委員会所管事務調査報告

○出席議員（16名）

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1番 田中進君(遅参午前10時10分着席) | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 4番 伊藤淳一君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 後藤勲君 |
| 7番 林博君 | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君 | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君 | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 小林浩君 |
| 15番 平川昌昭君 | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 及川直彦君 |
| 総務課長 | 玉手美男君 |
| 企画財政課長 | 森山豊君 |
| 税務課長 | 中居茂君 |
| 管理課長 | 今敏明君 |
| 住民課長 | 妹尾昌之君 |
| 農林課長 | 牛崎康人君 |
| 商工観光課長 | 佐藤啓一君 |

平成20年標茶町議会第1回定例会会議録

育成牧場長	表	武之君
水道課長	山口	登君
建設課長	井上	栄君
病院事務長	蛭田	和雄君
やすらぎ園長	臼井	好和君
教育長	吉原	平君
教委管理課長	島田	哲男君
指導室長	小関	互君
社会教育課長	藤岡	克己君
農委事務局長	牛崎	康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤	吉彦君
議事係長	中島	吾朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから平成20年標茶町議会第1回定例会を開会します。
ただいまの出席議員15名、欠席1名であります。

(午前10時05分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
4番・伊藤君、 5番・菊地君、 6番・後藤君、
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月13日までの7日間といたしたいと思ます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は3月13日までの7日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の定例会後から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の四点について補足いたします。

一点目は、町立病院の診療体制確保についてであります。

ご案内のとおり、各自治体病院については医師の確保が困難な状況にありますが、本町においても環境は厳しく、これまでも議長、院長共々、各大学等に要請行動を行ってまい

りました。その結果、今年度も現状を維持する体制が確保出来ましたので、ご報告申し上げます。

診療科目につきましては、内科は北大第三内科の理解の基に2名の医師が引き続き常勤で診療にあたり、派遣中止が危惧されておりました外科につきましても、ねばり強い要請活動により、本年度同様、北大第一外科より1カ月交替ではありますが、通年して医師が派遣されることとなりました。

小児科につきましては、医師派遣の条件として、旭川医大から交通の利便性が求められておりましたことから、HACに対し、夕刻の便を求めてまいりましたが、要請どおりの便が確保され、これらを背景に引き続き週1回の派遣が決定したところであります。

また、産婦人科につきましては、定年退職の予定でありました齋藤院長には深いご理解をいただき、当分の期間、継続勤務をしていただくこととなり、結果、リハビリテーション科も含め、五つの診療科目を確保することが出来たところであります。

さらにはまた、現行の医師4人体制という過酷な状況で救急対応をしておりましたが、これらを改善するための努力をしてきたところですが、北大第一外科のご理解により、毎月2回、金曜日から土曜日まで派遣いただくこととなり、これまでの1名と合わせて月3回の派遣をいただくことになりました。

しかしながら、依然として医師確保は厳しい状況下にありますことから、本町の医療体制を確保すべく、今後も引き続き、あらゆる機会を通じ、医師の派遣元であります北大、札医大、旭川医大の道内3医育大学の関係先に対し要請をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目は、JR釧網線のダイヤ改正についてであります。

今般、JR北海道のダイヤ改正があり、通勤、通学に影響がありました、釧網線の最終便の設定等に改善が見られましたので、ご報告いたします。

この最終便につきましては、昨年10月のダイヤ改正において、前の便との間に大幅な空白時間が生じ、通勤、通学の足に影響が出たことから、JR北海道に対し改善を求めてまいりましたが、今回の改正に伴い、標茶駅到着時間が約20分早まることとなり、若干の改善が図られたところであります。

また、これまでは一方的なダイヤ改正でありましたが、沿線住民の意見を聞くという実績も出来ましたことも、今回の交渉の中で生まれたものであります。

JR北海道に対しましては、住民の利便性を高めるため、さらなる改善を求めてまいります。

三点目は、企業進出についてであります。

町外企業の標茶町進出が決定しましたので、報告いたします。

当該企業につきましては、千葉県浦安市に本社を置きます株式会社インスマタルでありまして、金属加工を行う企業であり、本町には、その設計室を設置するものであります。

昨年4月、本町の恵まれた環境に関心を持たれ、本町への進出を検討している旨を伺い、

町といたしましては、町内における適地の選定、人材確保に係る情報提供、高速通信体制の確保等々、現地に職員派遣等も行いながら積極誘致を行い、進出決定を見たところであります。

この進出により、町内在住者1名がすでに採用されており、4月には標茶高校卒業生3名が新たに採用となり、研修に入る予定であります。

また、施設整備につきましては、本年5月より始まりますが、設計、施工の全てを町内で行うなど、その波及効果はきわめて大きなものとなっております。

また、本件につきましては、一つの企業が進出したことだけでなく、本町の新たな可能性を示唆しております。

すなわち、これまでの企業誘致の形態ではなく、高速通信の体制確立により、全国の企業が工場は地元置き、設計等の作業は本町の恵まれた環境の中で行うことで、効果を上げるサテライトオフィスとして位置づけることを企業から認知を受けたものと考えております。

今後につきましては、本格操業に向けて引き続き支援を行うとともに、これらの情報発信を行い、積極的な企業誘致を行ってまいりたいと存じます。

四点目は、行方不明者の捜索についてであります。

2月29日に発生しました「行方不明者の捜索」について、ご報告いたします。

阿歴内地区在住の80歳になる男性が、2月29日、午前5時に家の中にいないことに家族が気づき、自宅周辺を探しても見つからないことから、午前7時20分に家族から弟子屈警察署へ捜索願が出されました。

その後、弟子屈警察署から役場に捜索協力の依頼がありましたので、午前8時35分に対策本部を設置し、職員を招集して現地に向かったところですが、午前9時20分に自宅から数キロメートル離れた林道で、軽い凍傷にかかってはいましたが、無事発見されたところです。

捜索には、待機の職員も含めて役場職員47名、標茶消防署・団員19名、警察10名、農協・地元32名の総勢108名で対応に当たったところです。

家族の話では、日ごろから一人で出かけることがあり、注意をはらっていたのですが、結果的に捜索願を出すことになり、関係者の皆さんにご迷惑をおかけして、大変申し訳ありませんと謝罪されておりました。

家族の方には、今回で捜索願が2回目であることからGPSの使用を含め、今後の対応について検討していただくよう要請したところであります。

行方不明者の捜索につきましては、今後とも警察からの要請に基づき、関係機関、団体等との連携のもと迅速な対応に、さらに努めてまいり所存であります。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成20年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下、八点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、2月26日開催の教育委員会において、教育委員長任期満了に伴う選挙の結果、委員長に三本雅一さんが再任されました。任期は平成20年2月28日から1年間であります。

二点目は、町条例に基づく平成19年度の児童生徒の表彰であります。

本年度後期分として、2月に塘路小・中学校、中茶安別小・中学校、磯分内小学校、磯分内中学校、標茶小学校、標茶中学校の7校で児童29名、生徒33名、計62名の児童生徒に表彰状を贈りました。

なお、今年度の児童生徒表彰の内訳につきましては、前期・後期合わせますと、努力賞22名、奉仕賞15名、親切賞8名、体育賞18名、学芸賞15名、合計78名となりました。

三点目は、平成19年度の町内各中学校卒業生の進路状況であります。

卒業生総数は93名で、全員が高等学校への進学を希望しております。

進路希望の内訳につきましては、標茶高等学校68名、釧路工業高等専門学校を含めた町外公立高等学校23名、私立高等学校2名であります。

四点目は、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

北海道教育委員会が実施した「いじめに関する実態調査」を受け、この1年、町内各小中学校では、一校一運動の取り組みを中心に、様々な教育活動を展開してまいりました。標茶町教育委員会としては、この間の取り組みの検証と今後の改善に役立てるため、全児童生徒を対象に、昨年12月、同様の調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

まず、調査の結果から言えることは、町内のいじめは大きく減少し、改善傾向にあることが明らかになったと云うことでもあります。

具体的に申し上げますと、平成19年4月から12月までに「いじめられたことがありますか」という質問に対し、「ある」と回答した児童生徒の割合は、昨年度の道教委調査と比較し、全体的に、小学校では約30%程度、中学校においては約80%程度減少しております。

また、「友人をいじめたことがありますか」という質問に、「ある」と回答した児童生徒の割合も小学校で22%、中学校で60%減少いたしました。

更に、「いじめを見たり聞いたりした時、あなたは、そのいじめをやめさせようとしたか」という質問に対し、小学校では「やめさせようとしたり、先生に相談した」という割合が増えるとともに、小・中学生の両方で「何もしなかった」という割合は減少しています。

このように、「いじめられた児童生徒」、「いじめた児童生徒」、「いじめを認知した児童生徒」の、どの状況からも、いじめは改善傾向にあると言えます。特に中学校のいじめの状況は、大きく改善され、いじめ発生件数は減少していることが明らかになりました。

いじめが徐々に改善されている要因として、各学校における一校一運動の取り組みの成果に加え、「いじめは絶対許されるものではない」という世論が高まる中、地域、家庭に

おける意識の高まりが背景にあるものと考えられます。

しかし、今もいじめに苦しみ、悩みを抱えている児童生徒がいることから、この結果に満足することなく、今後も学校、家庭、地域が各々の役割を発揮するとともに、連携を強化し、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

五点目は、この度、標茶町教育委員会では、全国学力・学習状況調査にかかわる北海道教育委員会の「学校改善支援プラン」を踏まえて、本町の児童生徒の学力の状況をさらに分析し、学校改善に向けた支援策をまとめましたので、ご報告いたします。

はじめに、本町の児童生徒の学力向上に向けた「学校改善の三つの視点」について申し上げます。

一点目の視点は、基礎的・基本的学習内容の習得であります。

本町の児童生徒の傾向として、「知識」にかかわる問題の正答率が高い児童生徒は、「活用」にかかわる問題の正答率も高い傾向にあることから、知識や技能など、「基礎基本の育成」を学校改善の視点として示しました。

二点目の視点は、学習意欲の向上であります。

学習意欲と学力の相関を分析した結果、学習意欲が高い児童生徒の方が、平均正答率が高いことが明らかになったことから、「学習意欲」を学力向上の重要な視点として示しました。

三点目の視点は、日常生活の充実であります。

基本的な生活習慣、家庭における学習習慣、食習慣、遊びや運動習慣など、日常生活と学力の相関を分析した結果、生活習慣が良好な児童生徒の方が平均正答率が高いことが明らかとなったことから、これを三つ目の視点として示しました。

次に、教育委員会では、これら三つの視点を踏まえ、検証・改善・計画・実施というサイクルを確立し、次のように学校を支援してまいります。

一つは、校長会等の場を活用し、改善に向けた協議を行うとともに、改善の方針及び具体策を共有する。二つ目は、標茶町教育研究所や学校が行う研究等において、「三つの視点」を踏まえた研究を推進するとともに、指導助言にあたる。三つ目は、研究指定校事業において、学力向上に向けた研究を支援し、広くその成果を発表する。四つ目は、特別支援教育の質の向上を図るため、特別支援教育連絡協議会を活用し、研修の充実を図る。五つ目は、各学校における取り組みやその成果を、広く町民に知らせ、理解と協力を求める。六つ目は、家庭や地域に対し、生活習慣・学習習慣の重要性を啓発するリーフレットなどを作成し配布する。であります。

なお、各学校においては、先ほど述べた「三つの視点」を踏まえ、独自に分析した自校の課題と合わせて、より具体的な取り組みを行うこととしております。

六点目は、平成20年度の学校給食費についてであります。

2月25日に学校給食共同調理場運営委員会が開催され、昨年からの原油価格高騰によ

り、穀物価格の上昇をはじめ、多くの食材が値上げ傾向にあります。

また、食の安心・安全、道内産使用推進等による単価アップとあわせて、学校給食の主食材料であります原料小麦のパン、麺類が10%から15%、牛乳が2円余り、その他副食材料費でも平均で10%から15%程度の値上げをする見込みであることから、小学校及び中学校一食あたり単価をそれぞれ5円値上げすることの答申がなされました。これにより平成20年度の一食あたり単価を、小学205円、中学校240円により運営することと決定したところであります。

七点目は、児童生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

2月3日から6日に長野市で開催されました全国中学校スケート大会に本町から2名出場し、標茶中学校2年藤野裕人君が男子500m第5位及び1,000mで第4位に入賞し、また同校3年只野静菜さんは女子1,500m、3,000mに出場しましたが、惜しくも入賞とはなりませんでした。今後のさらなる活躍を期待するところであります

八点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月13日には、「ういず」において新成人101名の出席による成人式が挙行されております。2月2日には、多目的運動広場スケートリンクにおいて、町民スケート大会が開催され、187名が出場し、大会新記録が11生まれております。同じく2月2日にトレーニングセンターにおいて町民憲章推進書道展の表彰式が行われ、特別賞1名、特選8名、入選28名、奨励賞11名の方々に賞状をお渡しいたしました。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君）引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎町政執行方針

○議長（鈴木裕美君）日程第4。施政方針を行います。

町長から町政執行方針を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕2君）（登壇）平成20年第1回定例議会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

はじめに、標茶町長の重責を担わせていただき今日まで、町民各位の温かいご支援に励まされながら、全力で直面する課題に取り組んでまいりました。

我が国は、未曾有の財政危機や人口減少下での少子高齢化の進展など、数多くの難題を抱えており、景気回復が一部の地域、産業にとどまる中、地域間・産業間格差は拡大の一途を辿り、地球温暖化や新興経済発展国の需要増を背景に、原油を始めとする輸入原材

料の価格高騰を要因とする値上げの嵐は、燃料、食料品のみならず生活関連物資全般へと広がりを見せており、国民生活を直撃し、深刻の度を増しています。

また、基幹産業酪農を取り巻く状況においても、世界的な需給状況の変化により、道内生産は拡大基調へ転じていますが、飼料や資材価格の高騰は経営を圧迫しており、再生産を確保する対策が求められています。

国の施策の基本方針は、これまでの市場原理主義と規制緩和を中心とした行財政改革最優先から、ほんの少し格差の是正に目を向けようとする気配が感じられてきましたが、800兆円を越す借金返済を至上命題とする財政再建路線が堅持され、増加する社会保障費の財源として、国民に負担を求めていくという構図に変わりはありません。

このような時代であればこそ、共に知恵と力を出し合い、共に前進する「協働」のまちづくりが不可欠であり、私もその先頭に立ち、課題解決に取り組んでまいります。

町政の特徴について

国の三位一体改革による構造改革が押し進められる中、国は前年度比0.2%増の83兆600億円となる一般会計予算を編成しております。

本町の平成18年度ベースの財政状況については、地方交付税などの依存財源の大幅な減少により、経常収支比率は89.8%で前年比0.3%の増、公債費比率は19.1%で前年比0.5%の増、起債制限比率は12.3%で前年比0.6%の増、町全体の公債費を対象とした実質公債費比率は19.3%となり、基準の18%を超えておりますが、平成19年度において適正化となる見通しであります。

歳入における自主財源の比率は、30.0%と国等への依存度が更に高くなり、公債費償還なども含め不安要素となっております。

自主財源の軸であります町税は、税源移譲や税制改正により増収となる要因があるにも関わらず、原油価格の高騰、その影響による消費者物価への連動は、納税環境に暗い影を落としておりますが、納税者の皆さまに受益と負担のご理解をいただきながら、税収の確保に努めてまいります。

また、税外諸収入金も含め、負担の公平性を保つべく滞納整理に努め、その収納対策に力を注いでまいります。

行財政改革につきましては、第2期行政改革実施計画に基づく、徹底した歳出抑制、負担の適正化の追求や、簡素で効率的な行政組織・機構の見直しに、引き続き最大限の努力を払ってまいります。

このような状況下ではありますが、地方自治の原点に立ち返り、一人でも多くの町民がより安心して暮らしていけるよう、平成20年度において取り組む主要な施策といたしましては、一点目は、健康対策として、住民健診の対象を10歳引き下げ、20歳以上に拡充します。更に、安全・安心対策として、自動体外式除細動器を学校や社会教育施設に15台設置します。また、耐震改修調査の実施、個人住宅耐震改修費の助成を行います。

二点目は、少子高齢化対策として、3人目保育料の無料化を実施し、デイサービスに

おいては利用日の拡大を行います。

三点目は、教育対策として、標茶小学校体育館に引き続き、校舎の改築に着手し、早期完成を目指します。また、特別支援教育の強化を図ります。

四点目は、環境対策として、磯分内地区の下水道整備に着手し、早期供用を目指します。

五点目は、農業対策として、新たに虹別地区畜産担い手育成総合整備事業に着手するほか、農道、草地、牧場等の着実な整備を図ります。

六点目は、地域活性化対策として、ブロードバンド未整備地域の環境整備調査に着手します。

以下、施策の概要について、標茶町第3期総合計画の施策の大綱に基づき、申し述べたいと存じます。

1. 「人と自然が共生する環境の創造」をめざして

本町は、豊かな自然環境に恵まれ、その中で町民の生活や生産が営まれる自然と共生する町であり、引き続き環境保全対策に積極的に取り組んでまいります。

廃棄物処理につきましては、ゼロ・エミッションの思想を基軸とし、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、再資源化、減量化の取り組みの充実を図り、排出された廃棄物の適正処理に努めてまいります。

資源ゴミの回収につきましては、従来の分別に加え、これまで資源化の対象外であった一部紙類についても資源物として回収し、焼却処分の減量化を推進してまいります。

また、廃棄物の収集体制につきましては、全町収集体制を継続するとともに、ゴールデンウィークと年末年始を除き、全てのゴミの毎週収集体制を確立いたします。

ゴミのポイ捨て、不法投棄対策につきましては、「自然の番人宣言」運動の普及と啓発を図り、企業、地域団体等のさらなる理解を求め、取り組みの輪を広げてまいりますとともに、違法行為に対しては厳しい姿勢で臨み、対処してまいります。

「森と川の月間」の取り組み等により、環境保全が住民運動として定着してきておりますが、「釧路川」、「別寒辺牛・ホマカイ川」、「西別川」の各協議会を通じて、上下流域の広域連携を一層推進してまいります。

次に、秩序ある土地利用につきましては、今日的情勢に見合った利用のあり方を引き続き検討していくとともに、昨年導入いたしました統合型GISを活用した、町有地の管理、効率利用を図ってまいります。また、地籍調査事業につきましても、引き続き推進してまいります。

住居表示事業につきましては、区画整理事業が終了した麻生、平和地区を実施するとともに、各地域からの実施要望に対する検討を具体化させてまいります。

2. 「だれもが健康で安心して暮らせる快適なまち」をめざして

(その1) だれにでも優しい社会の実現

社会環境が目まぐるしく変化する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことが求

められ、「一人の不幸も見逃さない」との思いを大切に、各種福祉施策の具体化を図ってまいります。

障がい者が地域で安心して自立した生活が送れるよう、引き続き福祉サービスや地域生活支援事業の円滑な実施を推進するとともに、小規模授産施設「コスモス」の障害者自立支援法に基づく法定施設への移行について支援してまいります。

本町の高齢化率が27%台にあることを踏まえ、高齢者福祉施策の着実な展開を図るとともに、平成20年度は「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定年であることから、福祉施策検討委員会を中心に、関係機関、団体と連携し、策定を進めてまいります。

介護保険事業として運営しております「やすらぎ園」においては、平成19年度に引き続き、利用者の快適性、利便性に向け、居室内窓用カーテンの設置を行います。

デイサービスセンターにつきましては、利用者が憩いの空間として快適に過ごせる環境づくりの充実を図るため、車椅子用浴槽の更新を行うとともに、新たにご要望の多かった祝日の開設を実施いたします。

(その2)健康のまちづくり

保健医療につきましては、国の医療制度改革に伴う後期高齢者医療保険が、本年4月1日から実施されることから、北海道後期高齢者医療広域連合とともに、保険制度の円滑な運営に努めてまいります。

また、各医療保険者に義務づけられました特定健診につきましても、国民健康保険者として責務を果たすととともに、平成19年度に策定いたしました「標茶町特定健診等実施計画」に基づき、総合住民健診の対象年齢を10歳引き下げ、20歳から実施してまいります。

健康づくり推進のため、指導体制の充実を図るとともに、保健推進員、運動指導者などの方々と連携し、引き続き健康まつりなどの事業展開や、健康づくり思想の普及、啓発を進め疾病予防に努めてまいります。

町立病院の運営につきましては、町民の命と健康を守る重要な使命を担う施設として、医療機器・設備の充実を図るとともに、なにより、患者サービスの向上と信頼される病院づくりに努めてまいります。

次に、雇用の促進、勤労者福祉については、引き続き公共事業の発注や、冬期間を含めた雇用対策事業の活用を図るとともに、通年雇用促進協議会の事業内容の充実に意を配ってまいります。

更に、新たな雇用拡大を図るべく、光通信網の展開や本町の恵まれた自然環境等を背景にサテライトオフィスの誘致を進めてまいります。

また、職業病予防に努めるなど、安心して働ける環境づくりを推進してまいります。

(その3)快適に暮らせるまちづくり

都市計画につきましては、「都市計画マスタープラン」を基本に、快適で安心して生活を送ることができる都市づくりを目指してまいります。

都市公園では、遊具をはじめとする施設のより安全で良好な維持管理に努めるとともに、子育て環境の向上や、高齢化社会における健康増進への寄与を図ってまいります。

また、区画整理事業に伴う駅裏3号街区公園につきましては、町内会と連携し施設整備を実施してまいります。

鉄東地区区画整理事業につきましては、事業の終決に向けて、換地処分と登記業務を進めてまいります。

住宅の整備につきましては、「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、既設2棟の開運団地に、1棟5戸の建設を進めますが、その後の展開につきましては、町民の需要動向や民間投資状況等を十分に見極め、計画の見直しを含めた検討を行ってまいります。

建築行政につきましては、住宅の耐震化、悪徳リフォーム業者対策など、住宅や建築に関する相談に積極的に対応してまいります。

次に、上水道事業につきましては、配水管の整備を実施してまいりますとともに、新設井戸による水源変更事業につきましては、平成22年度の供用開始に向けて、施設の工事に着手してまいります。

下水道事業につきましては、標茶市街地区の雨水管渠の整備と標茶終末処理場監視制御設備の更新を行い、適正な維持管理と水洗化率の向上に努めてまいります。

また、塘路地区の下水道につきましても、水洗化率の向上に向けて、地域と連携しながらPRに努めてまいります。

更に、懸案でありました磯分内地区につきましては、特定環境保全公共下水道事業での整備に向けて、下水道法の認可変更手続きに着手してまいります。

(その4) 広がりのあるまちづくり

町内の主要幹線であります国道、道々の整備につきましては、引き続き関係機関に要請を行ってまいります。

なお、既に着工しています駅前中央通につきましては、早期完成を要望してまいります。

町道及び農道の整備につきましては、地域との協議のもと、効果的な改良舗装や整備に努め、調査設計が終了しました虹別ふ化場線につきましては、改良舗装工事に着手し、標茶中茶安別線につきましては、国有林の保安林解除と用地処理の事務手続きを進めてまいります。

また、地吹雪対策として、新たに虹別斜線の防雪柵設置事業に着手してまいります。

道路や河川の維持管理、災害時の対応や除雪体制につきましては、民間との効率的な任務分担を進めながら、快適でより安全な生活が送れるよう、交通網の確保に努めてまいります。

本町の公共交通機関である町有バスの運行につきましては、今後におきましても地域住民の足として、沿線地域会と連携を図りながら、バスの運行に努めてまいります。

JR釧網本線については、引き続き「湿原ノロッコ号」や「SL冬の湿原号」の運行など、観光面での利用促進を図り、路線の維持、確保に努めてまいります。

情報通信基盤の整備については、民間主導で進められていますが、ブロードバンドサービスが利用できない地域の情報格差の是正を図るため、その環境の調査に着手してまいります。

(その5) 安全・安心な暮らし

安全で安心して暮らせるまちづくりには、防災・消防機能の整備と併せて「防災意識の高揚」を図ることが大切であります。

昨年は、「釧路川水防公開演習」が行われ、併せて住民の避難訓練等を実施してまいりましたが、平成20年度につきましても、大規模な地震災害等を想定した防災訓練の実施を計画してまいります。

更に、地震による建築物や人的被害の軽減を図るため、個人住宅の耐震改修費の助成を行うなど、住宅や建築物の耐震化率向上を目指し「標茶町耐震改修促進計画」を推進してまいります。

また、運動時や突発的な心臓停止状態などに早期対応するため、町内の学校、公共施設等に自動体外式除細動器（AED）を計画的に導入して、緊急時に備えるとともに、使用に当たっての講習会を関係機関と連携して実施してまいります。

平成20年度は、久著呂中央小中学校、沼幌、中御卒別の両小学校をはじめ、各プール、各地区公民館や農業者トレーニングセンターに導入してまいります。

交通事故の無い安全で住みやすい「まち」を目指していくためには、運転者と歩行者が相互に交通ルールを守ることが大切であり、関係機関はもとより、学校や地域、職域の皆さんが密接に連携し合い、交通安全思想の普及啓蒙を図るとともに、交通安全設備の整備、拡充を進めてまいります。

また、近年の消費者を取り巻く社会環境は、高齢者などを狙った訪問販売や振り込め詐欺等の犯罪のみならず、若年層においても、架空請求、多重債務など複雑化している状況にあり、「標茶町消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を活用したきめ細やかな情報提供により、被害の未然防止に努めるとともに、相談体制の充実を図ってまいります。

3. 「クリーンで元気な産業の創造」をめざして

本町の基幹産業酪農を取り巻く状況は、需給動向の変化により、昨年途中までの減産から、生産拡大へと急転回されましたが、生産者や関係者の努力により、ほぼ前年並の生乳生産量を確保することができました。

しかし、飲用乳の消費が依然として低迷を続けている中で、輸入飼料価格高騰に加え、燃料費や生産資材価格も相次いで値上げされ、生産コストの上昇が酪農家の経営を圧迫しています。再生産を確保するための緊急対策はもちろんですが、輸入飼料に依存しない、食料自給率の向上を目指す安定的かつ中長期的な方針の構築が求められています。

このような状況の中、なにより良質な自給飼料の安定的確保が重要であり、平成19年度からスタートした公社営草地基盤整備事業3地区に加え、新たに虹別地区の事業に着手してまいります。また、効率的な生産を目指すための農地の集団化や交換分合事業等の推

進を図ってまいります。

「中山間地域直接支払制度」につきましては、中山間地域の多面的機能を維持・増進する自律的、かつ継続的な農業生産活動等を推進する取り組みが、積極的に展開されておりますので、引き続き必要な支援を行ってまいります。

また、生活全般のルールづくりにより経営の向上とゆとりある生活を目指す家族経営協定につきましても、関係機関とともに一層の推進を図ってまいります。

農業分野のGISの導入についても、国の動向を注視しながら、検討を続けてまいります。

また、農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、時代の要請等も踏まえ必要な作業を進め、早期の実施を目指してまいります。

昨年当初から、食品偽装や不当表示、また、年明けからは中国産冷凍食品への農薬混入事件等々が続発し、食に対する信頼を大きく揺がしています。

今、求められているのは、消費者との信頼関係に基づく生産であり、地域特性を生かした、国際化にも対応できる、足腰の強い酪農・畜産経営確立を目指すとともに、農業の持つ多面的機能の発揮や、家畜ふん尿の適正処理・利活用による環境保全型畜産への転換を目指してまいります。

オーストラリアとのEPA締結交渉、WTO農業交渉などの行方は、依然として不透明なままでありますが、酪農・畜産業ばかりでなく、本町経済全体にも重大な影響を及ぼす問題であり、将来に禍根を残すことのないよう、出来得る限りの取り組みを行ってまいります。

標茶町育成牧場につきましては、後継牛育成に対するより質の高い、また多様化するニーズに応えるため、道営事業による草地と哺育施設の整備を進め、良質な粗飼料生産基盤を確立するとともに、内外から評価の高い哺育部門の拡充を図ってまいります。

次に、林業をとりまく状況は、輸入資源の減少などにより、木材価格は高い水準を維持しており、伐採需要は増加していますが、その後の新植意欲が懸念され、将来的な森林の荒廃が危惧されています。

本町における森林整備につきましては、地球温暖化の抑止策としての今日的な重要性も考慮し、「水土保全林」と「資源循環利用林」それぞれに応じた望ましい姿を目指す育成複層林施業の拡大や人工林の保育、保護事業等を着実に実施するとともに、林道等の維持整備や治山につきましても、適切な事業導入を検討してまいります。

「森林整備地域活動支援交付金」制度につきましては、適切な森林保全を促進するため引き続き支援を行ってまいります。

次に、漁業の振興につきましては、塘路湖、シラルトロ沼の環境保全に努めるとともに、漁獲の主力でありますワカサギ資源増殖事業を引き続き支援してまいります。

次に、魅力ある商業の育成であります。景気全般の低迷や消費抑制、他商圏への消費流失が、特に小規模商業者に大きく影響を与えています。引き続き、町商工会と密接な

連携を図りながら、より魅力的な商店街づくりや新たな起業を目指す個人や集団への支援を行うとともに、経営資金の需要に対応するための中小企業振興融資事業の貸付枠を維持してまいります。また、地域内循環率の向上を図る共通商品券の利用促進や、町広報紙上への低廉な有料広告掲載等により、商店街の活性化を支援してまいります。

次に、魅力ある観光の推進につきましては、本町の二つの国立公園のワイズユースを広域的に図るとともに、シラルトロ湖キャンプ場と「憩の家かや沼」との一体的連携を図り、滞在施設として積極的にPRしてまいります。

また、これまで整備してまいりました各施設の機能を生かし、湿原観光の目玉である夏の「ノロッコ号」、冬の「SL冬の湿原号」などと連動した魅力ある体験・滞在型の情報発信に努めてまいります。

4. 「創造性豊かな標茶人を育むまち」をめざして

(その1) 子どもが健やかに育つ環境づくり

本町の子育て支援につきましては、「標茶町次世代育成支援行動計画」に基づき、少子化、核家族化が進む中で、親の不安や悩みが、少しでも解決、軽減できるよう、家庭・学校・保育所・関係団体と密接に連携を図りながら、子どもの健やかな成長を目指した施策を展開してまいります。

児童福祉の中核であります保育所の運営につきましては、引き続き適正、かつ効率的な運営を図りつつ、第2子以降の保育料算定方法の変更を行い、負担の軽減を図ってまいります。

子育て支援体制につきましては、子育て相談や親子サロンなど育児支援を実施しております子育て支援センターを中心に、保育所・幼稚園・小学校等と連携し、支援体制の充実、強化を図ってまいります。

また、特別支援教育のサポート体制を継続実施し、放課後児童健全育成事業につきましては、引き続き学童保育所の主体性を尊重しながら、運営の充実を図ってまいります。

(その2) 豊かな人材のまちづくり

生涯学習意欲の高まりを支援し、まちづくりを担う人材やリーダーの育成を積極的に行うとともに、諸外国や都市との交流を進め、地域文化振興基金の活用や各種事業の展開を推進してまいります。また本町への移住促進を図るため、本町の概要や土地・家屋の情報を提供するとともに、問い合わせには懇切な対応に配慮してまいります。

スポーツ合宿の誘致につきましては、地元児童、生徒に対する指導等もいただき、顕著な技術向上の成果にも繋がっており、今後とも合宿誘致推進員と連携した誘致拡大を図ってまいります。

標茶高等学校は、後継者育成や地元特産品の開発、環境教育にも先駆的に取り組んでおり、その積極的な情報発信とともに国内外からの評価も高く、町といたしましても、一層の地域貢献を期待し、支援の拡充を図ってまいります。

5. 「共に創る町づくり」をめざして

本町におきましては、これまでも、各町内会、地域会の活動が主体的に、かつ活発に展開されており、誇るべき本町の真の財産であります。

町といたしましては、先人の築き上げたこの貴重な伝統が、確実に引き継がれるよう、自治会振興の積極的な支援を行うとともに、次の時代に手渡すべく、より多くの皆様のご意見をお聞きしながら、「協働の町づくり」を基本とし、緊急性、優先度を勘案した現実的な選択を行ってまいります。

このため、幅広い参画をいただいています「標茶町まちづくり推進委員会」や、町・農協・商工会の三者による検討・協議の活発化と充実を図るとともに、終盤を迎えております「第三期総合計画」の見直し作業に着手する中で、多くの方々の声を数多くお聞きしたいと考えております。

昨年、提唱いたしました標茶ブランドの創造については、広く町民の理解と賛同を得て取り組むことがなにより重要であり、まちづくり町民講座や研修会等の様々な場面で問いかけや提案を行うとともに、具体的な取り組みの可能性について、制度面からの調査も行っていました。

平成20年度においては、まず地元産牛乳の学校給食への可能性について優先して取り組むこととし、関係機関との検討・協議を加速させ、方向を定めたいと考えております。

また、牛乳・乳製品消費拡大事業につきましては、新たな取り組みも模索し、一層の強化を図ってまいります。

以上、平成20年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

地球温暖化を要因とする気候変動の影響は直接に感じることは少なく、目にも見えませんが、確実に生産・消費構造の転換をこの時代に求めています。先人が切り拓き守り育ててきたこのかけがえのない貴重な大地・自然という財産の可能性をもう一度見直すことが、将来展望を切り開く最善の道に繋がるものだと考えています。

町民の皆さまが、「住んでいて本当に良かった、これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを目指し、少しでも、より安全に、より便利に、より快適に暮らして行けるよう、時代をしっかりと見据え、立ち竦むことなく全力で取り組んでまいります。

町議会並びに町民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

◎教育行政方針

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成20年度教育行政方針をご説明させていただき、町議会並びに町民各位の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

はじめに、「まちづくりは、人づくりから」と言われるように、教育は、「活力と潤いのある標茶町の未来」をつくる重要な役割を担っています。変化の激しい多様化した社

会の中にあつて、確かな見通しをもち主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の育成を図ることが重要であります。

この目的を達成するため、社会の変化と教育改革の動向を踏まえ、町民一人ひとりの個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、今こそ教育の大きな転換期であるという認識にたち、教育をめぐるさまざまな今日的課題に対応し、諸施策を展開します。そのために、学校・家庭・地域の連携を深めながら、町民が心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

1. 学校教育の充実

教育基本法をはじめとする教育三法の改正など、教育改革が大きく進展する中、子どもたちに「生きる力」を育むことがますます求められています。

「生きる力」の育成には、学校、家庭、地域がその理念を共有し、校長の強いリーダーシップと確かな教育理念のもと、小・中学校の9年間を見通した義務教育の目的を果たすことが重要です。そのためには、子どもや地域の実態に応じた、自立と意欲を育む教育活動の展開を通して、更なる充実を図ってまいります。

また、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを積極的に推進するため、以下、学校教育の施策について、大きく7点にわたって申し上げます。

「信頼に応える魅力ある学校づくりの推進」であります。

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校が自らの教育に責任を持ち、「生きる力」を育む教育活動の展開が重要です。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 検証・改善サイクルの確立

学校が自らの教育の改善・充実を図り、保護者や地域の信頼に応えるためには、計画、実行、評価、改善というサイクルを確立することが重要です。

そのためには、学校が自ら行った自己評価を公表するとともに、保護者や地域住民からなる、いわゆる学校関係者による評価を積極的に実施し、学校、家庭、地域が連携して学校改善に取り組めるよう支援してまいります。

なお、学校評議員制度の導入校においては、その趣旨を学校改善に生かしてまいります。

(2) 教員の質の向上

教育公務員としての服務意識の向上はもちろんのこと、一人ひとりが強い使命感や高い専門性をもち、課題に的確に対応できる資質や能力を有する教員が求められていることから、教員が保護者や地域の期待に応え、意欲をもって教育活動に取り組めるよう支援してまいります。

そのためには、指導室の学校訪問や、情報提供などを通して、校内研修を支援するとともに、各種研修会や講座への積極的な働きかけに努め、教員がより広い視野・視点から自己研鑽を深められるよう支援してまいります。

また、平成20年度も2校を研究校に指定するとともに、その成果を町内及び管内・全道へ発信するなどして、教員の実践的な指導力の向上に努めてまいります。

「確かな学力の育成」

確かな学力の育成には、学習意欲を基盤とした、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力を育むことが求められています。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

これらの指導にあたっては、まず子どもたちに身につけさせたい能力を明らかにした指導や、反復学習などの繰り返し学習を重視し、「読み・書き・計算」の能力を高める指導や読書活動の充実を図るとともに、体験的な学習や言語活動を発達段階に応じて積極的に取り入れ、考える力や判断する力、表現する力などを育てる指導の充実に努めてまいります。

なお、平成20年度も全国学力・学習状況調査に参加し、得られた結果を分析し、学校改善に向けた支援に努めるとともに、学校における指導の充実に生かしてまいります。

(2) 個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科等の指導にあたっては、指導時数を十分確保し、習熟度別・少人数指導や、チーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、発展及び補充的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実を図るとともに、一人ひとりが学習に意欲をもって取り組めるよう支援してまいります。また、指導と評価の一体化を図る観点から、評価方法や評価内容を見直し、一人ひとりに応じた指導を一層充実してまいります。

(3) 生活習慣の確立

確かな学力の育成には、家庭における食生活や学習習慣など、生活習慣の確立が不可欠であります。また、学習習慣と密接に関連する学習意欲の向上を図ることは大変重要であることから、今後も学校、家庭、地域が連携し「早ね、早おき、朝ごはん」の運動を一層推進するとともに、家庭における学習習慣の啓発に努めてまいります。

(4) 今日的な教育課題への対応

国際化の進展に対応し、中学校においては簡単な情報交換ができるような基礎的・実践的なコミュニケーション能力を身につけさせるため、また、小学校においては国際理解やコミュニケーションの積極的な態度を育成するため、引き続き外国語指導助手を派遣してまいります。

また、フリーターやいわゆるニートが大きな社会問題となっている中、社会的にも職業的にも自立できるよう、キャリア教育の推進が強く求められていることから、中学校において職業体験学習が積極的に進められるよう、受け入れ先の確保や事業所等との連携を一層図ってまいります。

更に、食に関する教育についても、その充実を図ってまいります。

「豊かな心の育成」

道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性の育成には、道徳の時間を要として、教育活動全体を通じて行われることが重要であることから、以下の点について取り組んでまいります。

(1) 道徳教育の充実について

幼児期においては規範意識の芽生えを培い、小学校においては道徳的価値観の形成を図る指導と自己の生き方についての指導を、中学校においては人間としての生き方を見つめさせる指導の充実を図ってまいります。

また、特別活動や総合的な学習の時間などを活用し、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を一層推進し、道徳性の向上に努めてまいります。

なお、これまでも多くの学校で、授業参観などの機会をとらえて保護者や地域等に対して道徳の時間を公開してきていることから、今年度も豊かな心の育成に関わる様々な学校での取り組みを公開するよう努めてまいります。

(2) いじめや不登校への対応

このことについては、早期発見、早期対応が解決の最大の近道であることを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、その対応に努めてまいります。とりわけ、いじめ問題については、今後も「いじめの根絶に向けた1校1運動」の取り組みを継続するとともに、町内すべての児童生徒を対象に「いじめ実態調査」を実施し、保護者にもその結果を公表するなどして、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを展開します。

また、平成20年度も親学講座を開講し、子どもの様々な心の問題に対応できるよう家庭教育の支援を図ってまいります。

なお、総合的、発展的充実の観点から学校と十分協議してきた結果、教育相談体制については、これまで心の教育相談員の配置により対応してまいりましたが、学校においては教育相談を含む全校指導体制が確立してきたことから、今後は、本町の特別支援教育の充実・発展のため、支援員を配置してまいります。

(3) 読書活動の充実について

読書は、豊かな心の育成や学力の基盤として、今後も重視してまいります。各学校においては、子どもたちが日ごろから読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化、朝の短い時間を活用した、いわゆる読書タイムの設定など、読書活動の充実を推進してまいります。また、今後も町立図書館との連携を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝えてまいります。

「健康安全教育」

健康指導面では、学校保健法が定める検診の実施はもとより、遊びを取り入れた体力作りを工夫するとともに、生命の尊厳や人間教育を基盤とした性教育の推進、警察と連携した非行防止教室などを実施し、疾病予防や事故防止等、健康管理に努めてまいります。

安全指導では、交通安全指導や防災訓練を関係機関と連携のうえ、計画的に実施し、交

通事故や校内事故等の予防指導とともに、小学校を中心とした学校安全マップの整備・充実を進め、通学路、学校施設・設備の日常点検に努めます。

また、不審者の侵入や変質者との遭遇時に子どもたちが適切な退避行動をとれるように、引き続き指導を徹底してまいります。

学校給食は、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、家庭、地域との連携を図りながら食育推進の一翼を担ってまいります。

また、国内で食に関する多くの問題が発生しましたが、食を提供する立場として食材の厳選はもとより、できる限りの地場産品利用、徹底した調理場の衛生管理、食器の更新、栄養バランスのとれた献立など、より安心、安全な学校給食の充実に努めてまいります。

「特別支援教育」

特別支援教育については、平成19年度中に町内すべての小中学校において校内委員会が設置されるとともに、特別支援教育コーディネーターが指名されるなど、校内における支援体制の整備が着々と進んでいるところであります。

今後は、特別支援教育の質の向上を図ることが重要であることから、特別支援教育連絡協議会を立ち上げ、各学校における取り組みの交流や研修を通して教師の専門性の向上を図るとともに、校内支援体制の更なる充実に努めてまいります。

また、今後も専門家による巡回教育相談を活用し、子どもの多様な教育的ニーズに応じた指導の充実と、個別の指導計画の整備に努めてまいります。

更に、障がいのない子どもとの交流や共同学習を一層推進し、相互理解と認識を深めるための指導の充実に努めてまいります。

なお、特別教育支援員の配置については、継続して標茶小学校に、更に今年度は標茶中学校にも配置することとします。

「幼稚園教育」

近年の、子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、家庭との連携を深め、幼児の健全な成長を図ってまいります。

また、小学校教育との円滑な接続を重視し、小学生との交流を一層推進するとともに、幼稚園における多様な体験や、幼児同士の言葉による伝え合いができるよう、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

更に、保育所との連携を深め、就学前の幼児教育体制を確立するとともに、幼保一元化については、平成19年度実施した保護者、関係者等へのアンケート結果を十分考慮しながら関係部局と協議し、子ども達へのより良い環境づくりに向け意を配してまいります。

「教育環境の整備」

学校・学級の適正規模化につきましては、教育効果の向上を図るため、児童生徒の立場にたった編成が求められており、各学校の児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、PTA及び地域振興会等への情報提供を行い、児童生徒への教育環境が充実するよう進めてまいります。

今日、社会問題となっている児童生徒の安全確保につきましては、これまでも危機管理マニュアルにより登下校や、校内外時などにおける対策に努めてきたところであります。更に学校、家庭、地域、ボランティア団体、警察等のご協力をいただきながら、地域全体で児童生徒の安全確保が図られてきております。今後も、その連携をより広く構築いただけるよう努めてまいります。

また、スクールバス運行につきましては、関係機関の連絡体制をより密にし、安全運行の指導徹底を講じてまいります。

学校施設等整備につきましては、今年2月に待望の標茶小学校講堂が防音対策事業として完成を見ました。平成20年度は校舎の設計に着手いたします。

また、学校施設の耐震化対策については、先の調査結果をもとに、町長部局と協議しながら進めてまいります。また、改修や修繕工事等については、学校教育施設整備基金により対処してまいります。

学校環境衛生管理、教材・器具等の整備につきましては、各学校の実態に応じて、適切かつ効果的な活用を図るとともに、引き続き進めてまいります。

2. 社会教育の充実

平成20年度は、標茶町社会教育第6次中期計画の初年度であり、第5次中期計画全期間の取り組みの成果と反省に基づき、長期の展望を堅持しつつ、生涯学習の観点に立って社会教育を推進してまいります。

「生涯学習の推進」

平成4年に出された生涯学習審議会の答申では、「生涯学習社会とは、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会」と規定しております。しかし、個人の学習要求に対応することが強調される傾向を生じ、平成16年に出された中央教育審議会生涯学習分科会の「中間経過の報告」では、「個人の需要」と「社会の要請」のバランスが重要視されております。

その実現には、町民が生涯にわたって学びつづけることが可能な施策の展開と、地域課題を含む、町民の学習課題が学習要求に高められるための教育作用の充実が求められております。

具体的には、住民の学習拠点である社会教育施設が核となり、各部局、関係機関等との連携を強化し、より住民の主体性が発揮される学習機会の創造に努めてまいります。

更に、その学習の成果が、住民による実践というかたちで地域づくりに還元され、それがまた新たな学習要求へとつながる、学習と実践の循環が生まれるよう、努めてまいります。

なお、公民館の運営にあたりましては、館長の地域化・非常勤化について、地域の理解を得るよう努めてまいります。

「家庭教育への支援」

乳幼児期は、基礎的な生活習慣がほぼ完成する時期であり、少子化、核家族化が進む

なかで、子育て支援センターをはじめとする関係機関はもとより、地域社会全体で家庭教育を支援していく体制の構築に努めます。

具体的には、釧路短期大学との連携により、主として、中高年者がその知識と経験を子育て支援に生かすことができるよう、その具体化に取り組んでいきます。また、保育園及び子育て支援センターとの連携を図ってまいります。

「青少年教育の充実」

青少年の健全育成につきましては、家庭、学校、地域社会が一体となり、全町的かつ総合的に推進することが大切であります。今後とも各機関、団体等と協力し、青少年の健全育成に努めてまいります。

標茶町青少年健全育成推進連絡協議会につきましては、その役割分担について具体的に協議を進めます。

少年活動では、学年、地域を異にする児童・生徒の交流を促進するとともに、自然体験学習やボランティア体験等により、自主性・自発性を養うため、より効果的な学習プログラムの開発と活用に努めてまいります。

また、少年の遊びを含めた体験活動を促進するために、地域子ども教室を全町的に展開し、中高年者を中心に、支援者、指導者を確保し、子ども会の再生につながるよう支援してまいります。

青年の活動につきましては、青年や青年団体が社会的役割を果たすために必要な学習機会の確保と、リーダーを養成するためのプログラムの作成に向けて努めます。

一方、青年個々の具体的な要求に基づく文化・スポーツ、地域のイベント等に対して自主的に参画できるよう支援してまいります。

「成人教育の充実」

成人の活動につきましては、公民館等を中心として、趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業から、地域課題を解決するための学習支援まで、多岐にわたる事業が行われております。引き続き現代的課題の解決を含めた学習機会を充実させ、学習者自身が自主的に学習機会を創造していくための支援に努めてまいります。

更に、釧路短期大学との連携によりすすめている生涯学習講座につきましては、子育てサポーターの養成につながるよう取り組み、他の高等教育機関の機能とともに積極的に社会教育事業に活用し、町民の学習要求に応えてまいります。

「女性教育の充実」

女性の社会活動や学習活動につきましては、女性のつどいや男女平等参画セミナーなど、目覚しい活動を展開しております。

また、各種事業の実行委員や審議会委員等として積極的にまちづくりに参加しております。社会教育として、なお一層あらゆる分野で女性が参画しやすい環境づくりに努めてまいります。

更に、増大する学習要求に対応するため、各種研修の機会をつくり、各単位団体での新たな人材の発掘と資質向上、実践力のあるリーダーの養成に努めてまいります。

「高齢者教育の充実」

高齢者にとって、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことは、社会的適応能力の獲得や自立するうえで非常に重要であります。しかし、高齢者を受身の存在としてだけ捉えることなく、文化・習慣・技術の伝承者として尊敬され、その知識や能力が地域社会に還元されることが必要です。今後とも高齢者の自己実現が図られるよう、公民館講座等の充実に努めてまいります。

「スポーツの振興」

町民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整え、生涯にわたる豊かなスポーツライフを送ることで、爽快感、達成感、連帯感等の精神的充足と楽しさ、喜びなど体力の向上と併せて精神的なストレスの発散、生活習慣病予防と健康の保持増進に資することが求められております。

体育指導委員については、スポーツの振興と健康づくりの推進役として、活動しやすい環境の整備に努めてまいります。

スポーツと福祉・保健・医療との連携のもと、健康づくり運動専門員の配置による、専門的な運動指導と健康づくり運動指導員の技能・能力の向上に努め、町民の内臓肥満予防、転倒骨折予防をはじめとする健康づくり教室等の運動指導に取り組んでまいります。

また、子どもの体力に対してもスポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、家庭・学校・地域が連携して子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を培う環境を整えてまいります。

また、スポーツ合宿で本町に訪れる大学や企業の協力による地元児童生徒との交流とスポーツ教室を通してスポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に努めてまいります。

スポーツ施設の管理運営については、利用者ニーズの多様化に応え、施設の有効利用がはかれるよう体育関係団体や地域との協議を重ねながら柔軟な管理運営を目指してまいります。

なお、本町の豊かな自然環境との共生を図りながら、年間を通じて、自然とふれあうことのできるアウトドアスポーツや、ニュースポーツを活用したレクリエーションの普及に努めてまいります。

「文化・芸術・芸能の振興」

本町は6つの公民館を拠点として、自主的な文化・芸能活動が展開されており、総合文化祭・各地区文化祭等は年々レベルが向上し、内容も豊かになってきております。

更に、住民の自主的な企画・運営によってコンサート等が開催されるなど、高い文化的水準が確保されております。こうした気運を維持、発展させるために、指導者や公演団体等の情報提供に努めてまいります。

また、社会教育認定団体の自主的文化活動に対する支援を継続するとともに、広く町民に芸術・芸能の鑑賞機会を提供してまいります。

「文化財の保護と活用」

標茶町は2つの国立公園を有し、特に釧路湿原国立公園にあっては、本町が全面積の約45パーセントを占め、全町的に豊かな生態系が維持されておりますが、一方では絶滅が危惧されている動植物も多種存在しております。

更に、全道有数の埋蔵文化財の包蔵地を抱えており、石刃鎌文化を始めとして多くの考古資料が全国的に注目されております。

また、1市3町の11ヶ所のチャシ跡が、「釧路川流域チャシ跡群」として、国の史跡に指定されるはこびとなっております。標茶町ではシラルトロ第1・2チャシ跡及びマタコタンチャシ跡の3ヶ所が指定される予定であります。これら文化財の保護・活用施策を積極的に進めるために、特に町指定文化財の調査研究と町民への啓発に努めてまいります。

「図書館の活動」

図書館活動につきましては、人づくり、町づくりの機能を果たすべき役割の重要性を再認識し、「資料提供」、「全域奉仕」、「児童奉仕」の3点を重点項目として、図書館サービスに努めてまいります。

情報化が急速に進む今日、図書館に求められる資料の内容は多様化を極めており、他の公共図書館や大学・学術機関との密接な協力関係のもと、迅速な資料提供に努めてまいります。

また、全町民が図書利用の機会を得られるように、移動図書館車の運行や各地域文庫、学校移動文庫の充実により、全域奉仕網を図ってきたところであります。

今年度は、更に、身体に障がいをお持ちで図書館利用が困難な方に移動図書館車の個人宅巡回や配本により図書館利用ができるよう進めてまいります。

近年、子どもの情操形成の過程において読書の重要性が見直されてきております。

乳幼児・児童奉仕については引き続き、絵本の読み聞かせ会をはじめ、子育て支援センターと連携、それに伴うボランティアの育成、図書館まつりや人形劇などの子ども行事などにより、読書生活の習慣化に努めてまいります。

また一方では、中高年齢層の利用が増加し、更に学校における読書活動や総合的な学習の時間などでの図書の活用の声が高まっています。図書館の基盤となる蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会の開催など各世代の学習意欲を喚起する資料の提供、住民の暮らしに根ざした図書館の運営を行ってまいります。

「郷土館の活動」

郷土館の充実につきましては、「収集と整理・保管」、「公開と展示」、「普及と教育」、「調査と研究」の四つの機能を発展させ、郷土の自然や歴史を学ぶための個々の学習要求と、近年、増加傾向にある町内の各学校の体験学習に対応することで、児童生徒はもちろん、多くの人々にその学習の機会と場を提供するよう努めてまいります。

それぞれの機能のうち主な事業としては、自然展示室の一部展示替え、新規登録資料を中心とした移動展の継続と、施設内ミニ企画展の実施、それぞれの学芸員担当の歴史・自然講座の開設などに取り組みます。

更に、博物館機能の充実のため、郷土博物館の条件整備に努めてまいります。

以上、平成20年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町議会並びに町民各位のご理解とご協力を、重ねてお願い申し上げる次第であります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、施政方針を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

◎議案第60号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5。議案第60号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 議案第60号、委員会の審査報告をいたします。

平成19年12月12日、平成19年第4回定例議会において、本委員会に付託されました議案第60号、標茶町後期高齢者医療に関する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

審査の経過につきましては、報告書記載のとおり、説明員として妹尾住民課長、土肥住民課長補佐、斉藤年金保険係長の出席のもと、平成20年1月30日と2月15日の2回にわたり、審査を実施いたしました。

本条例案は、平成20年4月1日より施行される北海道後期高齢者医療制度に関わる本町が行う事務について、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めるもののほか、本条例の定めるところによるとされております。

委員会の審査は、第1章総則第1条から附則までの逐条質疑と総括質疑を行い、第4条の普通徴収に係る納期の関係、第10条の町長の情状の関係など質疑を行いました。特に情状のところでは、法律等に基づくものについては、広域連合が一律に形を明示するが、被保険者のその生活実態の部分については、被保険者が居住している市町村の首長の判断による情状というのにはあり得るということでありました。

以上の質疑を踏まえ、審査の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、「議案第60号、標茶町後期高齢者医療に係る条例の制定について」の委員会の報告といたします。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（鈴木裕美君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第60号を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第60号は、原案可決されました。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 報告いたします。

1. 調査事件（1）福祉介護施設の利用状況について、（2）高齢者医療制度について、以上の二点について調査を行いました。出席者については、省略いたします。

調査の経過及び所管なのですが、二番目の説明と調査の主な内容のところ、平成18年度から、国の介護保険法改定により介護施設収支実績は大幅な減収入となっています。その額は、介護施設、短期入所、通所介護の合計で、前年度収支マイナス6千円でとどまっていたのが、平成18年度ではマイナス2,609万4千円となり、大きく減収幅の拡大することとなりました。平成19年度の見込み額は、3施設併せて約2,702万8千円のマイナスであります。赤字解消策として、各園では電気、ガス、上下水道費用の儉約に努めている由、報告がありました。

二枚目なのですが、委員会の所見について。

この（1）の福祉施設の利用状況について。

国の介護保険法の厳しい改定後、平成18年度から収支の状況が逆転したが、施設の努力を評価しつつも、今後、節約や利用拡大など赤字の解消に向け、更なる努力が必要であると。やすらぎ園では良質なサービスを安定して受けることができるよう、苦情解決委員会を設置しているが、現在苦情の報告は1件もないという報告がありました。

さらに、利用者本位の運営になることを期待いたします。

施設待機者解消に向けての課題については、引き続き努力していく必要があるというふうに思います。

前のページに戻ります。

(2)の高齢者医療制度について。

住民課長から、後期高齢者広域連合についての説明を受けました。主な質問と説明なのですが、低所得者の保険料の納入について、非常に大変だということで、特別な考えをお聞きしたところ、年金所得、年180,000円未満の人についての手当では、特に考えていないということでありました。

現在の内訳ですが、この連合の会計として、保険料が、これは後期高齢者の方が、払う保険料なのですが、これは全体の10%、国保からの支援金として、今回も提案されていますが40%、残りの50%は公的な機関が負担するということでありました。

町の事務量が、どの程度増えるかという問題について、後期高齢者医療保険料の徴収事務についてのみ増えるという説明がありました。

委員会の所見としては、高齢者医療制度について、75歳以上の後期高齢者の低所得者に対する手立てとして、配慮が特にはないのは問題があり、新たな措置をするかどうかは課題として残る。特に、従来の保険税と比べて保険税が高くなる逆転現象もあるのは今後の課題である。75歳以上の町民の今後の医療含む生活設計が明確にならない。現状では実態をおさえる面での資料が不足であり、準備すべきだ。扶養者が制度導入により、被扶養者の保険料の負担をしなければならない例も出てくると考えるが、それが不明であり町民の不安も大きいと考える。もっと住民への説明を工夫すべきである。というふうに、委員会の所見をまとめました。

以上で、報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎産業建設委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。産業建設委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、産業建設委員会委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長・越善君。

○産業建設委員会委員長（越善 徹君）（登壇） 産業建設委員会では、昨年11月15日から今年2月13日まで、3回の所管調査を実施しております。

以下、所管事務調査の報告をいたします。

産業建設委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告をします。

記、1. 調査事項、(1)農業振興に関する施策等について。

産業建設委員会所管事務調査報告書、調査日時・調査場所については、記載のとおりであります。

1. 調査事件 (1)農業振興に関する施策等について。2. 出席者、以下、記載のとおりであります。3. 調査の経過、(平成19年11月15日)、標茶町農業協同組合会議室において、組合長以下幹部職員から最近の酪農情勢、中期経営計画に基づいた今後の方針について説明を受け、各委員から質疑を行った。

主な質疑の内容、(1)飼料高騰等の影響で計画とおりの乳量の増加は見込めないのではないか。(2)本町の乳質は全道一だが、なお一層のPRが必要ではないか。(3)「標茶ブランド」の確立を図るべきである。(4)目標乳量達成より、10戸離農することが、本町にとってダメージが大きい。(5)離農の原因はなにか。経済的理由の場合、その分岐点をどう考えているか。(6)遊休地を利用し、個人ではなく法人で自給飼料を生産できないか。(7)家畜ふん尿の有効利用。(8)酪農戸数の減少も問題であるが、農業従事者数の確保が大切なことである。(9)託老事業の概要はどのようなものか、標茶ブランドは経済団体が先頭となるべき。(10)様々な部分で農協、町、商工会等の連携、協議が必要である。

(平成20年1月29日)の調査でありますけれども、これについて、議員室において農林課長から本町の農業施策に関して、その目的、社会的情勢、地域的情勢、個別的な要因、現在の取り組み、将来の展望について説明を受けた。

また、農業委員会の当面する課題については、事務局次長及び振興係から説明を受け、各委員から質疑を行った。

主な質疑内容であります。 (1)地元イベントにおける牛乳の活用について。(2)ブランド化立ち上げに向けての取り組みの現状はどうなっているか。(3)離農の実態。現在営農している農家の支援対策について。(4)多額の自己資金が必要な新規就農ではなく、小規模就農を検討すべき。(5)遊休地、急傾斜地を利用した肉牛の放牧など幅の広い新規就農対策を取るべき。(6)労働力確保についてどのように考えているか。(7)パーラー処理水について。現在の状況、今後どのような規制が想定されるか。(8)灯油が倍の価格になっている状況で、間伐材の利用状況は。(9)エゾシカ被害の対応について。(10)農業委員会において、今後の農業政策、実態把握などこれからの具体的取り組みは、どのように考

えているか。

以上、これら2回の調査をもとに、平成20年2月13日、これらの所管調査の取りまとめを行っております。

4. 委員会の所見について。以上の調査に基づき、次の3点について委員会の所見を述べます。

(1) 離農対策について

最近は離農に歯止めがかからない状態である。この主たる原因としては、高齢化、後継者が不足、飼料、燃料等の高騰、あるいは経営上の問題などによるものであります。これによって乳量の減少、労働力の低下、町税収の減少、地域経済活動の低下、さらには保育所、学校の廃所、廃校も想定され、地区集落の維持ができなくなるようなことも想定される。

この対策として、経営者、後継者に対する早期からの経営形態の改善、酪農業の機能分担化が進んでいるため、それに対応した経営指導の強化、家族労働力の限界を見極めて地域労働力の有効活用を図ること。地区によっては放牧酪農や飼料の自給を早期に検討することが必要ではないか。

(2) 新規就農対策について

平成6年度から平成19年度までに就農したのは、12戸であり、年1戸程度であります。新規就農が進まない背景としては、酪農に例をとるとリースの場合、初期投資5～6千万円、本人携行資金としては最低約500万円必要であること。

また、補助金の交付を受けるためには、乳牛は最低40頭の飼育が条件であり、最近の飼料、燃料の高騰を考えると非常に高いハードルである。このような情勢を背景に、自己資金の負担の少ない業種へと考え方が変化してきている。

この対策としては、就農地や住居あるいは酪農施設の環境整備、乳牛40頭以下の酪農、放牧酪農、肉牛飼育、畑作、園芸等の業種にも柔軟に対応できるよう制度設計の見直しを図るべきである。

(3) 地場産品づくりについて

地場産品については、地元の牛乳を飲ませたいということから、役場内で研究しており、学校給食については学乳制度が支障となっているところであるが、できるところから始めたいということで、標茶高校の牛乳を給食に月1・2回出すよう検討し、標茶高校と協議をしている。

しかし、この牛乳は教育施設における教育実習の産物ということであり、地場産品としての標茶高校の牛乳の提供については、当面の取り組みであり、引き続き次の段階の取り組みに期待をするところであります。

地元産品を開発するための組織としては、商工会、町、農協の地域連携会議があり、そこで協議をしているところであるが、進展がみられない状況にある。

標茶産の牛乳、肉牛や羊肉、その他の農産物あるいは水産物、さらにはエゾシカ肉など

を使用しての食品開発を検討することが重要である。

現在の食品は安全・安心が求められており、良質な材料を使用しての製品づくりこそが「標茶ブランド」を生み出すものとする。そのためには、商品開発にむけビジョンづくりを行うこと。そして具体化させるために、研究的機関を立ち上げることが急務である。

以上、産業建設委員会の所管事務の調査報告であります。終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、産業建設委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午前11時44分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

署名議員 4番 伊 藤 淳 一

署名議員 5番 菊 地 誠 道

署名議員 6番 後 藤 勲

平成20年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成20年3月10日（水曜日） 午前10時01分開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 1号 農業施設の処分について
- 第 3 議案第 2号 消費生活相談等の事務の一部を委託に関する協議について
- 第 4 議案第 3号 釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 第 5 議案第 4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について制定について
- 第 6 議案第 5号 標茶町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 6号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 7号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 8号 標茶町乳幼児医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 9号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第10号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第11号 標茶町集会施設等条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第12号 標茶町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第13号 標茶町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第14号 標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第15号 平成19年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第16号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
- 議案第17号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第18号 平成19年度標茶町老人保健特別会計補正予算
- 議案第19号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別補正予算
- 議案第20号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第21号 平成19年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席議員（16名）

1番 田 中 進 君 2番 黒 沼 俊 幸 君

平成20年標茶町議会第1回定例会会議録

3番 越 善 徹 君	4番 伊 藤 淳 一 君
5番 菊 地 誠 道 君	6番 後 藤 勲 君
7番 林 博 君	8番 小野寺 典 男 君
9番 末 柄 薫 君	10番 舘 田 賢 治 君
11番 深 見 迪 君	12番 田 中 敏 文 君 (午後 1時06分着席)
13番 川 村 多美男 君	14番 小 林 浩 君
15番 平 川 昌 昭 君	16番 鈴 木 裕 美 君

○欠席議員 (0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	及 川 直 彦 君
総 務 課 長	玉 手 美 男 君
企画財政課長	森 山 豊 君
税 務 課 長	中 居 茂 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
商工観光課長	佐 藤 啓 一 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	山 口 登 君
育成牧場長	表 武 之 君
病院事務長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	臼 井 好 和 君
教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	小 関 互 君
社会教育課長	藤 岡 克 己 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君(農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	中 島 吾 朗 君

(議長、鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時01分開議)

◎一般質問

○議長（鈴木裕美君） 日程第1。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君）（登壇） 先に通告しております2件につきまして、質問をいたします。

1件目といたしまして、「頑張る地方応援プログラム」事業についての見解と取り組みについてであります。いわゆる地域格差の是正につきましては、国の政治的な大きなテーマとして掲げられてきており、これまで財源保障的な仕組みであった地方交付税の複雑な制度、地方のやる気、地方の喚起を促すとも申しませうか、この事業については、まさに新たに打ち出された政策であると思っておりますが、この事業の概要を含めてお聞きをいたします。

総務省におきましては、19年度から魅力ある地方に生まれ変わるため、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む自治体に対し、交付税に支援措置する「頑張る地方応援プログラム」の事業概要は既に発表されております。自治体の事業実施にあたっては、いわゆる行政改革、出生率、転入者人口などの9項目の指標で評価されることとなっております。このプログラムの対象事例といたしまして、少子化対策、地場産品の発掘、企業立地促進、観光振興、環境振興などがあげられており、一方で、この事業について自治体はまさに生き残りを競う時代の象徴であるかのような制度でもあると思っております。

従来まで、地方交付税はまさに地方の命綱ともいわれ、地方特有の財源でありながら、この総務省が定めた成果目標で全国画一的に地域再生を行い、かつ事業成果の達成に応じ自治体を査定することは、この地方分権の時代に果たして目的とする地域活性化に結びついていくのかに懸念がありますが、まずこの事業についてどのような見解を持たれているかをお聞きいたします。

また、この事業の取り組みにつきましては、北海道14支庁管内、180市町村ほとんど事前事例公表しており、本町におきましても既にホームページ等におきまして、21年度までの目的概要、成果目標、具体的事業が公表されておりますが、この事業の策定において、どのように取り組んでこられたのか。同時に19年度における事業について、どう評価されているのか。

また、釧根管内の特別交付税については、昨年、19年の12月に本年度の12月分決定額が報道されました。本町におきましては、前年比9.9%増の94,500千円となっておりますが、この事業における上乗せ配分についての見込み額がどの程度であるのか。

また、本年度以降の事業の取り組みにつきましても、「頑張る地方応援プログラム」の事業の主旨を住民に周知していくべきと思いますが、併せて町長に伺いたいと思います。

次に、原油価格高騰等による学校給食の影響とその対策について質問いたします。

昨年秋以降の急激な原油価格高騰に伴い、灯油、ガソリン、軽油など石油製品が値上がりをし、農林水産などの産業活動や、中小企業への経営も懸念されており、また連動して小麦粉・冷凍加工食品などの食材に加え、ビニール等の包装資材も価格が上昇し、住民生活の台所を直撃しているのが現状であります。

一方では、大きな社会問題にもなっております中国産の農産物による農薬が発見されるなど、特に道内都市部の学校給食現場では安い外国産食材から、国産道産品の切り替えを求める声などが出るなど、対策に苦慮されているとの報道もされております。

このような現状の中で、本町におきまして、食材費や燃料費の値上がりは新年度予算にどのような影響があるのか。今後とも地元食材を安く提供してもらう努力も必要と思いますが、燃料、食材料などへの影響試算及び対策と、国庫補助対象事業の高度へき地学校給食用物資提供事業内容は、どのように検討されているのか。

また、本町の給食費は小学校は200円、中学校は235円と、一食当たり食費が保護者負担となっているようですが、給食費の釦根管内での位置はどのような状況になっているのか。もとより、使用材料や食材、或いは献立内容、給食実施日数により差がございましょうが、お聞きをいたします。

さらに、今後の給食費の改定の検討についてであります。先般の行政報告におきまして、運営委員会の答申を受けたと報告がありました。通告をいたしてございまして、重複いたしますが、この際、併せて教育長に伺いたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 15番・平川議員の「頑張る地方応援プログラム事業」の見解と取り組みについてのお尋ねにお答えをいたします。

「頑張る地方応援プログラム事業」の取り組みについてのお尋ねでございますが、このプログラムは、平成19年度から地方交付税の算定にあたり、地方が自ら取り組む施策を応援し、支援する措置として始まったものであり、地方交付税総額の2,700億円程度を振り向けることとなっております。

普通地方交付税においては、「行政改革指標、事業者数、農業産出額、若年就業率」など9項目により算定され、基準財政需要額で本町の場合約1億1,600万円となっております。

このプログラムの普通交付税分は、議員ご指摘のとおり、自治体の「頑張りの成果」を指標として算定されるものでありますが、この指標には「数」だけではなく「率」で算定される項目もあり、一定程度評価できるものでありますが、地方にも配慮されたルールでの交付税総額の確保、一般財源の確保が最重要であると考えております。

特別地方交付税分においては、「安心子育て応援プロジェクト・少子化対策プロジェクト・

3R（スリーアール）推進プロジェクト・安心なまちづくりプロジェクト・森づくりプロジェクト」の5本構成で応募いたしました。この具体的事業につきましては、全て既存取組の事業を選定しており、総務省によるフォローアップもありませんが、成果目標のラインはクリアするものと考えております。

また、議員ご案内のとおり、12月交付の94,500万円の内訳として、人口の大小に関わらず1団体に一律3,000万円が「頑張る地方応援プログラム」のプロジェクト分として算定されております。

これら事業を展開する上で、本プログラムによる財源支援措置は、財政運営において重要であると考えられますが、平成19年度の地方財政計画による地方交付税の伸び率は、マイナス4.4%と見込まれておりますので、地方交付税全体では本プログラムが全て上乘せとはならないと推察をしております。

また、このプログラムは、平成19年度から3カ年の時限措置であり、町としては、特別なプログラムではなく、財源確保のためのツールと考えております。

平成20年度以降のプログラムの内容は通知されておりましたが、平成19年度同様に応募したプロジェクトにつきましては、町のホームページに掲載してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 引き続き教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

二点目の、「原油価格高騰による学校給食への影響と対策について」のご質問ですが、はじめに、「燃料、食材料など値上げによる新年度予算への影響について」であります。

ご案内のように、学校給食は、私会計でありまして、給食の食材料費のみを保護者に負担をいただき、その他は、行政負担をしております。

今回の原油価格高騰によって、学校給食調理場での行政負担として、燃料費は、平成19年度予算比で単価3円アップしており、367千円増額計上をしております。

また、保護者負担である給食材料費においては、平成20年度の値上げ見込みで申し上げますと、平成19年度と比べて一食あたり米飯3.1%、パン15%、麺10%、値上げの見込みとなっており、また牛乳にあつては、平成18年度比で2円1銭単価アップとなります。副食費については、平成19年度は前年度と比較し平均14.4%をそれぞれ値上げとなっており、20年度も値上げ傾向にあると見込でおります。

次に、「高度へき地学校給食用物資提供事業」についてであります。ご案内のとおり、この事業は国がへき地三級以上の学校に対し、学校給食の充実とその円滑な実施を期することを目的に「へき地学校給食用物資の購入に要する経費」、いわゆる学校給食に用いる米飯又はパン及びミルクについて、予算の範囲内で補助し、同額、町が補助するというものであります。

本町においては、三級地該当校である沼幌小学校、中御卒別小学校、中茶安別小中学校、阿歴内小中学校、久著呂中央小中学校の計5校について事業を実施しております。平成19年

度は一食当たり、小学校22円、中学校24円、国、町それぞれ補助をしているところであり、今後もこの事業を継続実施するものであります。

次に、管内的な本町の給食費単価についてであります。現在、釧路管内の各市町村での単価は小学生で190円から223円、中学生では223円から268円となっており、一方、根室管内にあっては、小学生216円から237円、中学生では245円から277円となっております。本町の単価は小学生200円、中学生235円であり、釧路管内の単純な平均単価小学生201円80銭、中学生238円20銭と比べ若干安い単価となっております。

また、給食費の改定検討についてであります。教育行政報告で申し上げましたが、平成20年度は、一食あたり小学校、中学校それぞれ5円をアップし、小学校205円、中学校240円に改定することといたしました。

改定するにあたり、これまで基本的な考え方として、主食の値上げ、消費税の改定等により検討することとしております。今回の改定は、平成13年度以来であり、この間、食材料の変動は内部調整により努力運営しておりましたが、このたびの原油価格高騰により、給食の主食であります小麦の値上げで、20年度は一食あたりパン類では約8円、麺5円の値上げ見込みとなり、また牛乳についても2円値上げとなります。その他、食材料についても10%から15%値上げの見込みであり、子ども達へおいしい、安全・安心のできる学校給食の提供をするためには、現状の給食費単価では、大変厳しい状況にあります。今後も食材料の選定、献立工夫改善などを、なお一層進めてまいります。各値上げ分の最小限の負担増を保護者へ転化せざるを得ないものと判断したところでありますので、ご理解を願います。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 一件目の頑張る地方応援プログラムということで、新たな財政措置ということで、町長のお答えでは一般財源にという関連もあるので、とりあえず、そういう国のこの制度に乗っかって、やっといこうということで、継続事業ということで、ホームページ等々をこう見ますと、一次募集、二次募集ということで、主に継続的、まあ、これにつきましては、19年度も説明を受けておりますし、また、二次募集の中で、この際お聞きしたかったのは、例えば、自治会の振興補助事業でございますとか、スクールバスの運転事業とか、これも継続的にやられているのか。そして19年度もそのような方針でやっていたのか。二次募集についても、当然、その、その事業をやっているのだなということで思っておりましたが、その辺について、まずお聞きしたいのと、それと、いろんなことで、このプログラムにつきましては、町村会等でも意見交換会ということで、総務省のほうでも19年度においてはやっておりまして、昨年の、19年の5月ですか、北見のほうでやられたというのは資料として出ておりました。多分、釧路・根室管内の町村会長が代表で述べられたおたのですが、この事業そのものが、今後どういう方向で行くのか、例えば、どうとらえて充実して、見直していくのかということの観点からすれば、果たして、時限で、3年度で打ち切ら

れるのか、それとも、予想としては、引き続き地方の声を聞きながら、充実、見直しをしていくのかという点については、現状、どのようにとらえているかを、お聞きしたいと思います。

それと、一応、公表ということになれば、当然、現状はホームページのみということの公表ですが、実質的には、この公表、どこに公表するのですかと。例えば、国、総務省に向かって公表していくのか、住民にこう知らせるといいますか、それはいまのネットの普及率からすれば、どの程度、標茶の皆さん、住民の方がご存知なのか。そういった手法というのも、例えば、こういう事業を取り組んでおりますということは、広報しべちゃで知らせるとか、そういった方法も今後必要ではないか。まさに協働のまちづくり、地域や企業の意見も聞きながら、理解して進めていくという点については、そういう方法も必要ではないかなと思うので、その辺をお聞きしたいなと思います。

給食費の値上げにつきましては、教育長のほうで、まあ、平成、7年ぶりですか、各管内も押しなべてそういう方向を打ち出しておりますし、ただ、このいろいろ見直されている中で、学校給食も、多分ですね、いろんな食材の研究もこれから栄養士さんと図っていかざるを得ない方向になってきたなど。いろいろ話題になっております、その地元の牛乳を子供さんたちに、いかに飲んでいただく、そういうことも、いろんな地元の高校で取り組んでいることを、教育委員会としてはどういうふうに、これからやっていこうか。この機会にそういうことも見直していかなければならない。それと同時に、それについても今後の教育委員会の取り組みというの、非常に興味あるかなと思うのですが。

それから、多分ですね、値上げ率のアップというのは、いろいろ議論があるでしょうけれども、多分その、払えないお子さんとか、そういういわゆる未納者に対する扱いですとか、対策ですとか、いろんなことを考えていかなければならない点もあると思います。その辺についても、保護者の理解のもとに進めていく、これは一番大事なことです、その辺の見解を含めて、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

頑張る地方応援プログラムの二次募集等々の詳細につきましては、後ほど担当課長のほうからお答えをさせていただきますけれども、基本的な考え方だけ、私のほうからお答えをしたいと思います。

このプログラムが出されたことにつきましては、私どもとしては非常に評価をしております。ただ、やはり、それ以前に三位一体改革等々で失われた交付税を返していただきたいというのが、基本的な考え方でありまして、総体枠が削減された中で、結局、何と言いますか、既存事業に対する配分枠がある程度回復されたという時点で、先ほどもお答えしましたように、財政に対する一つのツールだという具合に、私どもは考えているということでございまして、これは、町村会等々も、基本的な考え方としては、交付税総体をやはり何とか考えていただきたいと。ただ、国のほうの考え方として、やはり格差の是正に向けて、ある程度考

慮いただくような心配が、この事業もそうですけれども、見えて来たということに対しては、非常に評価しているということでございまして、これから先も、今後にあたりまして、やはり、これだけ拡大した格差の是正をどうしていくのかということ、やはり、どんな地方においても、命と教育というのは公平であると。どんなところに住んでいても、健康で文化的な生活を営むことが出来るというのが、私どもは国の基本的な考え方だと思いますので、そういったことが実現されるように向けて、努力してまいりたいと考えております。

それと、このプログラムにつきまして、町民に対してどういった周知をしているのかということは、議員がご指摘のように、現在はホームページの中で、こういったことに取り組んでおりますよということ、お示しをしております。

ただ、これから先、町村のアイディアによって、外枠として増えるというようなことが考えられれば、また、新たな展開はあろうかと思っておりますけれども、これまでの国のいろんな施策を見てみますと、決してそうはならないということは、議員もご承知のことだと思いますので、そういった意味において、どういったことが、本町として取り組んだ場合に、プラスになっていくのかというのは、いろんなことも想定しながら、対応してまいりたい。そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 事務的な部分でお答えをしたいと思います。

ただいま議員ご指摘のように、一次では、子育て応援チケット、これはプロジェクト名称でいきますと、安心子育てプロジェクトで子育て応援チケット事業、それから小児科派遣事業、それから3R（スリーアール）推進プロジェクトでは、廃プラスチック類資源化事業を一次で提出したところであります。

残りのスクールバスの関係、それから防犯灯の関係、森づくりの関係につきましては、二次で出したところでありますが、これにつきましては、町長が答弁しましたように、全て既存の事業でありますけれども、この頑張る地方応援プログラムに該当する事業を、その中に精査しながら二回に分けて出したところであります、この事業につきましては、これまでも行ってまいりましたし、これからも行う予定の継続事業でございます。

したがって、それらの中を精査しながら、上限が3,000万円ということでもありますので、その中で3,000万円に到達するような、事業を選択したというふうにご理解をいただければというふうに思います。

それから、二点目のお尋ねであります、今後のこのプログラムの展開がどのようになるかというお尋ねでございますけれども、それにつきましては、国の考え方がどのように変化するかわかりませんが、現状では、いま、現状では3年間ということの示しがされているだけでございますので、私どももそのようなとらえ方をしているところでございます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思います。

食材の研究についてでありますけれども、極力地元産の食材を使うということで、野菜関

係は、この辺では大根、人参とかほうれん草になるのですけれども、ただ、その、仕入れが市場ということになりますから、その時々に入った状況によって、落札するしないというので、なかなか、何ていうのですか、地元指定となると難しい面も出てきているのですけれども、極力ですね、地元産のものを使うということでは、考えてやっているところでありますし、またパンにつきましても、道産の小麦を使うということで、奨励制度を活用しながら、そういったことも進めているところでございます。

また、牛乳につきましても、いま町のほうと連携しながら、高校の方の牛乳を活用できるかどうかというのを研究中であります。ただ、この牛乳につきましても、国の補助制度がございまして、これは、学校給食用牛乳を安定需要確保対策事業という補助金を受けまして、200ccで36円28銭程度の、すごく安価な価格で提供を受けているということもありまして、そういった価格の面もかなりクリアしなければならない課題かなというふうには、我々は考えているところであります。

それと、値上げに対する保護者の方々への未納防止対策と申しますか、そういったことにつきましても、制度的に要保護、準要保護という制度がございまして、そういった制度をしっかりと活用できるように、保護者のほうへ、文書通知を毎年しっかりと、それぞれの学校を通しまして、対応しているということで、極力そういった制度を活用しながら、防いでまいりたいというふうに思っておりますし、また、今回の5円アップにつきましても、学校を通しまして、保護者のほうへ、こういう、先ほど申しましたように原油価格高騰に伴います主食の小麦等が、政府取引価格でも30%以上という値上げ予定となっているということもありますし、前段で、去年の暮れですか、製粉会社等も値上げを行ってまして、さらにということになりますので、この状態でいきますと、給食の安定かつ安心な提供が難しいということで、ご理解をいただくような文書を配布するという予定になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、15番・平川君の一般質問を終了します。

続いて、3番・越善君。

○3番（越善 徹君）（登壇） 先に通告をしております「定住促進と企業進出について」お伺いをいたしたいと思っております。

私は、平成17年12月定例会におきまして「人口減少と町の活性化について」、さらに平成18年3月の定例会では地域振興対策として「定住促進」について、ご質問をしたところでございます。

その時のお答えとしては、町内に起業を希望の方々に対し、振興条例による支援や商工会とも連携しながら、企業融資制度などの充実を図り、民間を支援していく。

また、「定住促進」については、生活環境、その他の環境を基本として、積極的に推進していく。民間の土地活用や、地元建設業者との連携をとりながら、受皿づくりや積極的な支援策が必要ということでありました。具体的な対応策というのはなかったわけですが、これについては、道内どこの自治体でもそうですけれども、決定的な対応策というのは、い

ま無いような状況でもあります。平成17年以降でありますけれども、上水道、下水道の整備された塘路地域におきましては、東京周辺の大都市から大人6名、それから子供2人と。合計8人が定住をして、移住しております。ごく最近のことですけれども、釧路市、それから別海町、ここから幼児1人を含む2家族4名が塘路にいま移って来ております。このような、塘路地域ではこのようなことになっておりますけれども、町全体では、いまどのような状況になっているか、その辺をお伺いしたいと思います。

また、昨年からでしたか、インターネットのホームページによる土地情報について、情報を開示しているところがございますけれども、それについての反応について、お伺いしたいと思います。

二点目でございますけれども、本町では、町有地に釧路内陸標茶工業団地として、誘致案内をしておりますけれども、平成10年度以降の事業所の誘致状況と、近年、企業進出が減少している現象について、どのような分析をしているのか、お伺いをいたします。

三点目でございますけれども、いま、地域の産業状況を見ますと、機械設備の伴うような事業については低迷をしている状況にあります。その半面、高速通信が発達した状況では、インターネットを利用した産業が増えつつある状況であります。設計、デザイン関係、商品販売等の業種については、地価の高い大都市に事務所を構える必要もないし、多額の設備投資を必要としないからであります。3月7日でしたが、行政報告で町長も述べておりましたけれども、最近、千葉県の事業所が本町に営業所を新設するとのことあります。この事業所は各種鋼板、ステンレス板等の切断や溶接の工場を有しており、これらの加工に伴う設計事務所の開設であります。既に雇用においては標茶高校から3名、地元応募者から1名の採用を内定しておるといふふうに聞いております。そして1年間、本社において研修後、標茶営業所での勤務となるそうであります。本町の経済状況、雇用状況にご理解をいただいたこの進出について、誠に歓迎すべきことでないかと思っております。

本町には雄大な自然、或いは土地、上下水道の完備した地域、ADSL以上の高速通信網が整備された地域があります。この本町の市街地につきましては、高速通信である光ファイバー回線が近々に整備されるということでもあり、また、さらには現在ISDNの回線の地域におきましても、平成20年度から高速通信を整備するための調査として、予算を計上しております。このようなことで、IT産業の進出する下地は十分あると思っております。

本町では、振興条例、地域総合整備資金貸付条例、工業等開発促進条例等の条例を制定しております。条件に適合した場合に助成、或いは貸し付け、固定資産税の減免等があるわけです。しかし、雇用者、従業員が少ない場合、設備投資額の少ないソフト的な業種については適用がされていない状況にあります。企業の進出を促すためにも、また定住を促進するためにも、土地取得に対しての助成、或いは補助、固定資産税減免、融資制度等の条件を緩和することにより、地元雇用や定住人口の増加が図れるのではないかと考えております。これについて、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 3番・越善議員の「定住促進と企業進出について」のお尋ねにお答えをいたします。

町におきましては、定住促進並びに企業進出に対しましては、議員ご指摘にあります過去の答弁内容のとおり、積極的に行ってきたところであります。

はじめに、平成17年以降の移住状況についてであります。住民基本台帳上の転入者は、平成17年度は309名、平成18年度は289名、平成19年度2月末まででは276名となっております。

また、移住の問い合わせ、相談につきましては25件であり、塘路地区に移住された方もそのお一人でありますし、今後、移住を予定されている方もおられます。

次に、インターネットのホームページによる土地情報の反応についてのお尋ねであります。相談者からも見ている旨を伺っており、活用されているものと考えております。

次に、事業所の誘致状況と企業進出減少原因のお尋ねであります。工業団地につきましては、平成10年度に町内企業が操業を開始して以降の利用はありませんが、現在、22の事業所が入っており、残りは5区画となっております。

なお、工業団地以外の町内における企業としては、平成10年以降、14の事業所が振興施設として指定されておりますし、行政報告でも申し上げましたが、新たな企業進出も予定されております。

次に、企業進出の減少要因のお尋ねであります。一般的には企業の規模縮小、そして産業のソフト化、いわゆるサービス産業化や製造業の海外転出なども一因といわれております。

次に、企業進出に係る振興条例等の条件緩和についてのお尋ねであります。これらについては地元の雇用拡大、定住促進、地域経済の活性化を目的に設置された条例であり、その主たる目的が達成されるかが焦点であります。

したがって、上位法令並びに財団等の定めに基づかないもの、また、他との公平性等が確保できる要件につきましては、進出企業の動向を踏まえつつ、振興委員会の意見を伺い変化を与えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、議員ご指摘のとおり、本町の雄大な自然環境、上下水道完備、高速通信体制が整備等々により、更なる可能性がふくらみますことから、企業誘致にあたりまして、今後も積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

3番・越善君。

○3番（越善 徹君） インターネットによる土地情報の件でございますけれども、今までの、これを、どのような件数の申し込みというか、そのホームページを見た件数、これをお知らせをいただきたいと思っておりますし、また、今後の、その情報の取り扱いですけれども、今までのままでいくのか、さらに、そのもっと情報を変えて取り扱いをしていくのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

それから、工業団地については、あと、5区画が残っているということでございますけれども、これは、その、売れなかった原因というのは、何なのか。釧路の釧白工業団地みたく、旧産炭地の工業団地があるわけですが、こういうところの団地については、5割から7割引きで、いま、販売しようとしているわけですが、そのような値段的なものを見直す考えはないかどうか。

あと、定住促進のことでございますけれども、新潟県に人口5,500人の出雲崎町というのがございます。ここでも、やはり人口減少対策として、移住者の結婚式に対する費用の全額補助、それからその人たちの住宅を建てるために必要な土地についても、全額補助するというようなことで、移住対策を講じております。

また、北海道、空知管内の沼田町ですが、町内に会社を設立した場合、この場合についても、100坪ぐらいの、失礼、100万円を限度に会社設立のための準備費用について、助成をするということで、新年度予算に予算案として盛り込んでおります。

このようなことで、各地域で特色ある制度をもって、そういう企業進出、あるいは、人口の定住に、促進しようということで、やっております。本町についても、やはり何らかのそういう特徴のある、条件が必要だというふうに考えるわけでございます。

そういうことで、先ほども申しましたように、土地の取得に対しての優遇対策、あるいは各種条例の有効活用をされるよう、強く希望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えいたします。

何点かについてのご質問でございまして、ちょっと数字等につきましては、担当課長のほうから、後ほど、お答えをさせていただきますけれども、工業団地の売れなかった原因、ということでございますけれども、これにつきましては多分、非常に、これだという原因は、なかなか、これは、どの地域においても、できないものだと思いますし、単純に価格だけの問題ではないと、いう具合に私どもは考えております。日本全体の景気総体、とりわけ、このように、地方間格差がどんどんどんどん広がっている状況の中で、本町として、どういった対策が取れるのかというのは、例えば、価格を下げたからといって、現実問題としてどういった反応があるのかということに関しては、非常に検討が必要なのではないのかなと思っております。

また、定住促進等々につきましても、確かに、町内、道内、これは日本全国でありますけれども、過疎地域において、それぞれ特徴ある施策を展開していることは、情報としては私も理解しております。どういった、この条件をですね、本町として、ほかよりどういった良い条件を提示できるのかという発想も、私は必要だと思いますけれども、本町の持つ、先ほど議員がご指摘になりました、非常に大きな可能性といいますか、環境等々を将来的に企業としてどういった判断をされるのか、ということが、やはり一番大事なのではないのかなと、いう具合に考えております。

それから、最後の今回進出を希望している企業に対する支援策はということでございます

けれども、現行の振興条例の中で、ある程度の規定がございます。過去のそういった施策との整合性、公平性等々も勘案しながら、なおかつ、これはいろんな場面で私申し上げていることなのですが、やはり、法律、条例等々は、できた時点で既に過去形であって、時代が変化の中で、その目的が達成されるための手段としての、いろんな規則というのは変化していった、それは当然ではないのかなということをお願いしておりますし、今回、進出を希望されているような、いわばソフト企業に対して、前提としての振興条例ではないということも、それは、ある意味において指摘されなければいけないと思います。

現在、この進出企業の方が、どれだけの投資をなさるかにつきましては、詳細をまだ私どもは把握しておりませんので、現行の条例の中で、支援できるか否かにつきましては、明確にお答えを出来ませんが、もし、現行の、想定している条件等に、もし合わないことであれば、議員のご意見も振興委員会のほうにもお伝えし、振興委員さんのご意見も受け賜りながら、何とか、前向きに対応できるように検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 事務的な部分、また誘致を担当している立場といたしましては、生の声も含めて、お答えしたいと思います。

それではまず、一点目のインターネットで土地情報に対する問合せの件数についてはというお尋ねですが、町のホームページにつきましては、かなりのアクセス数があります。ただ、その中のサイトの部分のやつを特定するという件数が、ちょっと掌握できませんので、それについてはご理解いただきたいと思いますが、実際窓口で聞きますと、町長の答弁の中にありましたように、見てきたというお話がありますので、相当件数というふうには思っております。

また、情報内容をどのように変化していくのか、ということですが、求められる部分、どのような情報が必要かということも含めまして、担当課と協議しながら、充実を図ってまいりたいというふうにご考えてございます。

またあの、先ほど工業団地の部分で、土地が高いのではないかというお話もございましたけれども、これまでの工業団地も紹介しながら、また、今回の企業誘致につきましても、土地を紹介していたところでもありますけれども、土地の単価について、これは高いというような反応を受けた感じはございませんので、そのような動向を見ながら、今後も事務を進めてまいりたいというふうにご考えてございます。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、3番・越善君の一般質問を終わります。

続いて、11番・深見君。

○11番（深見 迪君）（登壇） 質問いたします。

私は、地域住民・医療関係者・町行政の共同で、いま地域医療が厳しい状況に立たされている現状の中で、私たちの町の町立病院を守り育てる、どうしたらいいのか、そのためにはという観点で、質問したいというふうに思います。

昨年10月、自治体病院等広域化・連携構想が道から出されました。この構想には自治体病院の縮小・診療所化方針が盛り込まれ、標茶町立病院も道内94公立病院のうち、診療所化対象の38公立病院の一つに上げられています。この構想が発表されてからわずか数カ月の間に、全道各地で「自治体病院は地域住民の命綱だ。」「町立病院なのになぜ町に相談もなく一方的構想を発表するのか。」「診療所化されたら住民の医療はどう変わるのか。」など、戸惑いと怒りの声があがっています。

また、標茶町内の動きにも見られるように、全道各地で、あらためて、わが町の病院について知る勉強会や、病院を守る集いが開かれています。私は、38の該当する自治体に対して事前のヒアリングもまったくないまま、診療所化を打ち出すことひとつを見ても、道の構想は地方自治を無視し、町が営々として築き上げてきた自治体病院の縮小・地域医療の切り捨てにつながると考えますが、町はこの構想をどう評価していますか。

また、道の構想と呼応するように、国の「公立病院改革ガイドライン」が昨年12月に発表されました。政府は、ガイドラインの考え方として、一つには経営効率化、二つ目には再編・ネットワーク化、三つ目は経営形態の見直し、の三つの視点に立った改革を一体に推進するとしています。その中には地域の人たちの医療や、或いはその健康を守る、そういうようなことは、柱の中には見当たりません。その内容は一言でいって、地域医療つぶしのようには私は思います。総務省は自治体に対して2008年度中に改革プランの策定を求めています。この内容に対し、町立病院と地域医療を守るためにどのような施策を考えていますか。

2月23日に「公立病院地域医療を守る道民集会」が開かれました。私はこの集会に参加し、札幌で行われたのですが、ここには町立芽室病院の院長、宮本さんという方だったと思いますが、宮本院長が講演行いました。宮本院長は「地域医療の崩壊は地域の崩壊につながる」として、国の医療政策を批判しながら、大胆でユニークな病院経営についての報告をしていました。十勝の芽室病院のことなのですが、この病院では町立であるけれど、また、様々な考え方があると思うがと前置きをして、看護師の配置基準の問題にも触れて、町立病院なのに7：1の看護師体制をとっていることなどを話していました。

そこで質問ですが、現在の標茶町立病院の場合の15：1の看護師体制と、入院日数のかわり、救急医療体制維持等、現在の医療体制維持のために今後必要なことはどんなことであると考えていますか、伺います。

私はこの間、病院長、標茶町立病院長との懇談の機会を二度、三度と得ました。その中で様々な病院長のお考えを聴くことが出来ました。病院長は、町立病院を守り育てる決意を述べながら、病院の勤務実態についても述べていました。私は、地域医療を守り発展させていくために、緊急性のない救急医療受診をひかえるなど、過酷な医師や看護師の勤務体制を緩和し、医師が来やすい病院にするための取り組みもまた必要と考えているのですが、町長は、どのような抜本的な取り組みが必要と考えますか。

また、そのためにも地域住民・医療者・町行政の共同で、町立病院を守り育てる方向を緊急に模索することがいま必要と考えますが、いかがですか。

二つ目の質問に入ります。

文部科学省は、「退職教員等外部人材活用事業」として、7,000人の非常勤講師を配置するための国の補助事業を創設しました。予算は事業費ベースで87億円となっていますが、町は、この事業の目的をどうとらえ、どのような評価をしていますか。また、具体的展開をどのように考えていますか。

この事業のねらいに、学力向上もまたその一つとしてあるようですが、教育が全人格的人間の完成をめざすとともに、町の教育行政方針にあるように、「見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の育成」をめざしていることから、具体的事業展開にあたっては、この事業が、学力偏重の事業展開に終わらないようにすべきと考えますが、いかがですか。

三点目の質問です。

文部科学省は新しく「学校支援地域事業」を創設しました。この趣旨は、教員の「子どもと向き合う時間の拡充」と「地域ぐるみで学校運営を支援する体制の整備」となっています。そのため「学校支援地域本部」を全市町村（1,800カ所）に設置し、この新規事業に50億4千万円が計上されています。この「学校支援地域事業」は、中学校区ごとに、学校長や教職員、PTA関係者、公民館館長や町内会関係者と退職教員やPTA経験者など、学校と地域の現状をよく理解している関係者らで構成されるようになっています。町のこの事業に対する取組状況はどうなっているか、伺います。

今日、下校時の低学年が暴漢によって命を奪われる事件や、学校の侵入者に襲われて児童が命を奪われる事件が相次いでいる状況の中で、施錠の徹底などで「学校を閉ざして子どもを守る」のではなく、日常普段に地域のおとなが学校にいる、校外にあっては、地域の見守りの中で子どもが生活するなど、いわば「学校を開いて子どもを守る」ことが重用かつ効果的であると「学校支援地域ボランティア」の導入を私は今までも提案してまいりました。

文部科学省の「学校支援地域事業」の創設を機に「学校支援地域ボランティア」を積極的に導入、活用すべきと考えますが、いかがですか。

また、活用にあたっては、学校と地域住民、保護者の意見と主体的判断を尊重すべきと考えますが、いかがですか。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の「地域住民・医療関係者・町行政の共同で町立病院を守り育てる方向を」とのお尋ねにお答えをいたします。

町は自治体病院等広域化・連携構想をどのように評価するか、とのご質問であります。本構想は医師の確保対策や自治体財政の負担軽減を目的とし策定されたものであり、対象とする病院は、道内全ての市町村立病院で、内容は、本道の医療と自治体病院の現状、連携の区域設定、広域化・連携のあり方、地域における協議・検討の進め方、道の役割と支援からなっており、この中で標茶町立病院を含む38自治体病院が、診療所化の検討を求められたわ

けであります。その理由は、平成18年5月の、本町の国民健康保険加入者の医療機関受診動向が、町内36.7%、釧路市内46.7%、弟子屈町ほか16.6%と、6割以上の方が町外の医療機関を利用していることと、1日当たり平均入院患者数が45.1人、病床利用率は53.1%と入院患者数が少ないことにあります。

診療所となった場合、医師は最低一人の配置でよいと、町立病院が有している救急指定病院機能は発揮することができなくなり、町外の救急医療機関に搬送されることになり、ベッド数は19床となることや、診療科目のセンター病院への特化など、患者は町外医療機関へ入通院することとなり、入通院のための足の確保や経費の負担増大の問題が生じてきます。

町内には、医療機関が町立病院一箇所しかなく、本構想で検討を求めている診療所化につきましては、単に患者数が少ない、赤字であるという理由で片付けられる問題ではなく、住民の健康保持や命と直結する医療の生命線を断ち切るものと危惧しております。

また、国の公立病院改革ガイドラインの内容に対し、町立病院と地域医療を守るためにどのような施策を考えているか、とのご質問ですが、本ガイドラインは道の自治体病院等広域化・連携構想と連動し策定され、内容は公立病院改革の必要性、公立病院改革プランの策定、公立病院改革プランの実施状況の点検・評価・公表、財政支援措置からなっており、この中で、地方公共団体は、平成20年度内に公立病院改革プランを策定することとなり、その中の経営の効率化では、病床利用率が過去3年連続して70%未満の病院は病床数等の抜本的見直しを求め、該当自治体に警告を発するとしています。町立病院の病床利用率は、平成17年度は58.3%、18年度は53.1%、平成19年度推計では50%を切る状況で、3年連続70%未満の病院に該当いたします。

警告を含めた本改革プランの詳細については、まだ明らかになっておりませんが、病院は住民生活において身近で必要不可欠なものであり、将来に向け間違いのない選択をするためにも、住民がいつでも安心して利用できる病院、住民が自分たちの病院であるという意識を持てるような病院づくりのため、あらゆる機会を通じて、町立病院の現状や今後の課題を明らかにしながら、町立病院に対しての理解を深めていただき、病院と患者の信頼確保のため、一層の努力をする考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

二点目にお尋ねの、現在の医療体制維持のために、今後必要なこととは何か、とのご質問ですが、町立病院では、入院基本料に係る看護体制は15対1を採用し、要件である病棟における正看護師の比率は40%以上、平均在院日数の60日以内は確保しておりますが、在宅介護が困難な家庭の高齢者等の社会的入院につきましても、自治体病院である町立病院の大きな役割の一つだと考えております。

また、救急医療につきましては、4名の常勤医師による4日に1回の過酷な勤務状況の中、患者の受け入れ体制を組んでおりますが、常勤医師が3名以下となった場合は救急医療を維持することは困難となります。このようなことから、医師や看護師の確保は、病院の運営上必要不可欠なものであり、今後も医師の派遣元であります、北大、札医大、旭川医大の道内

三 医育大学関係先への要請等、医師や看護師の確保について努力してまいりたいと考えております。

三点目にお尋ねの、医師や看護師の過酷な勤務体制を緩和し、医師が来やすい病院にするために、どのような抜本的な取り組みが必要か、とのご質問ですが、行政報告でも報告いたしましたとおり、町立病院の救急医療における過酷な勤務体制を北大医学部第一外科医局も理解をいただき、今年4月からは、救急医療支援のための医師派遣をいただくこととなりましたが、年間約1,200名の町立病院救急外来患者のうち、緊急に診断・治療が必要な患者を除き、できるだけ時間内での受診をいただきますよう、町広報や各種機会を通じお願いをしております。

今後とも、町立病院医師等の勤務を含めた実態を、あらゆる機会を通じ、住民の皆様に明らかにしながら、町立病院に対する要望や意見に耳を傾け、町立病院を信頼・支援いただけるよう、院長以下職員が一丸となって努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

二点目の「退職教員等外部人材活用事業」についてのご質問でありますけれども、本事業は、議員も既にご承知のように、退職教員や社会人等を1年間非常勤講師として学校に配置し、全国学力・学習状況調査から明らかになった課題へ対応するため、それらを活用して児童生徒の学力向上に資することを目的にしています。

ここで言う「調査から明らかになった課題」への対応を、本町に当てはめて考えてみますと、一つは基礎的、基本的な学習内容の習得であり、二つ目はそれらを活用し実生活の中で生かしていくための思考力、判断力、表現力等の伸長、三つ目は、学習意欲の向上や学習習慣の確立を図ることです。

また、非常勤講師の具体的な活用方法としては、例えば、少人数指導やティーム・ティーチングによる個に応じた指導、放課後における児童生徒の補習・発展的な学習の指導など、直接児童生徒の指導にあたる仕事のほか、授業で使用する教材の準備及び教材作り、テストの集計や分析、基礎データの作成、家庭学習への対応など、間接的に教員を支援する仕事もあり、様々な活用が考えられます。

このように本事業は、単に知識の量や技能の習得だけを目的としているのではなく、個に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図るための授業であると共に、教職員を側面から支えることによって、子ども達の考える力や学ぶ意欲を育もうとする事業であります。

したがって、議員ご指摘の「学力偏重」を助長する事業ではないことをご理解いただくとともに、外部人材の活用を積極的に推進する本事業の目的や内容については、十分理解できるものであります。

一方、本事業の活用にあたっては、各学校が自校の実態や改善計画に鑑み、目的や内容、活用方法等をよく検討するとともに、教職員の理解と協力のもとで、計画書を作成し申請す

るものであります。

また、非常勤講師の派遣にあたっては、計画書を受理した北海道教育委員会が決定するものでありますので、当教育委員会といたしましては、学校の意向やニーズを尊重しつつ、要望があれば、人材確保など積極的に支援してまいりたいと考えております。

なお、平成20年度からの活用にあたっては、学校に対して趣旨を説明する時間や、学校が自校の実態に照らし合わせて検討する十分な時間が確保されない状況にあったことから、本事業の活用を希望する学校はございませんでした。

平成21年度の活用については、全国学力・学習状況調査にかかわる学校改善の取り組みの一つとして、学校に対して十分周知を図るとともに、学校と協議したうえで、その活用を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、三点目の「学校支援地域本部事業」についてのご質問にお答えいたします。

本事業は、全国の中学校区単位に地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図ることを目的にしたものであります。

また、文部科学省では、全国1,800カ所の全市町村に学校支援地域本部を立ち上げ、学校運営を地域ぐるみで支援する体制を整えるよう、働きかけています。

本事業の実施要項によりますと、学校長、教職員、PTA関係者、公民館長、自治会長、商工会議所関係者、学識経験者等を構成員とする「学校支援地域本部」が、学校や地域の現状をよく理解している「地域コーディネーター」を指名するとともに、学校支援ボランティアのリストを作成し、学校の様々な協力依頼に対して、ボランティアを派遣することとしています。

このように、子どもと向き合う時間の確保や、教員の負担軽減を図る観点から、本事業の理念や考え方は十分理解できるものであります。

ここで、標茶町の各小中学校における地域ボランティアの活用状況について申し上げますと、町内の全小中学校において地域住民の専門性や得意分野を生かした活用が盛んに行われております。

具体的な例をあげますと、「学習支援活動」においては、国語科における書道の指導、保健体育科の性教育やダンス指導、音楽科の和太鼓の指導、総合的な学習の時間のタンチョウや森林調査、炭焼き体験や陶芸指導などがあげられます。

また、「部活動支援活動」では、将棋部、書道などの文化的指導のほか、野球部、スケート部など、運動部の指導に活用が図られております。

さらに、「環境整備支援活動」においては、グラウンド整備、樹木の枝払いや剪定作業、リンクの除雪作業、学校農園の整備などがあげられます。

「登下校等の安全確保支援活動」においては、わんわんパトロール隊や見守り隊など、ボランティア活動があります。

「学校行事支援活動」では、登山における引率、運動会における企画・運営などがあげら

れます。

このように、学校は、自校の実情や教育的ニーズと照らし合わせ、地域の教育力を十分活用するとともに、地域ボランティアを取捨選択し、適切かつ有効に活用を図っている状況にあるといえます。

文部科学省は、全国の市町村が一律に同様の組織を立ち上げることを求めています、地域や学校の実態を考慮せず、画一的な組織を立ち上げて、組織は十分に機能しないばかりか、長続きはしないのではないかと考えます。

したがって、本事業を基本的なモデルとしつつも、地域や学校の実態によって、組織のあり方もその方法も、柔軟に対応することが大切だと考えます。

今後については、標茶町としての取り組みのあり方や方法について、学校や関係機関とも十分協議し、本事業の活用について研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 町立病院についての再質問なのですが、この点については一点だけ質問したいというふうに思えます。

あの発表が出てから、道の構想が出てから、標茶町で本当に画期的な、その学習会、説明会、運動が盛り上っているというふうに、私は思っています。

この短期間にですね、町内会長さんたちのご尽力で39ですか、町内会、振興会の団体が集まって、先鞭をきりましたね。60名集まった。

そのあと役場の退職者の会、聞いてきたら、退職者の会で勉強ばいのをやるのは初めてだと。今まではパークゴルフとか、そういう、そういうレジャー、レクリエーションばかりやってきたので、初めてこういう学習会みたいのを取り組んだのだという、ふうに言っていましたけれども、当日は凄まじい吹雪が吹き荒れていました、その時間帯。私も、ちょうど向かう途中に、背中を丸めたお二人のご高齢の方が歩いて、社協のほうに向かって歩いていくので、ひょっとしたらと思って声をかけましたら、やはりそこに行くのだということで、乗せていったのですが、何とここには100名、あの吹雪について100名もの町民の方が集まった。あとで役場の退職者の会に聞きましたら、半分以上が役場以外の関係者以外だって、びっくりしているんですね、主催者が。それから、その後、勤医協友の会という組織と高齢者事業団が共催で、これは病院のことではないのですが、後期高齢者のことを課題にして、説明会をもったら、ここも60名集まると。だから、あの、私、振り返って、合併のときの地域懇談会の様子と、今回比べまして、わずか本当に2カ月ぐらいの間に、これだけの町民が集まるということは、相当やはり心配しているのだなというふうに思うのですね。もちろん、病院事務長さんのご講演もなされたので、その努力もあるのだと思うのですけれども、私はね、この機会に、やはり標茶の町立病院を、みんなで作り上げていくという観点で、大きな

運動を、いまこそ行わなければならないなというふうに思っています。14日に、なんかNHKで地域医療の特集をやりそうなのですが、この間、マスコミでは、本当にびっくりするほど地域医療の問題を取り上げたニュースや番組が行われています。この朝日新聞なのですが、小児医療を守れ、母親動くということで、勉強会をやると。どんな勉強会といったら、聞いてみたら、小児科の先生は大変だと。本当に、夜中も働かなければならないということで、勉強会を開いて、この程度の病状だったら、もちろんお医者さん呼んで勉強会を開くのですよ。この程度の病状だったら、こういう手当をすれば、明日の朝まで何でもないよというような勉強会をやる。これがね、結構各地で行われているのですよ。それから、あるところで子供を守ろう、お医者さんを守ろうセットで運動を起す。そして、署名運動もやると。この署名をもって行くと、医者がえらく感激して、辞めよう、ここを出て行こうと思ったけれども、やはり、ここにしよう。医者が居たくなるような病院づくりは、やはり、必要だということ。この北海道の様々な集いに私出ましたけれどもね、例の夕張に赴任されたお医者さんいますよね。予防治療を専門に行うね。瀬棚から出て、本州に行って、そして夕張に戻ってきた。あの方も言っていますし、もちろん芽室の院長さんも言っていますが、やはり、そういう取り組みがね、あって初めて、ああ、あの標茶のあの病院ならまた行ってもいいわというような、状況を作り上げる。このことが、これだけ町民が盛り上っているわけですから、そこに焦点を当てて、是非、大きな運動を行ってほしいなというふうに思います。もちろん、この三つの集会では、事務長さんも困っていたと思うのですけれども、一生懸命答えていましたけれどもね。病院に対する注文も、厳しいものがありました、なかなかね。この病院だらさっぱり直らないから、町外の病院に行って直ったのだとか。それから、産婦人科があつて小児科が週1回だったら、子供を安全に育てられないのでないか、安心してね。というふうな意見とか、むかし看護婦さんに怒鳴られただとかね、そういう厳しい意見も出ました。だけれども、膝を詰めあつてね、いまこそ行政と病院と町民が、この地域医療、標茶の町立病院を、どうしていけばいいのだということを、共通の悩みや課題として持つことが、いまとっても必要だと思うのですよ。そういう点で、その方向を是非具体化して、いただきたいと、行政は行政なりにね。もちろん、私も地域に帰って、地域なりにやろうと思っていますが、そこでさらにこのうねりを、どのように質的に発展させていったらいいのかという、お考えがあれば、伺いたいなというふうに思います。

二つ目の問題で、一般退職人材活用事業では、教育長は構想は大変すばらしいものだというふうになっていました。ただ、心配なのは、学力だけを高めるために、これが、出たわけではないのだということなのですね。私、文書もっていますが、教員の子供と向き合う時間拡充のため外部人材活用事業ということで、文部科学省の初等・中等教育局の財務課が出したやつですが、事業の概要は、小学校高学年における専科教員における教育の充実や、いわゆる小一問題、不登校等への対応のため、学校に非常勤講師を配置し、効果的な活用方法の実践的研究を行うと。これ、帯広で、北海道では帯広で先頭的に行われていますよね。あっ、これはちょっと違うか。それで、この、こういう人材の起用の仕方、さっき教育長が、なか

なか住民とのコンセンサスも得ていないので、21年度から考えてみたいのだということを行いましたけれども、これは、私はちょっとびっくりしたのですけれどもね、本当にやる気があるのかと思うのですが、2月27日の文書でね、3月3日まで計画を出しなさいという文書なのですよ、釧路の教育局からきてね。出来るわけがない。このことについて、私は厳しく、こういうふうに釧路の教育局のほうからきているわけですが、やる気があるのかということをおね、是非、教育委員会のほうで抗議していただきたいと。だってね、どう考えたって2月は29日までですよ。27日に来て、3月3日に提出すれど。そして学校の改善プランを付けて、そして希望を出しなさいということなのです。どう考えたって出来る仕組みでないですよ。だから、この点では厳しくやはり、そういう行政の姿勢について、文句を言ってほしいなというふうに思います。

最後の、三点目の問題ですが、これは地域の人材活用、人材、学校が活用ということで、全国に10,000拠点ということで、既に昨年度から、私が持っているのは帯広の例なのですが、その、既に行っています。評判がいい。それで、内容は、担当教員の補助しながらの学習支援、まる付けとか、家庭科や体育、技術、美術、図工などの特技を生かした支援とか、生活科、総合的学習活動等の野外学習活動の見守りとか、経験者らによる部活動指導、校内環境整備、登下時の見守り、安全指導、校内環境整備でいえば、この仕事を持っている人たちにとっては、やはり注意して、その仕事を奪わないようにして注意して行わなければならないかなというふうに思いますが、こういう内容で、本当にやっていかなければならない内容が多い。社会教育を除いて、教育長の教育方針を見ましたら、そんなことしているのかといわれたら困るのですが、6カ所か、7カ所ですね、家庭・学校・地域の連携という言葉が出てくるのですよ。いま、書類面での連携ではなくて、やはり、人間が出入りして、初めて連携が可能になると。今までも、そういう実績は標茶はあると思います。さらにそれを質的に発展させていっていただきたいなというふうに思います。

ですから、そういう点では、これはボランティアで、無報酬でやるわけですから、先ほど教育長が言った、その画一的な組織を立ち上げるということは、慎重に行いたいというのは私も大賛成です。今いる標茶町の人材の中で、十分、これはしかるべきところが訴えれば、答えてくれる地域の人たちが、いるというふうに思います。そういう意味で、具体的に、これをもし進めるとすれば、どういう考えが、あるのかということをお、三点目に伺いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

議員ご指摘のように、昨年12月の中に、地域会町内会連合会の皆様方が町立病院の現状ということで、研修会を開いていただきまして、また、先月の27日にも退職者の方が開いていただきまして、そのことに関しましては、本当に私どもとしては、感謝を申し上げます。

ただ、国の基本的な考え方というのが、81年の第二次臨調以降ですね、医療費の抑制ということで、ずっと動いております。当然、医療費の分担の比率というのも、81年と、例えば私のもっている数字でいいますと、2003年を比較しますと、国がマイナス5%、事業主マイナス3%、家庭プラス5%、自治体プラス3%と、こういった数字があります。これをその、国がどうやって減らしていくのかというのが、基本的な流れの中にあるわけございまして、私どもは、ずっとこの間、医師数が少ない、足りないということを申し上げて、何とか、増やしていただきたいということを申し上げております。

ただ、国は一貫して医師は足りているということでございます。ところがやはり、実態としては、医者の特門化ということも、当然、進んでおります。内科一つとってみても、現在は総合病院に行けば、非常に多くの内科がございまして、それから、都市と地方との格差というものもございまして、そういった地域間の格差。そういった状況の中で、私どもが町民のために町立病院として、何を守っていくのかということは、自治体の病院というのは、これは単純な話として、民間の病院が採算が取れない地域で、地域住民の命と健康を守るために、住民の方たちの総意に基づいて設立されたというのが、元々の意味でございまして、その基本線を私どもとしては守ってまいりたいと考えております。

ただ、現実問題としては、先ほどもお答えをいたしましたように、勤務医の、いわゆる勤務実態というのが、非常にその限界近くまで来ているということがあります。このことを私どもは何とかして、解消していかなければいけない。このことを誰に対して申し上げていくのかということになりますと、これは国に対して言うしかないわけでありまして、現時点におきましては、実態としては、行政報告の中でも、新年度からは、北大の第一外科のご理解をいただいて、週2回、土・日に派遣していただくことになって、若干の改善は図られたと。ただ、これとて、私どもが、少し条件が良くなったということは、このお医者さんがどこから来られたかということ考えたときに、トータルのパイとして、では実際はどうかということ考えたときに、これから先、ここの自治体として、そのやっていくことには、私は限界はあると。そのように考えています。ただ、医者の育成ということ、養成ということになりましても、それほど、その、5年、10年で可能なわけではなくて、一方においてはそのことはやはり国に対して申し上げていかなければいけないと、そのように考えております。

それと、やはり先ほど議員もご指摘になりました、やはり住民の方たちの病院に対する利用の仕方といいますか、そういったこともやはりご理解をいただきたい。ただ住民の方たちは不安であるから病院に行くわけで、心配だから行くわけで、これに対しては、私はやはり病院が基本的な部分で、責任を果たさなければいけないと思っておりますけれども、ただ、それにしても、やはり程度問題ということもありますし、いわゆる住民の方たちが率先して、いろんな利用の仕方について、研修、学習を重ねるということについては、非常に前向きな話であるという具合に考えております。

ただ、ご理解をいただきたいのは、私どもの、私の立場から、病院のその効率的な利用のためにどんどん受診してください、どんどん入院してくださいということは申し上げられる

わけではないことも。したがって、皆さん方のいろんなご要望に対して病院の実態としてはこうですよということを、逐次、ご説明を申し上げているわけでごさいます、一番理想形としては、住民の皆さん方が病院にかからないということが、一番理想形でありますけれども、最低限どういった体制をとっていくのかに関していいますと、私どもは現状の与えられたいろんなことを考えながら、少しでも、いまの町立病院と住民の皆さんの信頼関係が、より良い方向に向かうように努力をしまいたるし、町民の皆さん方の不安に関しては、やはり詳細な説明を続けていくということが、一番大事なのかなと。そのように考えておりますので、これからもご理解とご支援をいただきたいと思いたる。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えをいたしたいと思いたる。

まず最初に、退職教員等の外部人材活用事業についてでありますけれども、議員ご案内のとおり、昨年、19年度4月24日に全国学力学習状況調査を行って、そのあと文部科学省が10月末にですね、その結果を公表したということで、当初から見ますと2ヵ月ほど遅くなっているということで、それを受けて、道でそういった内容を分析しながら、ことしの1月末、23日ですけれども、その内容を道の学校改善支援プランという形で、作成公表したところあります。それを受けまして、本町につきましても、学校改善に向けての施策をまとめまして、2月の末にそれぞれ学校のほうに通知したということで、この間、議員先ほど言われましたように、まだ本町の学校自体が、それらの課題解決のための、具体的な対策を出来上がる前に、これらの事業をということでごさいます、なかなか活用する時間的なタイミングがないという、こういったこともございまして、やはり学校現場が、本事業をしっかりと分析検討して、効果的に活用することが大切なのかなというふうに思っておりますので、20年度については、先ほども申しましたとおり、対応ちょっと難しいところがありまして、21年度からというふうな考え方を持っております。こういったことで、タイムスケジュール的なことで、少ししっかりと出来るように、それぞれの場所に話をしていきたいなど、こんなふうに思っているところであります。

それから、地域ぐるみの学校支援の実現ということでお話ありましたが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、本町におきましては、それぞれの地域において、それぞれ学校を支援していただいているということで、考えておりまして、若干、もう一点ほど、その具体的なことを、お話を申し上げますと、例えば全国学力状況調査の中の、質問紙の中にもあったのですけれども、いま住んでいる地域の行事に子ども達が参加していますかという質問に対しまして、本町におきましては、しているという回答をした児童が73%ほどということです。これは全国では33%ほど、全道では26%ほどということで、これらのところと比較いたしましても、非常に高い割合を占めているというふうに、結果的に数字が出ていまして、これはとりもなおさず、地域の教育力の高さを表している、こんなふうに思っておりますし、こういったことから、地域は学校を直接的に支援しているということ同時に、自ら様々な行事の中で、間接的にも学校を支え、自ら役割を發揮している。こんなふうに

理解しています。

これからの具体的な、取り組みに考え方はというご質問でございましたが、こういったその、今の、ある支援体制を、さらに有機的に機能できるよう、文科省の出しているその事業も研究してみたいなど。こんなふうに思っています。ただ、今までも学校教育活動のボランティア人材バンクとか、地域先生とか、そういったもののデータを作りながら、これらを活用するという取り組みも、具体的に委員会の中でもやっておりますし、これらも含めまして、さらに、これを充実したものにていきたいなど、こんなふうに思っていますので、ご理解いただきたいなと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） ちょっと、2月27日に出して、3月3日まで、よこせと。出来るわけじゃないかということについて、どういう姿勢でいるのかね、私たちの町の教育委員会はね。嚴重に、こういう絵に描いた餅のようなやり方で、教育がうまくいくなんで、思っているのか、局に嚴重に抗議してくれないかといったのだけれども、その答弁がなかったのですけれども、それは一つ、どういう対応をとるのかということ。

それから、医療問題で一点だけね。結局、今年度、2008年度中に改革プランを策定して出さなければならないですよ。そうすると、あの病院の中身が、今までの利用の中身がいろいろ変わるということですよ。患者に影響ありますよね。だから、その、私、その内容について、いま、どうこうと言うのではないのですが、プラン作成中だと思うので、こういう、標茶の町立病院の運営や内容をどうするのかという、プランの作成に、これだけ盛り上った町民、地域医療を守れという、声が起きているこのうねりがあるわけですから、こういうプランを机上で作って出すのではなくて、やはり、町民の思いを練りこんだ、全てがそう、相手が、国ですから、全てがそうはいかないと思いますが、町民の思いを練りこんだ、そういうプランの策定、町民参加のプランの策定、これは是非、考えていただきたいというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

改革プランの策定に当たりましては、新年度からやらなければいけないということで考えております。具体的に、詳細についてはどこをどうというお話につきましては、本当の詳細まではわかっておりませんが、ただ、入院、病床の利用率の問題が非常に大きいという具合に考えて、先ほども申しましたように、国の基本的な考え方とは、医療費をどうやって削減するのか、必要のない病床を抱えて、それに対して国が交付税措置をしていくことがおかしいのではないかと、基本的な考え方でございますので、そこら辺につきましては、利用実態等々も勘案して、私どもとしてはお答えしなければいけないと。

それと、広く町民の声を聞くべきではないのかなというお言葉でございますけれども、現在も、町民の皆さんの代表者のご意見を受け賜る場がございます。それで、もし、十分でないということであれば、それはそれなりに考えなきゃいけないと思いますけれども、今までも、

病院に関しては、そういったことで対応させていただいておりますし、議会のこういった議論もあったということで、また、その委員会のほうにも伝えてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、教育局のほうへですね、こういったタイムスケジュールでは到底活用できないということの、お話をしていきたいというふうにしていますけれども、抗議という形にはなかなか難しい面もあるかもしれませんけれども、実態的に活用できないという内容を、しっかり伝えて、次年度から、そういったことも配慮しながら、対応に当たっていただきたいというお話を進めていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、11番・深見君の一般質問を終わります。

続いて、6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君）（登壇） 手元の書類の二点について、お伺いをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

初めに、この冬の湿原号のところで、これあの、事務局の間違いということで、最初はこれ、町でなくて、馬ということを受する人ということで、これ訂正していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。何でも愛するということはいいことなのだけれど、この場合は馬ということになっていますので、一つよろしく願いいたします。

初めに、乗客の減少に伴う町有路線バスの小型化と経済的な運行が図れないのかということなのですが、現在、6路線ですか、が、走っているわけなのですが、確か虹別線だとか、沼幌線については、それなりの大型バスが必要なのかなと。沼幌方面については20人以上も乗っていると、というような傾向が見られます。それについても、ただ、通常ですね、来るのを、町立病院あたりですね、ちょっと見てみますと、乗っている人もそうなのですが、非常にパラパラとしか降りてこない。あれだけのかいバスにですね、これはちょっと、あまりに無駄が多すぎるのではないかと。ということで、乗っている人たちからも、非常に苦情が多いということがあります。ただ、この件につきましては、当初、それなりにですね、その時期には、それなりの人が乗っていたのだらうとは思いますが、だんだん、やはりこの、少子高齢化も含めてですね、人が減少してきている中で、やはり今の実態に合わないのではないかと。というような気がいたします。それにですね、先ほどから何度も言われているように、やはり油の高騰ということがありますので、これらについても、非常に老朽化が激しくなることによってですね、油をくうと。またはですね、故障も多くなると。聞くところによりますとですね、まあ今年度ですか、一台のバスにですね、百二、三十万円もかかったと、というようなことも聞いておりますので、こういうことから考えていくと、例えば、バスが、一台買うことによって、小型にできるとすれば、二台買えるのではないかと、小型が二台買えるとか、例えば、極端な話、ボンゴ車でいま8人、9人乗れる車が

ありますから、そういう車ですね、送り迎えすることも出来るだろうと。ましてや、床がぬけそうなバスが走っているとか、そんなようなこともいろいろ聞かれますので、何か、その事故があった時のことを考えると、大変なことになるだろうと。いうふうにいろいろ考えているわけでありませう。

その辺について、町として、これから何年で更新ということがあるのか、ないのか。また、いま使っている車そのものがですね、65万キロ以上も走っていると。まあ正直言って、聞いた段階でびっくりしたんですけれども、15年から18年使っている車が非常に多いと、いうことがあります。昔はですね、町が直営でやっていた段階では、7、8年で更新されていたと。いうことがあります。ただ、あの業者の方にですね、そういう形の中で、いま預けているということになると、直しなおし走っていると。いうようなことで予備車についてもですね、一台はあるというふうには聞いておりますけれども、やはり、いずれにしろ、この更新時期を明確にした中で、経済的な運行を図るということを見ると、その場所に適した車が必要ではないのかと。まあ、特に無駄をなくすと、いうことから考えて、そのほうがいいのではないかと、思いますので、お伺いしたいと思います。

次にですね、冬の湿原号とホーストレッキングとの関わりについて町としての考え方を聞きたいということなのですけれども、正直なところ、このホーストレッキングというのは、新聞に載っていたのがこの題名だったので、ホーストレッキングと、まあ、直接聞いたところ、これは馬と散策して歩くというようなことがホーストレッキングというふうに聞いておりますので、この辺については、名前的にはまだ決まっていないというようなこと言っておりました。最初はですね、この先ほども言ったように馬を愛する人たちで実施していたこの催しも、回を重ねるごとに盛大になりまして、遠くは本州からも多数のカメラマンが来ます。また、町としても、新聞・チラシ、それからJRのほうに協力をいただくと、いうような形でみえておりますけれども、やはり標茶町の祭りとして、一つ何とかならないのだろうか。まあ、当初は馬を愛する人間だけがやっていたのだからということで、遠めに見ていた経過もあろうかと思っておりますけれども、今年ですね、私も初めて参加をしてみました。8回もやっているのだと。新聞だけで毎年見ていたのですけれども、正直なところ、あの辺でやっていたのだろうかということで、だったのですけれども、ことし見に行ったわけですがけれども、そうすると、たかが1分足らずの間に、本当に時間的にはそのぐらいしかかからないのですけれども、すばらしく私は感動いたしました。おそらく前の小泉首相も感動したというのではないかというような感じがしましたがけれどもね、本当にあの、ちょっとした事なのですけれどもね、ただその、そこまで行くまでの間に、やはり10時ころから始まって、お年寄りの人たちが自分たちの取ったとうきびだとか、いろんな物をですね、また牛乳の提供があったり、酒かすの提供があったり、いろいろやっているわけですよ。そういうことを見ていてですね、ただ町がですね、あそこでやっているからってということで、遠目に見ているということだけでは、ちょっと何となくですね、腑に落ちない部分があります。正直なところ商工観光課長が来ておりましたけれども、主催者にしてみれば、今まで勝手にやっていたのだ

からいいのだということだけでは、もう収まらなくなってきていると。非常にやはり、東京方面からも、釧路からタクシーを乗り継いで、標茶まで来ると。毎年契約しているのだと。偶然にも後藤タクシーという名前があったのですけれどもね、そんなようなことで、いろいろ来ているわけなので、もう少し、何とかこの、お祭りと言ったらいいのか、標茶で、冬の間に、これだけ全国的に見ても、非常にこういう催しというのは少ないと思います。ですからですね、こういう標茶町の、この広大な地域を生かして、だからこそ、あういうところがあるのであって、そういう形が出来るのでね、何とかこれを、たかが2時間や2時間半の間ですけれども、町のお祭りというように、もっていけないだろうかなというふうに思っております。

ただ、金を出せばいいという問題ではないだろうし、将来的には、やはり、あそこ、道路も危険な部分がありまして、町として、交通指導員を配置しなければならないというような状況も起きてくるかと思えます。確かにあそこで催しを見ながら落ちた人もいたと、いうことも考えますと、そういう側面的なもの、また、主催者はやはり町職員だけでも、来てもらえれば助かるのに、楽しいのにと、いうふうな言い方もしていました。町長も今年は見えていられなかったのですけれども、昨年のもうもう祭りでないですけれども、あのお祭りに餅つきをやったら町長がまいてくれたと。だからと言って、あれだけ天候が悪かったのに、あれだけのたくさんの方がいたと。いうことから考えると、町長も来年は、来年は是非1回見てください、この馬を愛する人たちのものを見てですね、標茶のお祭りにもっていければなど、いうふうに考えておりますので、一つその辺をよろしくお願ひしたいと思えます。

また、この正式名称についても、全国から、例えばですね、募集することによって、皆さん方の関心も深まるだろうし、それからまた、ことし撮った写真についてはですね、来年必ず持って来てここにはるからねと。こういう人もいました。そうするとパネルの台ぐらいちよっと置くなりですね、例えば、良いものについては町長の賞状の1枚もやると。それと牛乳をつけてやると。そうすることによって、どんどん広がっていくのでないかと。まあ、ここに、標茶に来た人たちがジュースの1本も飲めば、それでも違うわけですからね。将来的には、商工会ともタイアップしながら、商工観光課もあるわけですから、その辺も含めてですね、お互いに協力しながら、いい知恵を出しながら、何とかやってもらえばと、いうふうに思えますので、その辺のところをお聞きしたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇）6番・後藤議員の「乗客の減少に伴う町路線バスの小型化と経済運行が図れないか」とのお尋ねに、お答えをいたします。

最初に、現有路線バス6台の導入年度と乗車定員の状況について申し上げますと、オソベツ線が平成2年導入で42人、茶安別線、阿歴内線、沼幌線が平成5年でそれぞれ41人から42人、磯分内線が平成6年で42人、虹別線が平成10年で65人となっており、また老朽化が進んでいるのも、議員ご指摘のとおりあります。

町といたしましては、現行6路線を今後とも運行維持を図る事を前提としていますことから、バス車両の更新については重要課題と認識しているところであり、車両更新時における乗車定員等については、担当課で検討しているところではありますが、議員ご提案のとおり小型バス導入についても選択肢の一つであります。

ただ、路線バスのもう一つの役割として、日中等を中心に行事バスとして運行していることから、特に保育園、小中高の複数台利用希望に応える必要もあり、全てのバスを小型化することとはならないことも、ご理解を賜りたいと存じます。

当面は、車両更新に必要な原資の積立も行っています地域交通対策基金への準備金の確保を進めてながら、現有車両の維持延命に努めていく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、SL冬の湿原号とホーストレッキングとの関わりについてのお尋ねにお答えいたします。

SL冬の湿原号運行は、日常では見る事が出来ない幻想的で雄大な自然が残る釧路湿原を体感できることで、訪れる人たちに、釧路の冬の観光資源として定着しており、また、例年運行初日に実施されます、弟子屈町川湯温泉駅までのC11型機関車の重連運行についてはSLファンに人気も高く、とりわけ写真愛好家にとっては、大変貴重な被写体として、多くの方が釧網本線沿線各地に独自のポイントを定め、撮影を楽しんでおりますことはご案内のとおりであります。

また、ホーストレッキングにつきましては、SL冬の湿原号の運行にあわせ、町内で馬を愛し、乗馬を趣味とする有志の方々自らが、SLとの併走が可能な場所の選定や、当日の運営について努力され、SLに乗車されている方はもちろんのこと、写真愛好家の方々にとっても魅力的な催しとして、回を重ねるごとに参加者が増しているとお聞きしており、これまでのご尽力に敬意を表するものであります。

町といたしましても、この間、新聞社等並びに放送メディアへの連絡などと併せ、SLを運行するJR釧路支社に対しまして、安全運行に支障が及ばないようにホーストレッキングの実施情報を提供する等、主催者からの協力要請に対応しております。

議員お尋ねの、今後の展開についてであります。町では、町内で開催されますイベントにつきましては、これまでも主催者であります各団体等の自主性、主体性を尊重しつつ、町民の皆様からのご理解を原則に、町として協力、支援要請にお応えしてまいりました。

当該事業につきましても、大変、魅力あふれる取り組みと考えており、また、定着発展を願っておりますが、これまでのイベントと同様に、主催者、参加者の思いを尊重しつつ、町としてどんなお手伝いが可能であるか、広く町民の皆様のご意見もいただきながら、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

6番・後藤君

○6番（後藤 勲君）いまの、町長のお答えなのですけれども、地域対策基金というのが今年度2億以上あることになってはいますが、これについて、どの程度の使い方が出来るのかということ、ちょっといまいまいち明白でないわけなので、この辺について、この町有バスについては、例えば、業者に丸かかえでそっくり、その金を使ってですね、業者に買っていただく。そして管理させると。管理させることによって、人が乗ったりなんかしないで、自分のところで乗ることによって、やはり大事に使うわけですよ。誰が考えても、人の車だったら適当にぶん投げておいてもいいし、汚したまま走ることも、なるだろうけれども、しかし、自分の車となると、やはりきれいに使って、経済的な方法で走ろうと。いうふうな感じにもできるのでないかと、いうふうな考え方もいたします。

また、もう一点です。先ほど言わなかったのですけれども、地域とですね、それなりの対策を考えながら毎年やっているというふうに聞いておりますけれども、例えば、ここから先何百メートルも先に人が誰もいないと。もう、例えば、お年寄りの人が今までいたから行っていたのだと。その人が亡くなったから、今度は若い人たちだけだから、車で自分たちで乗って帰ってくると。だからバスは要らないのだというところまで、あることもあるのです。だから、そういうことも含めると、いくら補助があろうと何があろうと言いながらも、無駄は無駄なので、あえてそこまで、行って帰ってくることによって15分も違うと。そんなところに、その古いバスでもって油を焚いてですね、走ることはないのではないかと。まあ、確かに私も何回か夜、鉄砲の帰りに、空バス走っているのよく見ますけれども、何のためにあんなところに走っていくのだと。というようなこともありますので、この辺も含めて、検討していただければなど、いうふうに考えております。

また、そのホーストレッキングの件についてもですね、町長もそれなりに、これから皆様方とお話をしながら、前向きに進んでいただけるというふうな、確信を得ましたので、私の質問は、これで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

三点ほどのご質問だったかと思っておりますけれども、まず町有バスの地域交通対策基金等々の、質問でございますけれども、先ほどもお答えいたしましたように、基本的な考え方として、現有車両については、出来るだけ維持延命を図っていただきたいというのが、基本的な考え方でございます。ただ、現在も路線運行につきましては、民間の方に運行委託しておりますけれども、その車両の維持管理につきましては、委託先のほうで、整備に誠意をもって対応していただいているものと、私どもは考えておりますので、その点につきましては、ご理解をいただきたいと思っております。

また、二点目に、路線バスの、路線に対するご質問だったと理解をいたしますけれども、これにつきましては、出来るだけ、スクールバス、それから行事バス等々を含めまして、で

きるだけその地域のほうからの、皆さん方の要望にお答えするように、町政懇談会等でされた要望については、可能な限り対策をしております。ただ、路線の変更に当たりましては、認可は当然必要でございますし、変更することによって不利益をこうむられる方もいらっしゃると思いますというこも、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから、ホーストレッキングの考え方につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、いろんな方々のご意見もあろうかと思ひますので、そこら辺も総合的に判断して、どのような支援が可能かについては、検討してまいりたいと。そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、6番・後藤君の一般質問を終わります。

続いて、7番・林君。

○7番（林 博君）（登壇） 第1回定例会にあたりまして、私のほうから1件だけご質問させていただきたいというふうに思ひております。

高齢者の外出時における支援対策についてということでございます。

既にご承知のように、本町における高齢化率は年々上がってきておひまして、それに伴ひまして、高齢者世帯も現在、施設入所者を除きまして約800世帯おるということでございます、この数字も今後上がっていくものと予想されます。

病院や買い物などの外出にあたって、地域の高齢者や病気を抱えている町民にとって、交通手段の確保は重要な問題だと考えます。現在、公的な交通手段としては町有バスやタクシー、病状によりましては福祉タクシーや町の高齢者移送サービスのぬくぬく号の利用などがあります。

町有バスにおいては、現在70歳以上の高齢者に敬老バスを発行し、利用していただいているところではあります。しかしながら、路線に近い家庭では利用できるかもしりませんけれども、停留場まで遠い家庭や、また長時間乗車していなければならぬ場合もありまして、利用しづらいのが実態ではないかと思ひます。

第三期標茶町高齢者保健福祉計画策定にあたっての、平成17年度に高齢者を対象にしたアンケートの中で、病院などへの移送サービス、またはタクシー代への補助という意見が多くありまして、移送ボランティア、循環バスの運行なども民間の活力も考慮に入れながら、外出支援のサービスの検討が必要です。としています。

そこで、今後の高齢者の外出について伺いたいと思ひます。

次の三点について、お伺ひします。

いま、後藤議員のほうからもちょっと話ありましたがけれども、現在、70歳以上に発行している町有バスの敬老バスについてですけれども、最近の物価上昇や所得税の高齢者控除の廃止などによりまして、生活が圧迫されてきておひます。年金受給が始まる65歳に引下げる考えはないか、伺いたいと思ひます。

二点目に、路線バスにおいて規定路線より遠い高齢者にとって、停留場までの往復は大変辛いことだと思ひます。希望者には自宅周辺で乗降させることはできないか、伺いたいと思

います。

三点目に、町立病院への通院において、路線外などでバスを利用できない方、特に市街地周辺、市街地の方になろうかと思えますけれども、タクシーを利用した場合の助成をする考えはないか。

以上、三点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 7番・林議員の「高齢者の外出時における支援対策について」のお尋ねにお答えをいたします。

本町の高齢化率は、平成元年度末の13%から平成18年度末25.6パーセントと、全国平均を上回り、高齢化が急速に進んでいるところであります。

また、現在、やすらぎ園を除く65歳以上の単身高齢者世帯は454世帯、夫婦高齢者世帯は348世帯を数え、全世帯数に占める割合は、単身高齢者世帯で12.6%、夫婦高齢者世帯で9.6%となっております。

本町では、これまで通院等の公共交通機関として、町営バス6路線を運行し、高齢者をはじめとする交通弱者に対する交通手段の確保に努めてきたところであります。

お尋ねの敬老パスは、町有バス使用料金助成規則第2条第6号に基づくもので、患者バスから町営バスの転換時に、老人保健の加入者である70歳以上の高齢者を対象としたところであります。

また、町立病院への町有バスによる通院者に対しましては、年齢にかかわらずバス料金を無料にしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、「路線以外での高齢者宅付近での乗降」についてでございますが、現行の運行形態につきましては、停留所以外の場所の乗降について路線上でありましたら自由に乗り降り出来る運行となっておりますことと、実際に多くの利用者の方々がその様な利用実態となっておりますことから、ご理解賜ります。

また、路線以外の場所での乗降につきましては、路線バス運行許可上、重要な許可条件となっておりますことから路線変更の手続きが必要となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、町立病院への通院におけるタクシー料金の助成であります。前段に申し上げましたが、町有バスにおける通院者に対しましては、町有バス使用料金助成規則第2条第1号によりバス料金を無料としているほか、身体障害者手帳所持者で、1級若しくは2級で下肢障害、視覚障害及び体幹機能障害者に対し、年間12,000円のタクシー料金の助成を、標茶町重度心身障害者等交通費の助成に関する規則に基づき行っていることや、通常の乗用車では移動が困難な65歳以上の介助を必要とする高齢者や1級から3級までの肢体不自由者に対しましては、在宅高齢者等移送サービス事業実施規則に基づく移送サービスを行っておりますこと、また、平成17年度から福祉タクシーを民間事業者が運行しているところであり、高齢者、障害者等への多様な通院手段の確保が図られているものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許しなす。

なお、再質問は自席で願います。

7番・林君。

○7番（林 博君） ただいま、お答えいただきまして、病院にかかっておられる方については、いろいろとこう助成があるということでございますけれども、市街化地域につきましては、大変失礼かなと思いますけれども、重度の方についてのみの支援ということになるかと思えます。地域におきまして、いま通院をしている方については、そういうことがあるということでございますけれども、当然、大変、自宅が離れておりますと、なかなか、言いますけれども、なかなか難しいのかなというふうに思えます。そして、どうしても、通院なり、入院、買い物等利用する場合、自分の家に車がない場合は、ほかの人をお願いをするというのが実態でございます。やはり、高齢者がほかの人をお願いをするということですから、同じ年代の方をお願いをして乗せてきてもらっているというのが、よく見られるのですけれども、その後、高齢者ですので、運転のほうもちょっとこう、若干衰えてくるかなという意味で、交通事故等の心配もされるところでございます。

それから、先ほど、今回私、このことにつきまして、質問させていただきまして、ちょっと提案させていただいているのですけれども、これ、高齢者が少しでも、多くいろんな面で、通院だけではなくて、買い物等含めて、外出する機会を与えてあげたいといえますか、そういう機会を増やしてあげたいなということもありますし、それによって地域やいろんな人のコミュニケーションも取れていくのかなと思っています。

また、町立病院を、少しでも利用しやすいというのですか、先ほども約60パーセントの方が町外への通院ということでございますので、少しでもそういう形の中で、町民が利用しやすく体制をとっていただけるのではないかなという思いもございます。

また、先ほど後藤議員のほうからバスの利用についてございましたけれども、若干少ないのではないのかということですが、平成17年度では、延べ39,000人ですか。ございましたけれども、平成18年度になりますと34,000人ぐらいとということで、減ってきております。特に、その中でも、一般の方とか、助成の方、助成というか、援助している方の利用が減ってきているということでございまして、これらについても、少しでも、せっかく運行しているわけですから、たくさんの方に、有料無料関係なくですね、利用していただける体制を作ることが、必要でないかなというふうに思っております。

それで、この、現状のその町有バスの利用状況といいますか、その辺をどのようにとらえているのか、もし、少しでも、利用体制になりますと、いろんな手法があるかなと思いますけれども、その辺どういうふうに考えられるのか。

それともう一点ですね、いま、先ほど言いましたとおり、通院等についてはあるということでございますけれども、その他の面について、それをクリアできない人たちへの支援ということは、今後どのようなふうにございますか、考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

先ほどもお答えをいたしましたけれども、町独自の施策、それから介護保険法に基づく、いわゆる民間の方たちの施策等々で、私は、現状ではかなりの皆様方のご要望にはお答えしているのではないのかなと、そのように考えておりますけれども、ただいま議員のご指摘になりました、いわゆる高齢者の方たちの生活全般に対して、どういった支援がという、多分お尋ねではないのかなと私は思いますので、それにつきましては、別な観点から、検討をしなければいけないのではないのかなと、そのように考えております。これにつきましては、民間事業者の動向等々も踏まえながら、やはり地域に暮らしているお年寄りの方たちも含めて、生き生きと生きがいを持って暮らしていくために、どんな施策が必要かにつきましては、総合的に判断してまいりたいと。そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 7番・林君。

○7番（林 博君） いろいろと、そういう面では、私も支援体制整っているというふうには感じてはおりますけれども、益々、いろんな面で高齢者の支援対策をとっていただきたいなというふうに思っております。福祉タクシーにつきましては、聞くところによりますと、いろいろと大変込み合っているといえますか、そんな状況で、なかなか利用できないのが実態というふうなことも伺っております。先日、町長の執行方針の中で、第4期の高齢者保健福祉計画が、ことし、また、進んでいくのかなというふうに思っておりますけれども、その中でいろいろとまた、議論があれば、していきたいなというふうに思っております。

これで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 以上で、7番・林君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続いて、2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君）（登壇） さきに通告してございます「平成20年度の乳価と草地農業の政策について」を質問いたします。

平成18年の秋ごろから、日本とオーストラリアの経済連携協定(EPA)交渉に反対する酪農民を中心とする反対行動が行われております。時期を同じくして、乳製品の在庫の増加で計画生産が打ち出され、本町の酪農家は思うように牛乳を生産できない環境になっています。

平成19年になってアメリカを中心として、トウモロコシをエタノール燃料に向けるという

国策のもと、日本国内の家畜飼料が30%以上も値上がりし、軽油が1年間で35%も値上がりしていることなどから、本町の酪農家は未だかつてない苦しい酪農経営を強いられています。

昨年末より酪農民大会も開かれ、街頭での行進をするなど、農業団体も真剣に政府に乳価の引き上げ、飼料の補てんなどを訴えているところであります。

マスコミ報道で政府自民党側の緊急対策が次々発表になっておりますが、現場の酪農家の要求とはほど遠い数字となっております。基幹産業の危機と考えますが、現状認識と中央での動きについて、町長の考え方を伺いたいと存じます。

本町の酪農は広い草地資源を生かして発展を続けております。約2万6千haの経営耕地で約4万頭の乳牛が飼養され、一戸平均65haの大型経営であります。ここで自給率の向上を図ることで、乳代と飼料のバランスを良くするには、良質の草を生産する草地改良が重要となってきております。十勝地方と違ってデントコーンなどに大きく依存することが出来ないのも、傾斜地の多い本町の、さらに一層の草地改良事業を政策要求の重点にあげ、行動すべきと考えておりますが、町長の見解を伺いたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番・黒沼議員の「平成20年度の乳価と草地農業の政策について」のお尋ねにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、平成18年にオーストラリアとの経済連携協定締結に向けた交渉に入ることが明らかにされ、町内酪農家の皆さんには大変大きな不安を与えることとなったものと思います。

また、消費低迷を背景に抑制型の計画生産が決定され、良質乳の増産に励んでこられた生産者にとって、厳しい選択を迫ることにもなりました。

さらに平成19年になってからは、輸入飼料だけでなく、燃料や生産資材が軒並み値上がりし、経営を一段と圧迫する状況が続き、深刻の度を増しております。こういった状況を打開するため、生産者団体においても平成20年度産乳価の交渉を前倒しして行い、1キロ当たり平均5円10銭上げの決定をみたところあります。これほどの大幅な値上げは、およそ30年ぶりともいわれておりますが、この間の生産コスト増は6円を優に超えるとも言われており、再生産を確保していくためには、緊急対策として、決して満足のいくものではなく、平成20年度の加工原料乳補給金単価の見直しを始めとした、畜産酪農対策の拡充を国に対し求めてまいりました。

私自身、管内町村長会、議長会とともに農水省幹部、関係国会議員のもとを訪ね、生産現場の窮状を訴え、酪農家が安心して生産を続けられるよう、中長期的な対策も併せお願いしてきたところであります。

結果としては、加工原料乳補給金単価は1円の増を確保いたしました。畜産対策総体としては、一定の評価をしながらも、都府県向けの飲用乳対策に、ある程度の予算が振り向けられたために、道内産が主体である加工原料乳対策が伸び悩んだ感があることは否めず、積み残しとなった配合飼料価格安定制度及び経営安定対策に係る追加対策について、本町酪農

家の実となり、少しでも安心して生産ができるよう、生産者団体とも連携しながら、あらゆる機会を利用して、関係者に要請等を行っていきたいと考えているところでありますので、ご協力とご理解を賜りたいと存じます。

また、平成19年度に実施された抑制型の計画生産は、わずか1年で増産型に切り替えられ、北海道においては前年比103パーセントの生産目標が設定されました。今後も輸入飼料価格は、世界的な需給関係を見通したとき、大幅な下落は見込めず、議員ご指摘のとおり、自給飼料の質と量を確保することが喫緊の課題となっております。

昨年、農協は関係機関の協力を仰ぎながら、経営改善プロジェクトを立ち上げ、サイレージ調整技術の向上に取り組んでおりますし、デントコーンについても、およそ100ヘクタールの作付け増が見込まれており、これらの関係者一丸となった取り組みが、成果となって現れることを期待しているところでもあります。

また、草地整備改良につきましては最重要の課題と認識しており、平成20年度においては、新たに虹別地区において畜産担い手育成総合整備事業を導入いたしますし、今後も生産者団体と協議しながら、計画的な草地整備改良の促進に意を払ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） 町長から、日ごろ、乳価・酪農関連で中央折衝、それから管内の町村の方々といろいろ連携して、このことに取り組んでおられるというお話を聞きまして、心強く思っているところであります。

少ない時間で、いろんなことを、この農業と言う大きな問題を話すのは、大変とりとめないこととなりますので、一点集中してお話をしたいと思っておりますけれども、やはり、この、私、数字を言いましたけれども、2万から3万に及ぶ広大な草地資源、これは相当の年数と大きな国の援助等で造成されたものであり、これは、草の性質上、約7年で草は退化してしまうということになっておりますので、それをこう、簡単に逆算しますと、1年に3千haぐらひは草地改良がなされなければならない。これは農家が自分の機械でするのはもちろん、基本的なことをございますけれども、やはりこの地方、種をまくと一気に雨が来て、種と肥料が全部流されるというような気象条件、最近特に豪雨が頻繁に起きておりますので、やはり一気に草地を種をまいて踏み固めないと、これは次の年に草地利用することが出来ない。作物を作って、私はずいぶん、ビートとか、大根などで苦労しましたけれども、雨の力は本当に予想以上でございますから、やはりこの、クローラータイプというか、そういうもので草地を造成しないと、とても標茶の酪農家あたりが満足いく草地改良はできないというふうに日ごろ思っていますから、やはり補助事業の導入、聞くところによりますと、標茶町は北海道でも、1、2を争う草地改良を取り入れている町でありますから、その点は、私はいいと思っておりますけれども、やはり今、こういうふうに購入飼料とか、いろんなことに頼らないで、

放牧型もいいのではないかと、いろんな技術革命がなされているわけで、それには、単収を上げて、牛の乳が出る草をたくさん植えなければなりません。そういうことで、昨年が、大体国産飼料活用事業で1,100ha、畜産担い手事業等で150ha。そういうことで、現在、1,300haぐらいの補助事業が取り入れられているわけですが、こういう数字に甘んじることなく、政策要求をしていただきたいと、こう思います。聞くところによりますと、3月に、この構造政策は全部きまるというふうにはならないというふうには、農協の関係者から聞いております。したがって、4月などにもずれ込むわけでございますから、いま一層がんばって、ひとつ標茶町の農家のために、いろいろ、町長はじめ、皆さんがんばっていただくようお願いしたいと思います。

この件について、もう一度、お考えを伺って、私の質問を終わります。

(何か言う声あり)

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

先ほどもご報告いたしました20年度の畜産酪農対策の要請のときにも、農水省の幹部の方とお話をする機会がございまして、こういった飼料高、原油高、燃料高を受けての緊急対策と、もう一点、私のほうからは、輸入飼料に頼らない畜産のあり方というものを、中長期的に国として構築すべきではないのかと。平成11年に新農業基本法が成立したときに、食糧安全保障という考え方が、明確に打ち出されており、それに基づいた政策というのが必要ではないかなということをお願いしております。そのことは端的に申しますと、議員がただいまご指摘になった、酪農であれば草地の整備というものを、どうやって継続的に実施していくか。その事が一番大事であろうと思いますし、肉牛に関していいますと、これは、いわゆる輸入穀物に頼って良質な霜降り肉を生産しているという実態を踏まえて、消費者等の理解を求めていくことが非常に大事であろうと。そういうことを申し上げて、長中期的な政策の下に、経過措置として、こういったものが必要かということを検討いただきたいということも、申し上げました。

そのことと、もう一点、私からお願いを申し上げましたのは、家畜ふん尿の処理については、平成11年に法律が施行され5年の猶予を得て、一応、実施されておりますけれども、決してこのことは、資源の有効活用という点から見ますと、はなはだ不十分であると。内地府県の発想ではなく、半年間、雪の下で、寒冷地の中で、貯蔵しなければいけないという実態の中でいうと、有効利用を図るためには、もう一段の施策が必要ではないでしょうか。そういうことを申し上げて、決してふん尿処理対策というのは終わったものではないと。国についても、限られた資源を有効活用していくためには、こういったことに関しても、誘導施策というものをもう一度検討をお願いしたいと。そのような要求をしてみました。

これからも議員ご指摘のように、いわゆる草地型の畜産を進めていくことが、私は標茶の酪農基幹産業を守るだけでなく、標茶の将来性に対する展望を切り開くものだと。そのように考えておりますので、機会あるごとに努力してまいりたいと。そのように考えております

ので、これからもご支援をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、2番・黒沼君の一般質問を終わります。

続いて、9番・末柄君。

○9番（末柄 薫君）（登壇） さきの通告にしたがいまして、質問をさせていただきます。

中国産冷凍餃子による中毒事件から1カ月あまり経過いたしました。その原因が未だに不明のままで、特に中国産冷凍食品の輸入が急減し、国産品の価格が急騰しております。

この事件等により、国民の食品に対する不安が益々高まっていますが、食料自給率が39%と、非常に低い日本では、輸入品に多くを依存しているのが現状であります。いかに、安全な食料の必要量を確保していくのかが問われています。

そのためには、流通ルート衛生管理の徹底はもちろんのことですが、自給率の向上、生産者、消費者、共通の理解と、また地産・地消、食育の充実などが重要であると考えます。

本町でも、多くの輸入食材が消費されていると思いますが、公共施設である学校での給食、町立病院、または特別養護老人ホームのやすらぎ園、また保育園等では、どの程度の利用がされていたのでしょうか。利用されていたとすれば、安全のための管理はどのようになされていたのでしょうか。まず現状をお伺いいたします。

また、この中毒事件後においては、新たに安全のための対策をとられたのか。対策を講じられたとすれば、その内容はどのようなものだったのでしょうか。お伺いをいたします。

平成19年度の教育行政方針においては、学校給食に関して食材を厳選して、出来るだけ安心・安全な地場産品をとらうとっておりますが、これを機会に学校給食全てを地場産品・国内産品に変え、より安心・安全を確保するべきと考えます。全てを地場産品・国内産品に変えた場合、全てを、変えた場合、経費の負担増、これが予想されますが、その負担については、どのようにお考えになっておられるのかをお伺いします。

また、町立病院やすらぎ園、保育園等、公共の施設についても同様に実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番・末柄議員の「食の安心・安全について」のご質問にお答えをいたします。

食の安心・安全について、輸入食品に大きく依存するのではなく、食料自給率を高めるとともに、地産・地消や食育を推進し、生産者と消費者双方が意識を高めることが肝要であるとの議員のご指摘につきましては、私も考えを同じくするところではありますが、給食を提供している各施設において、すべての食材を直ちに国産・道産品に切り替えることは、現実的には課題が多いこともご理解賜りたいと存じます。

また、今回の中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事件につきましては、現時点においては、食品の生産流過程における倫理崩壊が直接的な原因と推察されており、消費者側の自衛手段にも限界があることから、国民の健康を守る観点で、まずもって国の取り組

みが必要と考えているところであります。

さて、病院、やすらぎ園、保育園における輸入食品の利用状況でございますが、乾物類、冷凍食品、果物、缶詰類等、多岐にわたり活用してきた経緯がございますが、今般問題になりました食品業者のものは含まれておりません。

また、納入業者に対しましては、安全性に関する確認書や原材料の試験検査の結果や、配合材料の産地表示等の資料提出を求めてきたところであり、今後とも徹底する中で、できる限りの予防措置をとってまいりたいと考えております。

また特に、町立病院、やすらぎ園においては、食品の安全管理・確認対策として、厚生労働省が定めた「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、納品時に検収項目である表面温度、納品時間、製造年月日、賞味期限、鮮度、包装、異物混入の有無を毎回確認し、食材検収記録簿に記入、その後、冷蔵品と冷凍品を区別し、管理保管しており、今後もマニュアルに沿って、安全対策の一層の徹底を図ってまいります。保育園においても納入時の検収で鮮度、賞味期限等安全性の確保に最大の注意を払ってまいります。

今回の事件を契機にした新たな安全対策の有無についてもお尋ねがありましたが、先ほど申し上げましたように、緊急的に産地や製造者を確認したところでもありますので、ご理解願います。

また、町立病院では、肉については、国内産、道内産に限定しておりますし、保育園においても、可能なものから国産品に切り替えておりますが、各施設において、栄養、メニュー、コスト等々を勘案しながら、地場産品の比重を高めることを検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 引き続き「食の安心・安全について」の学校給食に関するご質問にお答えいたします。

一点目の「輸入食品の利用状況とその安全確認について」であります。学校給食において、米飯、牛乳、パンを除き、食材での輸入食品は、一部利用しているところであります。平成19年度から意識をしながら、副食の野菜、肉等も国内産と確認できるものを可能な限り切り替えてきております。加工品については、原産地表示義務の対象外もあって、その製造過程は複雑で、これまで、安全であると認識せざるを得ないものでありました。さきの中国産冷凍ギョウザによる健康被害事例が発生し、加工食品について多くの不安をもたらしたものであります。本町においても、健康被害の事例後、納入業者に食品の原産地・原産国、製造場所等の情報を提示していただき納入することとしており、中国産冷凍食品の使用を安全確認がなされるまで使用を控えているところであります。

食品の安全対策については、国、製造業者においてすべき最低限の対策であり、消費者にとって早期の中国産冷凍ギョウザによる健康被害の原因究明、輸入食品の検査体制、JAS法、食品衛生法を整理し、わかり易い食品表示の統一等、早期に進めるべきと考えているものであります。

二点目の「学校給食への地場産品、国内産利用について」であります。ご案内のとおり、現在日本のカロリーベースでの換算で、国内自給率39%と言われており、議員のご指摘の学校給食を全て地場産品と国内産とすることは、現状では非常に困難と判断しております。仮に国内産を全て利用するとなると、食材の種類、量などの調達が非常に難しく、献立メニューにも大きく影響をもたらすものであります。また、当然、単価アップにより、かなりの食材料費がかかることとなり、保護者への負担もそれ相応になることが、懸念されるものと考えております。

今後も、学校給食においては、より安心して安全な食材の厳選はもとより、出来る限りの地場産品の地元食材の利用により、子ども達に美味しい給食提供に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

9番・末柄君。

○9番（末柄 薫君） ただいま、町長、教育長からご丁寧にご答弁いただきましたが、やはり心配していたとおりというか、やはり、いままでこう輸入原材料に頼る部分というのは、あってしかるべきなのか。まさにこう、国内自給率が39%が、ここにも現われているのかなというような、それが現実だというふうに、こう、改めて思い知らされた感じがいたします。だからといって、危険度の高い、本当あの、それが風評被害みたいな形で、一つ出たからといって、全てがこう危険ということにはならないでしょうけれども、やはりその、危険度が拭い去れない限り、やはり輸入品からはとりあえず離れる、国産品、地場産品にこう切换えていかなければならない。これからもそれに向かって、段階的に、やはり取組む気がまずあるのか、ないのかという、その辺をお伺いいたします。

そして、やはり、国内産、そういうものに切换えた時に、その経費の増える、どのぐらいの負担がこう増えていくのかというのも、質問したと思うのですが、その辺の答えも、まずいただきたいと思えます。

まず、お伺いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

まず、基本的な考え方から、申し上げておきますけれども、現在日本はWTOという体制の中で、動いております。したがって輸入を全面的にストップするということは、これはルール上できないわけがございます。それともう一つ、確認をいただきたいのは、思い出していただきたいのは、BSEの騒動のときどうだったのかということを考えてときに、あの時は逆だったと思うのですよね。国内産に対するバッシングというものが非常に高く、オーストラリア産、うちはオレゴン産だから安心だよという、そういったことをされてきたと思えます。したがって、その、外国産だから危険だ、国内産だから安全だという考え方は、基本的には、ちょっと違う問題ではないのかなと、私は考えております。

現在、こういった、その、グローバルな社会の中で、どうやって安心を確保していくのかにつきましては、当然、その、輸入するときの検疫体制の整備というのは、当然必要でありますけれども、そのことと、消費者の方たちがこういった消費行動をとられるのかということも、非常に大事なことでありまして、むしろ、この問題についていうと、世界的な資源をどうして消費者が享受していくのかという考え方も、私は必要ではないのかなと思っております。

そういった中で、当然、必要な施策というのをとっていかなければいけないし、また、国産品の問題についていいますと、端的な話をしていきますと、輸入物を全てシャットアウトするのではなくて、輸入物もある程度利用しながら、私どもの消費行動、そのものから、より安全な、よりおいしいものをどうやって確保していくのかということが、私は必要なのではないのかなというのが、基本的な考え方と思えますし、日本だけが孤立しているというわけではないということも、ご理解いただきたいと思えます。

議員のご質問につきましては、多分、給食費のことについてのことだと思えますし、これも基本的には同じ考えだと思えます。

さきほども、教育長のほうからも答弁しておりますように、全品を国産品で賄うということは、これは現実問題としては、ほとんど不可能だということもご理解した上で、教育委員会のほうからお答えを願いたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほどお答えをいたしましたとおり、現在の何と言いますか、食料の関係からいいますと、町長がいま答弁されたとおりです、全てが国産で賄うというのは状況にはないということも、事実でございまして、そういった面では極力安全なものを確認しながら対応していきたいというふうに思っておりますし、そういう形で進めているところでございます。

本町の給食につきましては、地元産の食材をとということで、先ほどの平川議員のほうにもお話したのですが、野菜類ですね、そういったものを極力地元産、道内産のものを用いるという考え方もありますし、或いは、パンとか、麺の原料であります小麦、こういったものにつきましても道産のものを使うというような形で、進めているところであります。

地元産のものとしては、プリティアとか、標茶高校のアイスクリーム、そういったものも極力活用しながらということで、進めているところでございます。

ただ、総体ですと、道産品或いは国産品ということになりますと、相当金額的にも高くなるということで、これは即、保護者のほうに転嫁するということはなかなか難しいことでもありますから、極力安全で安心な食材を、厳選する中から、給食の運営に当たっているということもございまして、なおあの、今回の冷凍食品の関係でございまして、新聞報道でありました冷凍ギョウザということもございまして、本町の給食につきましては中国産ではなくて、国内で製造したものを使っていたということもございまして、また、北海道の学

校給食会で取り扱って、マッシュルーム等の水煮、これらについても使用してございません。

また、報道されています製品、あるいは自主回収されている製品、こういったものにつきましても、今後も献立等の中には入れてございません。これからも、そういった意味では、厳選、食材の厳選をしながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 9番・末柄君。

○9番（末柄 薫君） いま、町長、教育長からお話されたとおりで私もそれは思って、考えております。やはり、全てを、100%を国産品に頼る、国産に頼るというか、そうでなくても量的な確保の問題もあり、また、先ほど町長言われたようにグローバルな面で、いまこう流通して、それを目指しておりますから、そういう世界情勢の中で、それに固執することは出来ないのかなと思います。ただ、やはりそういう危険度の増した食材が入ってくるとなると、それに対するいろんな対応、学校の給食にしる、病院もありますね、それからやすぎ園、それらのところで、その対応、メニューなども変わってくると、それによる料金が、またこう、高くなってくる。その辺を心配するものですから、お尋ねしたわけなのですが、もし、そういうふうになった時には、どうなるのか。そこをこう、お答えいただきかけたわけなのですが、まずは、安全で安心なものという、そういう食材がこの町内の公共施設では使われている。そういう、何かアピールみたいなところも、また必要になるかと思えます。何といたってもこう、使われているのが冷凍食品というところ、それが全て危険なのかというところで結びついてしまうわけですが、真実はそうじゃないと考えますので、その辺を、どのようにアピールしていくのかというところ、またあの、切替えるためにいまのところは、すると、例えば人件費がよけいかかるとか、調理の設備に、何かこう、変えていかなければならない。そういう新たな経費がかからないというふうに見てもよろしいのかと思えますけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

（何か言う声あり）

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

ちょっと詳細については、私、数字的にどうなるかというのは、ちょっとシュミレーションをしておりますけれども、原則として冷凍食品がこれほど多量に流通しているということは、いわゆる、その、利便性ということもありますし、コストの面もあります。そういったことの中で、世の中の流通形態として、かなりの多くのものが、流通しているということではないのかなと思っておりますし、現実問題として、野菜の冷凍食品に関していいますと、中国に大きく依存しているという実態だと思えます。したがって、それを止めた場合どうなるかといえ、単純な話としては、年間を通じての一つのメニューの構成等々にも、当然、変化をしてくるともいえますし、コストの面では、かなりアップになるのではないのかなと。そのように考えております。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 保護者等へのアピールというお話ございましたけれども、さきの、

新聞報道であった時点で、教育委員会といたしまして、保護者のほうへ、疑われる、或いは自主回収されている製品の使用はしておりませんと。そして、なおかつ、先ほども申し上げましたけれども、これからのメニューにつきましても、そういった食材を使っていないということで、ご理解を求めて、いるところでございます。先ほども申し上げましたけれども、これからもそういった意味では、しっかりと食材の厳選をしていきたいというふうに思っています。ただ、これ、先ほどの答弁で申し上げましたけれども、食料の輸入対策につきましては、我々が判定できるというのは、なかなか、そういう状況にはないということで、あくまでもこれは、国の政策でしっかりと対応していただきたいなど、我々自身も思っております、そういった面では、我々も自身も研究しながら、厳選、食材のですね、対応については厳選していきたいなど。こんなふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君）　　）　　以上で、9番・末柄君の一般質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎議案第1号

○議長（鈴木裕美君）　　日程第2。議案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇）　　議案第1号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成19年度に実施しております畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区で整備いたしましたに農業用施設の処分に関するものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

農業用施設の処分について

町は、下記のとおり平成19年度畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区に係る農業用施設を処分しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

売払先は、標茶町字阿歴内1番地、有限会社阿歴内F&S。財産種類は、モアコンディショナ1台、売払金額は、18,156,000円でございます。

以上で、議案第1号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君）　　本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君）　　前にも農業用施設の処分、出たときに、確か、ご質問したと思うのですが、これだけの議案説明では、モアコンディショナということはわかりますけれども、どんな、メーカーがどうで、どんな規格なのか、或いは、これ、公社だから2分の

1 なんだろうから、単純に倍にすれば、本体価格が出るのかなという気はするのですけれども、これから、これとは違うのですけれども、一般予算の中にも、新年度の債務負担行為で、かなり、30年や29年先までの分が載っていますけれども、いま非常に、酪農家も厳しい状況というのは、きょうも再三議論の中でもあります。そうした中で、農家の資産の評価の見直し等々含めて、農協もかなり厳しく農家の資産について評価をしております。そんな中であって、当然、一次産業の町でありますから、農業振興を図っていかねばならないのは理解いたしますけれども、こういう部分についての、担保をどんなふうにしているのか。あくまでも、その、終わったあとにいつも分担金で話しているように、何とか、うまく話し合って返してもらうように話したということではなくて、新たに発生するものについては、やはり、その辺のことも、きちんと多分、話されているのだろうなど。いうことを感じますし、もう少し、この説明資料について、私はわかりますけれども、わからない人はほとんどだと思いますので、詳しく、こういうもので、こういうことですよという、やはり親切な説明をしていただいたほうが、いいのではないかなと。

その二点について、ちょっとお伺いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） まず一点目の、事業導入に当たっての受益者に対する担保措置はとっているのかというようなお話だったと思いますけれども、そのことについてお答えいたしたいと思います。

この公社営事業、19年度においては茶安別地区と標茶東部地区で実施をしておりますけれども、この導入に当たりましては、以前にもご説明申し上げたとおり、特に受益者が希望して、農協が取りまとめた上で、町が申請をしていくという形になっておりまして、その段階で農協さんから、特に、しっかりと一緒に対策を、万が一の時には対策をとっておきたいのだというようなお話がありまして、進んでおります。

そういう意味で、カバーをしてきている経過がありますけれども、個別の担保については、特に取るような状況ではないというふうに考えております。と申しますのも、この事業については、特に分担金で申しますと、従前の国営のように、事業完了後に長い期間にわたって払うものではなくて、単年度、単年度の納入になっていますし、それから事業導入に当たっては、4年間という短い、比較的短いスパンでありますから、導入段階で、例えば、経営上問題があるようなところに大型の投資をすることは、私ども、農協さんの方針として、そういうものを持っていないのではないかとこのように考えておりますので、そういう部分、ある意味、必要ないというふうにも考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、機械の規格の関係なのですけれども、実は、前にも、資料のことについて、議員からご指摘を受けております。

今回についても、検討をした部分はあったのですけれども、この事業の流れですね、事業が決定した段階で、実は地元で機種検討委員会というものが開かれまして、それは町、普及

センター、JA、公社の職員が、それぞれその受益者の経営の状況ですとか、畑の状況ですとか、或いはどういった形で経営改善をしたいのか、そういう話を伺いながら、どのような機械を入れれば最適かということを検討する場でございます。そういう経過を踏まえて機種等が選定されますので、なかなかこの議会のタイミングでは、今まで説明する機会がなかったということで、ご理解を賜りたいと思います。

今回の機械につきましては、機種検討委員会の段階では、自走式のモアコンディショナで、馬力については275馬力以上、それから、刈幅については9メートル級のものがふさわしいであろうということで、決定をしております、その内容を踏まえて、公社のほうで入札をして、決定をして、今回の金額になってございます。

あと、事業費については、議員ご指摘のとおり、今回の金額については、2分の1補助のあの金額ということですので、この倍の金額が事業費総体の金額となっております。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） あの、農業者の方の分担金の問題について、補足をさせていただきたいと思います。

大枠については、ただいま、課長のほうから、答弁したとおりでありますけれども、ただ、あの、従前からの農業開発事業における農業者分担金の問題がありまして、実は、この畜産担い手育成総合整備事業、これは何とか、先ほどの黒沼議員の意見でもありますように、全町で、何とか取り組みしていきたいというものがあつつも、どうやって、この分担金問題を正常化していくかという形で、実は、この導入が始まる前に、それ相当の農協とのやり取りを行ってまいりました。正直言って農協からは、意地悪をしているというふうなままで言われました。確約がなければだめだということを含めて、前の今西町長からの、そういう指示もありましたので、それ相当に、一応、協議を続けてまいりました。

その結果、先ほど課長のほうから答弁ありましたように、期間が短いということと、必ず、その分の、それぞれ農家さんの、事業の導入のあるべき形については、それぞれ皆さんで協議をして無理のないような形で、当然分担金も納められるし、その後の農業経営も前進するということを前提に、この事業を導入するということで、お約束をしまして、いわゆる、この分担金そのものの確約書を農協が出すこと自体が、農協として法的に可能かどうかという問題もありましたので、明確な部分は別なのでありますけれども、そういった約束があつて、この事業に着手するという形になっておりますので、是非、ご理解を賜りたいなと思いますし、当然、負担金の問題の収納については、担当を含めて、誠心誠意、引き続き注意と努力を払ってまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） 大体、そういうことで理解もいたしますけれども、先ほど言った、資産割れ状況かどうかということは、行政側としてはわからないのだと思うのです。その、農協も、私の知る範囲においては、昨今、あの、非常に厳しい状況の中で、投資もしてきておりますし、相当のものが担保に入ったりしているという状況の中で、新たな事業に着手す

る。どんな形の中で、その担保に積み増しをしていく。その、そういう事業をやるときに行政側は、そういう内容はチェックできなくて、農協は、事業が農業の振興のためということで、やるにしても、果たしてその、万が一のときに、きちっと、さっきも言ったけれどもね、そのことが担保されるかどうかということは、これ、相当の分担金の問題というのは、これは、大きな額になっているので、これは大きな問題になっていくと思うのですよ、今の農業情勢も非常に厳しい中では。個々の問題は別としても。それでその、行政がそういうその、農協にある個人のとか、それぞれの経営体の資産書を確認するというようなことは、法的には、困難なことなのではないでしょうか。或いは、その、任意に農協から、そういうものを協議する場を設けて、その後の投資等々に備えるとか。そして、行く末は農協が最終的にはその資産不足している分については、農協が責任を持つとか。やはり、何らかの手法をある程度構築していかなかったら、どんどんどんどん、その毎年10件も20件も離農する形の中にあって、そして農業はどんどんどんどん大型化してきていると。投資額も相当の、増えていると。そして、ほとんど農地は価格的には安いにしても、ほとんどのものが、農協が第一抵当権として押さえている。そうすると、行政側は何かあったときに、別にその、回収するのが目的ではないわけですがけれども、万一のときに、何ら指をくわえて、向こうが整理するのを待っていて、おこぼれをちょうだいしてくるようなね、スタイルでは、これは町民の、多くの方々の税金を投入しているということになれば、その辺の、議論をやはりきちんとしておかなければならない。私は、農業者ですから、なんぼでも農業にどんどん投資してもらって、やってもらうのは、何も異論はないのですけれども、やはり、そういうことにばかりいかないだろうなど。いうふうに思っているのですよ。その辺の話が、どういうふうに、こうなっているのかなと。もう少し詳しくお願いします。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 大筋の話は、前段の説明とたいした変わらないのですが、一つには、担保の話もありますけれども、従来の国営事業が事業期間が10年、20年というスパンがありました。負担金の問題について、非常に難しい状態に陥っているのは、これは長い間における農業情勢の変化。いわゆる事業着手する当時想定したとおりに、20年後にならなかったという、時代の長さ、時間の長さ、その結果の話だと思います。この辺が、国営事業或いは道営事業で考えるときに、心して、考えておかなければならない問題だなというふうに思います。

いま、その20年間の食い違いについて、間違いだった、正しかったとっては、社会全体が成立たなくなる可能性もなきにしもあらずありますから、そういったことをどう乗り越えるかでありまして、今回の、この道営事業でいいますと、その危惧される事業期間が、非常に従前と比べると短いということが、あの例えば4年間で、いま、先ほど課長も言ったように、その経営を皆さんで、多くの皆さんでかかわって、推測をして、事業計画を立てるということと言うと、4年間ではそう大幅には変化はないだろうと、いう見通しの下に、実は事業計画を作るというやり方でありまして、その上に立って、先ほども言いましたように、農

協さんが、責任を持って、この負担金を、農家さんに代わって、いわゆる組合勘定をやっているわけですから、責任を持って払ってもらえるということでなければ、町としては申請を上げられませんよという話をした上で、そういう意味ではがんばりますと。ただ、これが先ほど議員からご指摘の100%の担保になるかどうかというところが、難しいところなのですが、従来も20年間の中で、その約束はあったと思うのですが、なかなか20年後で、それが実現できなかったというものでありますけれども、いま、この4年間だけでは何とかしていただきたいと。ということで、ほぼ、その努力していただくということが、約束が取れたので、事業を申請する、或いは着手になったということで、是非、理解をいただきたいなと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は原案可決されました。

◎議案第2号

○議長（鈴木裕美君） 日程第3。議案第2号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君）（登壇） 議案第2号の提案趣旨並びに内容について説明いたします。

本案は、北海道において、釧路支庁を除く各支庁に配置しておりました消費生活の相談窓口、支庁相談所を複雑、また多様化する消費相談に対応するとして、機能を強化するため、道立消費生活相談センターの相談員の増員や、電子メールによる相談の開始などを背景に、平成18年度に全てを廃止いたしました。

しかしながら、食品偽装や悪質商法が道内で相次ぐ中での廃止に対する不安の声が多かったため、その経過措置として、平成19年度末までの2年間、市町村の相談再生整備をするための、推進員を配置していたものであります。

この間、平成20年度から消費生活相談体制について、釧路市の相談窓口を核として、管内の町村が連携し、広域的に取り組むための、検討を進めてまいりました結果、今回提案いたします内容をもって、管内町村が、釧路市へ事務の一部を委託し、消費生活相談体制の充実を図ろうとするものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第2号、消費生活相談等の事務の一部委託に関する協議について

標茶町が、消費生活相談等の事務の一部を平成20年4月1日から釧路市に委託することについて、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、別紙規約により釧路市と協議する。

次ページであります。

釧路市と釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町の消費生活相談等の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲等)

第1条 釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町(以下「各町村」という。)は、消費生活に関する相談及び苦情処理のあっせん(以下「消費生活相談等」という。)の一部に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を釧路市に委託する。

2 前項の規定により各町村が釧路市に委託する消費生活相談等の事務は、各町村の住民が釧路市消費生活センターに申し出た消費生活相談等に関する事務とする。

(管理及び執行方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、釧路市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、各町村の負担とする。

2 前項の規定により各町村が負担すべき経費(以下「負担金」という。)は、均等割額及び相談件数割額とする。

3 前2項に定めるものを除くほか、負担金の算出及び納入等について必要な事項は、釧路市長と各町村長が協議して定める。

(決算)

第4条 釧路市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する一部分を各町村長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 釧路市長は、各町村長と委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期の連絡会議を年1回開催するものとする。ただし、各町村長からの申出があるときその他必要があると認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例の制定改廃等)

第6条 釧路市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃した場合には、直ちに各町村に通知するものとする。

2 各町村は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(委託の期間)

第7条 この規約に定める委託事務の委託期間は、この規約の施行の日から1年間とする。ただし、各町村長から委託廃止の申出がない場合は、委託期間の満了の日の翌日からさらにこれを1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2 前項の委託廃止の申出は、少なくとも委託期間満了6月前までに書面をもって釧路市長にしなければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、釧路市長及び各町村長が協議して定める。

附則として、この規約は、平成20年4月1日から施行する。

以上をもちまして、提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 消費生活相談というと、私は、自分はあまり、理解不足なのですが、いまでも、提案趣旨の説明でありましたように、広域的に取り組み、体制の強化というようなことが、今回の委託に至ったということに、説明あったのですけれども、現状としていまいどうなのか、標茶の場合の現状としてどうなのか。実際に、あの、支庁にということなのですけれども、多分、窓口として、どの程度の町に、そういう相談等の件数が今まであったのかと。それから、今回、このようになった場合に、相談する側、にとっても、驚異的なこともあるわけなのですけれども、強化といいながらも、驚異的なこともあるのですが、メリット、デメリットはどのようなのか、相談者側にとりまして。

それからもう一点は、7条の2に、委託廃止の申し出と、廃止の申し出ですね、ということであるのですが、委託を申し出ないという場合というのは、どんなことが想定されるのか。それらについてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

まず、広域的な体制の強化という部分でございますが、いま現在、北海道のほうで置いております各支庁の相談員というのは、実質的には相談員ではなくて推進員ということで、1週間に2回、支庁のほうに出向くと。そして午前中と、午後の半分ぐらいの時間を電話での相談、若しくは訪問による相談の対応をしている、というのが現状でございます。

そして、多くのものにつきましては、いま現在も設置されております釧路市の消費生活相談窓口のほうに、電話での問合せが相当数ございます。昨年度の部分につきましては、標茶

町の住民からは33件の相談がございました。件数はそういうことです。

また、当町におきます、私ども商工労働のほうで、窓口で相談を受けるのは年間約10件程度でございます。この部分につきましては、過去3ヵ年で半減をしております。と言いますのは、広報での広報であるとか、それからまた、地域住民の方々が、ちょっと怪しい販売者が来ているだとか、民家を借りての販売だとかという情報があれば、直ぐよせられてくると、それと消費生活相談の防止ネットワークがございまして、これにつきましては、弟子屈警察署もそのネットワークに入っていることもございまして、警察も速やかに対応していただけるということで、数多くの防止策が講じられているというのが、現状でございます。

相談する側のメリットということなのですが、従前は、私どもと釧路支庁の相談員、それから釧路市との部分で相談を、それぞれ困難性によりまして分けてございました。と言いますのは、今度、これを契約することによりまして、釧路市につきましては、釧路市民と同等の扱いをしていただけるということになります。今までは釧路市の相談を、優先をしていたということになりますので、当然、釧路市と標茶町が同じ様な状況で相談に応じてもらえる。そして人員についても1、2名の増員を図るということも聞いてございますので、町民にとっては多くのメリットがあるのだろうと思っています。

デメリットの関しましては、私どもの窓口と、それから釧路支庁でも、まだ、当面の間、1年ほど延ばして、今の推進員を配置するという暫定措置が、若干延びたという情報もございますし、釧路市の部分におきましては、同じように相談を受けられるということでございますので、これを結ぶことによるデメリットというものについては、基本的には、私どもにはないと、消費者にとっては大変有利な状況が作られたと、いうふうに判断してございます。

それから、第7条にあります廃止の部分ですが、新聞報道でも行われておりますように、専門の相談員を配置している市町村が約60から70市町村ございます。私どもは、残念ながら人事異動の関係もございますし、大体3年、若しくは5年で異動しますので、専門性の部分については、なかなか養うことができない部分があります。ただ、研修等については積極的に参加してございますが、ここで言う廃止というのは、何らかの形で消費生活の専門員を標茶町が独自に設置をして、専門的な相談に対応できるという状況になったときに、釧路市さんに委託をしないで、独自に対応が出来るということを想定してでの、この申し出ということを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） いま7条に2の件について、何にか確認するのですけれども、そうするといま、それぞれの事務委託する、ここに載っております町村については、専門の指導員を町村ごとに配置出来るといいながらも、配置していないと。いうことの意味でよろしいですか。

○議長（鈴木裕美君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

北海道のほうで、各支庁に配置しておりました専門員を廃止するという部分につきましては、

暫定的に2年間、推進員を配置しておりますのは、この間、2年間をもって各町村での相談体制を強化するのだという、目的をもって設置したのだと、いう説明をされております。ですが、各町村ともこういう状況でございますので、専門員配置というのは、なかなか困難だと。大体が大きな市、人口が2万人、3万人の町村にのみ配置されているということで、188市町村の中で、配置されているのは、私の今の記憶では69、市を中心とした町村であると、いうふうな認識をしております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） いまひとつ、担保が見えないのですが、前に、私この問題について議論したことがありました、ここで。その、一体、生活、日常的生活相談の、何というのですか、その、統括というのかね、あるのかという、非常に不思議な感じがするのですけれども、とうとうこれ、やっちゃったと。それで、一つ聞きたいのは、町のとらえ方としては、そうなっちゃったので、こういうスタイルにして、言ってみれば、その、一つの防衛措置みたいな形で、補充するような形で、こういうスタイルを残すのだということなのか、どうなのかというのが、一点です。

それから、事務に伴って費用がかかることをいっているわけですから、どのくらいかかるのかということが一つ。

それから、先ほどの最後の問題なのですけれども、その、私も、ここで質問して議論したときは、土日にかかって、非常に切迫した時間的な状況の中で、役場に電話すると。役場は探してくれて、担当者をね。探してくれて、きちんと対応してくれた、そのときはね。助かったのですけれども、そういうことがね、やはり厳しくなるのでないかと。だから、そういう意味では、町の担当が、きちっとこれが対応できると。こういう、した中でも、土日でも対応できるというのはね、そういう、さっき私は担保と言ったのですけれども、条件が、やはりなければさ、ととても不安な状態ではないかなというふうに思うのですよ。その点はどうですか。

○議長（鈴木裕美君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

この、広域の状況を作り出す前段で、各町村担当者、集まりまして、論議をしております。本来的な道の任務、道民に対する消費生活の相談のあり方という基本路線から、いろいろ論議をしております。本来的には道民を守るための道の組織を、なぜこれだけ複雑多岐にわたる問題が多い中で、廃止するのかということもありましたが、最終的には、地域の町民の生活を守っていくという基本的な考えから、今回の、この広域的な対応をせざるを得ないという状況に至ったということで、まず、この一点はご理解いただきたいと思っております。

それから、費用の部分につきましては、基準の部分で、約800万円、820万円程度の費用が釧路市の相談所において、かかります。そして、算定の部分なのですが、ちょっと数字がこまかくなるのですが、大枠の話をさせていただきますが、この3年間、平成16、17、18の3

年間の平均の相談件数で、基本的に負担割合を求めるということになってございまして、釧路市を含めて8市町村の合計が15,496件、この3年間でございました。そのうち、釧路市が13,850件、標茶町につきましては、平成16年度は69件、17年度が53件、平成18年度が33件というふうに減少してございまして、155件でございまして、この15,500件の中の約1%ということとございまして、全体で、960万程度の諸経費になりますが、含めた金額の諸経費になりますが、そのうちの1%ということで、今回、92千円という数字が標茶町に求められている負担金でございます。

(何か言う声あり)

○商工観光課長(佐藤啓一君) それと、もう一つ、町村の私どもの対応ですが、これはあくまでも、相談の一部を釧路市にお願いするということで、複雑多岐にわたる部分につきましては、そちらのほうにお願いするのですが、初期の部分については、今までとスタンスは何も変わりません。町村と釧路市と、窓口を、正式に二つ開くのだというふうなご理解をしていただければ、幸いです。

以上です。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は原案可決されました。

◎議案第3号

○議長(鈴木裕美君) 日程第4。議案第3号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第3号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、現在、釧路支庁管内町村公平委員会の執務場所を釧路支庁内に置き、釧路町職員1名を専任とし、事務取り扱ってございます。公平委員会経費に

つきましては、各町村の行政改革を含めた中で、人件費の負担の軽減を図るという目的のもとに、町村長協議によりまして、本年4月1日より、当分の間、白糠町役場に執務場所を移し、兼務職員による執り行うことになりましたことから、協同設置する規約の一部を改正しようとするものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第3号、釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について

釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約を変更することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項及び同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。次ページへまいります。

釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約。

釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約(昭和54年規約第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「釧路市浦見2丁目2番54号釧路支庁内」を「白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1白糠町役場内」に改める。

第4条第1項及び第4項中「釧路町長」を「白糠町長」に改める。

第5条中「釧路町の職員の定数は、1人とする」を「職員は、白糠町の職員をもって充てる」に改める。

第6条の見出しを「(経費の負担)」に改め、同条第1項中「の設置及び運営に要するすべての費用は、各関係町村及び組合の職員の数に比例して当該町村及び組合が負担する」を「に要する経費の負担の額及び交付の時期については、関係町村長及び組合長が協議して定めるものとする」に改め、同条第2項中「釧路町」を「白糠町」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第7条中「釧路町」を「白糠町」に改める。

第8条の見出し中「釧路町」を「白糠町」に改め、同条中「釧路町」を「白糠町」に、「これを特別会計とする」を「一般会計で処理する」に改める。

第9条の見出し中「釧路町」を「白糠町」に改め、同条中「釧路町長」を「白糠町長」に、「釧路町議会」を「白糠町議会」に改める。

第11条第1項及び第2項中「釧路町」を「白糠町」に改める。

第12条中「釧路町長」を「白糠町長」に改める。

附則。

1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規約の施行の際現にこの規約による改正前の釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約(以下「旧規約」という。)第4条第1項の規定により選任された公平委員会の委員は、この規約による改正後の釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約第4条第1項の規定により選任された公平委員会の委員とみなし、その任期は、旧規約により在任した期間の残任期間とする。

以上で、議案第3号の提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案可決されました。

◎議案第4号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。議案第4号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第4号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、昨年12月に提案をいたしました本町のラスパイレス指数が国の給与削減等によりまして、前年比1.8ポイントアップしたことにより、平成20年4月から職員の給料月額を削減することとして、一般職の職員の給与条例の一部改正を行ったところでありますが、改正後の各種手当の基礎額については、減額前の額として取り扱うこととして、改正したところでありますが、同様に退職の日における給料月額の取り扱いについても、減額前の額とすることで、今般提案を申し上げるところでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年標茶町条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「及び第14条に規定する勤務時間1時間当りの給与額の算出の基礎となる給料月額を」を「、第14条に規定する勤務1時間当りの給与額の算出の基礎及び退職する職員の、当該退職の日における給料月額は」に改める。

附則。

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上で、議案第4号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は原案可決されました。

◎議案第5号

○議長(鈴木裕美君) 日程第6。議案第5号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第5号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、全庁的な事務事業の見直しを行っている中であって、旅費の支給につきましても、今般、更なる経費節減を図るため、特別職等の出張旅費を一般職の職員と同額に改正しようとするものであります。

ただし、医師につきましては、現状の医療体制を確保するためにも、据え置くものとするところでございます。

また、移転料につきましては同様の趣旨により、条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第5号、標茶町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例。

標茶町職員等の旅費支給条例(昭和28年標茶町条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表旅費額第1項、車馬賃、鉄道賃、船賃、日当、宿泊料、支度料、死亡手当の項中「区分、町長、副町長、教育長、医師である職員、その他の一般職の職員」を「区分、医師である職員、町長、副町長、教育長、その他の一般職の職員」に改め、同表2移転料の項中「職名区分、旅程、町長、副町長、固定資産評価員、教育長、医師又は歯科医師である職員、その他の一般職の職員」を「区分、医師である職員、町長、副町長、固定資産評価員、教育長、その他の一般職の職員」に改める。

附則。

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上で、議案第5号の提案の趣旨並び内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は原案可決されました。

◎議案第6号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。議案第6号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第6号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、一点目でございますが、総合住民健診手数料の改正であります。

従来、30歳から行っておりました基本健康審査の対象年齢を20歳から39歳までとし、若年層の予防に重点をおいた健診体制の整備を図るものであります。

また、40歳以上の方につきましては、特定健診対象者となり、各保険者が行うものとされているところでございます。

二点目でございますが、標茶町統合型GISの運用開始に伴う手数料項目の追加でございます。地籍調査事業、区画整理事業等の成果品、その他工図及び航空写真などがデータ化された地籍管理システムをベースとした、地図情報等を提供するためのものでありまして、金額の算出につきましては、基本的に職員対応に係る時間数による人件費相当額をもとに手数料を定めたところでございます。

三点目は、その他の手数料の取り扱いでございますが、別表中第1項から第8項に定めるものの、以外の証明手数料及び文書図面等の複写手数料について追加でございます。

従前は、各窓口において文書の複写交付依頼に対し、現行条例に規定がなく、対応できないことから、住民サービスの向上を図るため、項目の追加をするものであります。

金額の算出につきましては、先ほどのGISの手数料と同様、基本的に人件費相当額をもとに、町内において行っている民間コピーサービス料金の圧迫とならぬよう、定めようとするものであります。

また、備考のカラー複写の文言はカラープリンターによる出力が可能であることから、複写の字句を削除するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第6号、標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

標茶町手数料徴収条例(平成12年標茶町条例5号)の一部を次のように改正する。

別表の3、保健、福祉に関することの(2)総合住民健診の項中「ア 基本健康診査、30歳以上39歳以下、1,700円、40歳以上1,000円」を「ア 基本健康診査、20歳以上39歳以下1,700円」に改め、同表中「7、水道事業に関するもの、(1)下水道台帳(施設平面図)、水道管路図複写、1枚につき500円、(2)竣工図複写、1枚につき500円、(3)その他の図面、台帳複写1枚につき200円、8、その他、(1)車両臨時運行許可、1両につき750円」を次ページです。

7、水道事業に関するもの、(1)下水道台帳(施設平面図)、水道管路図複写、1枚につき500円、(2)竣工図複写、1枚につき500円、(3)その他の図面、台帳複写、1枚につき200円、
8、標茶町統合型GISに関するもの、(1)GIS図交付、ア、日本工業規格A3版以下の

もの、1枚につき500円、イ、日本工業規格A3版を超えるもの、1枚につき1,000円、(2)GIS属性図交付、ア、日本工業規格A3版以下のもの、1枚につき1,000円、イ、日本工業規格A3版を超えるもの、1枚につき1,500円、(3)GISデータ表等の交付、1枚につき500円、(4)閲覧、1件につき100円、9、その他、(1)車両臨時運行許可、1両につき750円、(2)1～8に該当しない証明、1通につき400円、(3)1～8に該当しない文書、図面等の複写、ア、日本工業規格A2版以下のもの、1枚につき50円、イ日本工業規格A2版を超えるもの、1枚につき300円」に改め、同表備考中「カラー複写」を「カラー」に改める。

附則。

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上で、議案第6号の提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 今回の手数料のことでですね、その他の欄で先ほど説明を受けましたけれども、1枚につき50円、1枚につき300円ですか、9番の2と3ですね。従前の、例えば、いろんなセクションの中で、そういった文書若しくは図面等々持ち出すことも、今後とも可能であると、許可を受ければ。当然、その既存のところは、先ほどの説明で、若干圧迫しないように安く見積もったということであれば、そういう利用度も従前のように可能であると。それは、その手続き上は、どういうふうに、例えば、やっていかなければならないとか。そういった点の周知というのは、どういうふうにやっておりますか。

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 取り扱いにつきましては、各セクションの窓口で、それぞれ必要な証明若しくは文書の複写等が必要な場合に、各担当のほうにそれぞれ申し出をいただいて、その場で納付書を切っていただいて、納めた後に交付をします。というような形をとるところでございます。

以上で、ございます。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 先ほども、その一点お尋ねしたのは、従前のように既存のコピー専門店を、町内で、利用する場合もあり得ると。その同時に、その持ち出しについては、どういいう見解ですかということ聞いたのです。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） あくまでも、コピー・複写に関しましては、庁舎内でのコピーというふうに考えておりましたから、外でのコピーということは、役場のほうの機械を使うということが前提にございますので、その部分については、特に考えてはございません。持

ち出しは出来ないというふうに考えております。

(何か言う声あり)

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は原案可決されました。

◎議案第7号

○議長(鈴木裕美君) 日程第8。議案第7号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第7号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月1日から施行されることに伴い、同法第20条及び第24条の規定に基づく特定健康診査及び特定保健指導が保険者に義務づけられたことにより、条例第8条の保健事業の内容を改めるとともに、老人保健法が昭和61年2月1日から施行され、老人福祉法に基づく老人医療費支給制度が廃止されていること、介護保険制度が平成12年4月1日から施行されるなど、医療福祉制度の改革により、条例第5条を削除するものであります。

なお、併せて法制執務上所要の改正及び文言の整理をしたく提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第7号、標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険条例(昭和34年標茶町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「定が」を「定めが」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章削除

第5条を次のように改める。

第5条削除

第7条第2項中「又は例による場合も含む。」の次に「第7条の2第2項において同じ。」を加える。

第7条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

次ページにいきます。

第8条中「保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために」を「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第72条の5の規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外であつて、被保険者の健康の保持増進のために」に改め、同条第4号から第6号までを削り、同条第7号中「保険給付又は被保険者の健康の保持増進」を「被保険者の健康の保持増進又は保険給付」に改め、同号を第4号とする。

第9条中「別に」を「、別に」に改める。

第11条中「国民健康保険税」を「、国民健康保険税」に改める。

第15条中「国民健康保険税」を「、一部負担金」に、「免かれた」を「免れた」に改める。

附則。

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上で、議案第7号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案可決されました。

◎議案第8号

○議長（鈴木裕美君） 日程第9。議案第8号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第8号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、老人保健法が平成20年4月1日から高齢者の医療に関する法律に題名変更されることに伴い、標茶町乳幼児医療費特別給付金条例の引用条項を改正するとともに、今般、少子化対策の一環として、北海道医療給付事業の見直しが行われ、平成20年10月1日から医療給付の対象を、入院については小学生まで拡大されることに伴う条文を改正し、併せて、北海道医療給付事業に基づく本町条例の題名が「医療費の助成」となっていることから、条例名の統一を図るため題名の改正をするものであります。

なお、併せて法制執務上所要の改正及び条文中の文言の整理をしたく提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第8号、標茶町乳幼児医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定について標茶町乳幼児医療費特別給付金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町乳幼児医療費特別給付金条例の一部を改正する条例

標茶町乳幼児医療費特別給付金条例(昭和48年標茶町条例第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例

第1条中「乳幼児に対し、医療費特別給付金(以下「特別給付金」という)を支給し、もって乳幼児」を「乳幼児等の医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等」に改める。

第2条第1項中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改め、同条第1号中「乳幼児」を「乳幼児等」に、「満6歳」を「満12歳」に改め、同条第2号中「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、同条第4号中「その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。」が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、その額を控除した額が」を「その者が医療保険各法による

被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む)。

次ページにまいります。

以下この条例において同じ。)若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から、当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が、」に改め、同条第6号中「この条例において「基本利用料」とは、老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の5の2第4項」を「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項」に、「100分の10」を「同法第67条第1項第1号に定める割合」に改め、同条第8号中「又は」を「若しくは」に、「被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により」を「一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により」に改め、ただし書中「においては、法」を削る。

第3条を次のように改める。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、標茶町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている乳幼児

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置により、里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している乳幼児(知的障害児通園施設に通所している者を除く。)

(3) 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年標茶町条例第30号)による対象者

第4条中の見出しを「(助成の額等)」に改め、同条中「前条に規定する乳幼児に係る医療費から受給者」を「町長は、受給者資格者に係る医療費から受給資格者」に、「とする」を「(以下「助成額」という。)を保護者に対して助成する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から満12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者にあつては、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限り、保護者に対して助成する。

第5条を次のように改める。

(受給資格者の認定等)

第5条 保護者は規則で定めるところにより、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請

者に受給者証を交付しなければならない。

第6条を削る。

第7条中「医療保険各法に、規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等」を「医療を受けようとするときは、医療保険各法に、次ページにまいります。

規定する保険医療機関(以下「保険医療機関等」という。)」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「支給」を「助成」に改め、同条第1項中「特別給付金は、町長がその給付する額を保護者に支給することにより」を「町長は、受給資格者に係る医療費の助成を保護者の申請に基づき、保護者に対して」に改め、同条第2項中「給付する額」を「助成額」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出しを「(届出の義務)」に改め、同条中「受給資格者は」を「保護者は受給資格者が」に改め、同条を第8条とする。

第10条を次のように改め、同条を第9条とする。

(損害賠償との調整)

第9条 町長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又はすでに助成した額に相当する金額を返還させることができる。

第11条を第10条とする。

第12条の見出し中「特別給付金」を「助成金」に改め、同条中「手段」を「行為」に、「特別給付金を受給した」を「第4条に定める助成を受けた」に、「に支給した特別給付金」を「から当該助成金」に改め、同条を第11条とする。

次ページにいきます。

第13条を第12条とする。

附則。

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から満12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者に係る医療費の助成については、平成20年10月1日から施行する。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後2時48分

再開 午後3時05分

◎議案第9号

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10。議案第9号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第9号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、老人保健法が平成20年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律に題名変更されることに伴い、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の引用条項を改正するとともに、本年10月1日から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者が、北海道医療給付事業の対象に追加されることから、所要の改正を行うものであります。

なお、併せて法制執務上所要の改正及び条文中の文言の整理をしたく提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第9号、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年標茶町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「「手帳」を「「身障手帳」に改め同条第1項第2号中「(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法」を「、知的障害者福祉法」に改め、「(以下「更生相談所」という。)を削り、「(昭和25年法律第123号)」を「(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)」に、「標ぼうする」を「標ぼうする医療機関の」に、「知的障害者と判定又は」を「知的障害(知能指数がおおむね35以下、なお、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者については、おおむね50以下であって、日常生活において介護を必要とする者)と判定され、又は」に改め、同条同項に次の1号を加える。

(3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(以下「精神保健手帳」という。)の交付を受けた者(以下「精神障害者」という。)であって、精神保健福祉法施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に掲げる1級に該当する者

第2条第3項に次の1号を加える。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」)という。

第2条第4項中「(重度心身障害者については、老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療に関する給付を含む。)」を削り、「以下この条例において同じ」を「以下同じ」に改め、「(重度心身障害者については老人保健法による医療に関する給付を含む。以下この項において同じ。)」を削り、同条第5項から第9項までを次のように改める。

5 この条例において条例第4条に定める「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

6 この条例において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

8 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

9 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

第3条中「町」を「町長」に、「あつて次の」を「あつて、次の」に、「経費」を「経費(重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、又は、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる

者以外の者

第3条に次の1号を加える。

(4) 医療保険各法において、高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については、当該医療を受けることができる間

第4条中「助成の額」を「医療に関する経費の助成」に改める。

第6条を次のように改める。

(受給者の決定等)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めるときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し、医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

第7条中「(老人保健法による医療給付の対象者は併せて健康手帳)」を削る。

第9条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第2号中「社会保険」を「医療保険」に改める。

第10条中「町」を「町長」に改める。

第11条中「助成しない」を「助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる」に改める。

第12条中「その者」を「当該助成を受けた者又はその保護者」に改める。

附則。

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項に1号を加える改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

以上で、議案第9号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案可決されました。

◎議案第10号

○議長（鈴木裕美君） 日程第11。議案第10号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第10号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成18年政令第28号で、税制改正による急激な介護保険料の負担増を避ける減免措置が、平成20年度も継続する政令が公布されたことに伴い、所要の改正行うものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第10号、標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。次ページへまいります。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例(平成18年標茶町条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

(平成20年度における保険料率の特例)

4 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第7条第4号に該当するものであって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課せられていないものとした場合、第7条第1号に該当するもの、37,800円

(2) 第7条第4号に該当するものであって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課せられていないものとした場合、第7条第2号に該当するもの、37,800円

(3) 第7条第4号に該当するものであって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課せられていないものとした場合、第7条第3号に該当するもの、41,400円

(4) 第7条第5号に該当するものであって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第5号に該当するもの(以下この項において「第5号該当者」という。)に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課せられていないものとした場合、第7条第1号に該当するもの、45,600円

(5) 第7条第5号に該当するものであって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課せられていないものとした場合、第7条第2号に該当するもの、45,600円

(6) 第7条第5号に該当するものであって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課せられていないものとした場合、第7条第3号に該当するもの、49,200円

(7) 第7条第5号に該当するものであって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課せられていないものとした場合、第7条第4号に該当するもの、52,800円

附則。

(施行期日)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上で、議案第10号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号は原案可決されました。

◎議案第11号

○議長(鈴木裕美君) 日程第12。議案第11号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第11号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町集会施設等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。かねてより常盤町内会から要望がありました、標茶町コミュニティーハウス整備要綱に基づく施設整備に答えるべく、現状、老朽化しております常盤母と子の家を廃止したいというものであり、また、併せまして不適切である文言につきましても、改正をさせていただきたいというものであります。

なお、施行日につきましては、町内会等の行事等を勘案し、平成20年5月1日としていただきますことをご理解賜りたいと存じます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第11号、標茶町集会施設等条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町集会施設等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町集会施設等条例の一部を改正する条例

標茶町集会施設等条例(昭和49年標茶町条例第41号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号を削る。

第3条第4項を削る。

別表第1 (4)母と子の家の項を削る。

別表第2 備考中「あつては」を「あつては」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成20年5月1日から施行する。というものであります。

以上で、議案第11号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号は原案可決されました。

◎議案第12号

○議長（鈴木裕美君） 日程第13。議案第12号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君）（登壇） 議案第12号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、国において、平成3年に制定された暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、本町においても平成9年に標茶町公共施設の暴力団排除に関する条例を施行し、反社会的な暴力団及び暴力団員に対し、公共施設の利用制限等を行ってきたところですが、このたび、国よりさらに公営住宅における入居者及び周辺住民の安全と平穏を確保することはもとより、公営住宅本来の目的であります低額所得者に対して低廉な家賃の提供する住宅として供給するという目的からも、その収入の不当性並びに隠匿性が高く、入居基準を満たす判断が出来ないことなど、入居等に関し、制限を加えるものです。

また、併せて標茶町特定公共賃貸住宅管理条例並びに標茶町従業員住宅管理条例についても、同趣旨にて改正提案するもので議員各位のご理解を賜りたいと思います。

内容に入ります。

標茶町町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町町営住宅管理条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページに移ります。

標茶町町営住宅管理条例等の一部を改正する条例

（標茶町町営住宅管理条例の一部改正）

第1条 標茶町町営住宅管理条例（平成8年標茶町条例第20号）の一部を次のように改める。

第5条に次の1号を加える。

（4） その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第11条に次の1項を加える。

2 町長は、当該同居させようとする者が暴力団員であるときは、承認をしてはならない。ただし、当該入居者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

第12条に次の1項を加える。

2 町長は、当該承認を得ようとする者又は当該承認を得ようとする者と現に同居し、若

しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、承認をしてはならない。ただし、当該承認を得ようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該承認を得ようとする者が引き続き町営住宅に居住することが必要であると認めるときは、この限りでない。

第40条第1項第5号中「第11条、第12条」を「第11条第1項、第12条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第40条の2 町長は、現に入居している者又は同居している者が暴力団員であることが判明した場合は、自主的な退去を促すことができる。

(標茶町従業員住宅管理条例の一部改正)

第2条 標茶町従業員住宅管理条例(平成11年標茶町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

(4) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

第10条に次の1項を加える。

2 町長は、当該同居させようとする者が暴力団員であるときは、承認をしてはならない。ただし、当該入居者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

第11条に次の1項を加える。

2 町長は、当該承認を得ようとする者又は当該承認を得ようとする者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、承認をしてはならない。ただし、当該承認を得ようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該承認を得ようとする者が引き続き従業員住宅に居住することが必要であると認めるときは、この限りでない。

第28条の見出し中「明渡請求」を「明渡請求等」に改め、同条第1項第5号中「第10条、第11条」を「第10条第1項、第11条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第28条の2 町長は、現に入居している者又は同居している者が暴力団員であることが判明した場合は、自主的な退去を促すことができる。

(標茶町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

第3条 標茶町特定公共賃貸住宅管理条例(平成13年標茶町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

(4) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下

「暴力団員」という。)でないこと。

第12条に次の1項を加える。

2 町長は、当該同居させようとする者が暴力団員であるときは、承認をしてはならない。ただし、当該入居者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

第13条に次の1項を加える。

2 町長は、当該承認を得ようとする者又は当該承認を得ようとする者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、承認をしてはならない。ただし、当該承認を得ようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該承認を得ようとする者が引き続き特定公共賃貸住宅に居住することが必要であると認めるときは、この限りでない。

第31条の見出し中「明渡請求」を「明渡請求等」に改め、同条第1項第5号中「第12条、第13条」を「第12条第1項、第13条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第31条の2 町長は、現に入居している者又は同居している者が暴力団員であることが判明した場合は、自主的な退去を促すことができる。

附則。

(施行期日)

1 この条例は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の標茶町町営住宅管理条例第7条、第11条及び第12条並びに第2条の規定による改正前の標茶町従業員住宅管理条例第7条、第10条及び第11条並びに第3条の規定による標茶町特定公共賃貸住宅管理条例第7条、第12条及び第13条の規定による申込み又は承認の申請であつて、この条例の施行の際当該申込み又は承認の申請に対する処分がされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

以上で、議案第12号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号は原案可決されました。

◎議案第13号

○議長（鈴木裕美君） 日程第14。議案第13号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君）（登壇） 議案第13号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成19年6月27日に学校教育法等の一部を改正をする法律が公布され、12月26日に施行となりました。

法改正によりまして、本条例に規定しております条項の移動が生じたので、規定整理をするものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例

標茶町育英資金貸付基金条例(昭和30年標茶町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第69条の2第2項」を「第108条第2項」に、「第83条の3」を「第124条」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号は原案可決されました。

◎議案第14号

○議長（鈴木裕美君） 日程第15。議案第14号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第14号、標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容につきまして説明申し上げます。

本案の改正趣旨につきましては、平成18年度のリハビリテーションを含む診療報酬改正で、長期にわたるリハビリテーションは、改善効果が見られないとの理由により、呼吸器や脳血管疾患など、疾患別にリハビリテーションの実施日数の上限設定が行われた結果、いままで継続的にリハビリテーションを受けていた患者が、設定日数を超えると受けられなくなるなどの影響が出ておりましたが、今般の、平成20年度診療報酬改定により、リハビリテーションの制限が廃止され、呼吸器等の各疾患別リハビリテーションの標準的実施日数を、超過した分につきましては、1ヵ月当たり13単位までが算定可能となり、14単位以上は選定療養として実施が可能となったわけでございます。

町立病院の入院患者には、月20日以上のリハビリテーションを実施している方もおり、選定療養が適用となるため、本条例に単位を超えて受けた選定療養費を追加規定する改正をいたしたいというものであります。

以下、内容について説明申し上げます。

議案第14号、標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページですが、標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町病院事業の設置等に関する条例(昭和43年標茶町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表1使用料を次のように改める。(単位:円)、区分、料金、摘要、選定療養、特別室料、(1)特別室、(2)1等室、1日につき5,000、1日につき3,000、入院期間180日を超える入院患者に係る法令に定める選定療養費、厚生労働省基準による病院の入院基本料の診療点数に100分の15を乗じ、その点数に入院日数を乗じて得た点数に10を乗じて得た額、単位を超えて受けた選定療養費、第12条の規定により算出した診療費に加算、助産料1児につき80,000。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後3時38分

再開 午後3時41分

◎議案第15号ないし議案第21号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16。議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号を一括議題といたします。

議題7案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第15号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成19年度標茶町一般会計補正予算（第5号）であります。年度末を前に各款項目にわたり精査を行い、できるだけ決算数値に近づけようと計数の整理を行うとともに、燃料費高騰に係る措置と、必要なものについて措置をしたもので、歳入歳出それぞれを26,783千円追加し、総額を9,697,894千円にしたいというものであります。

歳出のうち増額の主なものを申し上げますと、備考資金組合納付金55,989千円、財政調整基金積立金13,039千円、減債基金積立金33,430千円、町有施設整備基金積立金30,000千円、学校教育施設整備基金積立金30,000千円、地域活動支援センター改修事業15,750千円であり

ます。減額補正の主なものにつきましては、農林漁業振興資金貸付基金繰出金30,000千円、標茶小学校防音事業、合わせまして10,078千円、職員費等で22,710千円等であります。

他会計につきましては、老人保健特別会計繰出金8,254千円の追加、介護保険事業特別会計につきましては11,536千円の減、下水道事業特別会計では450千円の追加、土地区画整理事業特別会計では5,319千円の追加であります。

一部事務組合に対する負担金では、川上郡衛生処理組合では939千円の減、釧路北部消防事務組合では5,486千円の減であります。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定財源を調整するとともに、収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成19年度標茶町一般会計補正予算（第5号）

平成19年度標茶町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,783千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,697,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書にしたがい、ご説明申し上げます。

18ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

次ぎ、6ページをお開き下さい。

繰越明許費であります。

3款1項、事業名、地域活動支援センター改修事業、金額15,750千円、6款1項、事業名、道営基幹水利施設補修事業負担金（多和地区）、2,925千円、道営草地整備事業（公共牧場中核型）負担金（多和第2地区）26,980千円、8款4項、事業名、町営住宅建設事業（開運団地）76,582千円であります。

7ページをお開きください。

地方債補正であります。

新たに1件追加するもので、起債の目的、災害復旧事業、公共用土木施設、限度額4,400千円、起債の方法、証書借入、利率7.0%以内、償還の方法、政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。

ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

合計では、4,400千円を追加し、6億72,918千円とするものであります。

38ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高及び前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

以上で、議案第15号の内容説明を終わります。

◎延会の宣告

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後4時33分 延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

署名議員 4番 伊 藤 淳 一

署名議員 5番 菊 地 誠 道

署名議員 6番 後 藤 勲

平成20年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成20年3月11日（火曜日） 午前10時02分開議

- 第 1 議案第15号 平成19年度標茶町一般会計補正予算
議案第16号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第17号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第18号 平成19年度標茶町老人保健特別会計補正予算
議案第19号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算
議案第20号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第21号 平成19年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 2 議案第22号 平成20年度標茶町一般会計予算
議案第23号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第24号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第25号 平成20年度標茶町老人保健特別会計予算
議案第26号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算
議案第27号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第28号 平成20年度標茶町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第29号 平成20年度標茶町病院事業会計予算
議案第30号 平成20年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（16名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田中進君 | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 4番 伊藤淳一君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 後藤勲君 |
| 7番 林博君 | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君 | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君 | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 小林浩君 |
| 15番 平川昌昭君 | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	中居茂君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
育成牧場長	表武之君
水道課長	山口登君
建設課長	井上栄君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	臼井好和君
教育長	吉原平君
教委管理課長	島田哲男君
指導室長	小関互君
社会教育課長	藤岡克己君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第15号ないし議案第21号

○議長(鈴木裕美君) 日程第1。議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号を一括議題といたします。

議題7案の提案趣旨について、昨日に引き続き説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第16号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第3号)であります。年度末を控え歳入歳出を精査し、歳出については、平成18年度療養給付費負担金7,677千円の償還、住民総合健診等の国保被保険者分の一般会計への繰出し、歳入では滞納繰越分保険料や国道支出金などの追加が主な内容であります。

なお、本案は2月25日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を受けておりますことを、ご報告申し上げます。

それでは補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第3号)。

平成19年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,464千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,335,052千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき説明いたします。

9ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページへお戻り願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第16号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

続いて、議案第18号の提案趣旨並びに内容について、ご説明をいたします。

本案は、平成19年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。年度末を控え、歳入歳出を精査し、歳出では平成18年度の精算償還金で11,098千円、それと医療給付費の実績に基づく追加、歳入では医療給付費の追加に伴う交付金及び国道支出金等の追加が主なものでございます。

それでは、補正予算書に基づき、ご説明をいたします。

平成19年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

平成19年度標茶町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,379千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ967,680千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

9ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

2ページをお開き願います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出補正予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

続きまして、議案第20号の提案趣旨並びに内容について、ご説明をいたします。

本案は、平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。年度末を控え、保険事業勘定、介護サービス事業勘定とも歳入歳出を精査し、保険事業勘定では、国道支出金等特定財源、保険給付費の追加、介護サービス事業勘定ではサービス事業費の減額が主なものであります。

それでは補正予算書に基づき、ご説明をいたします。

平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成19年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ643,867千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,179千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ484,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。というものでございます。

11ページをお開き願います。

保険事業勘定の歳出明細でございます。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページから5ページまでの第1表、第2表につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第20号の提案趣旨並びに内容についてのご説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・山口君。

○水道課長（山口 登君）（登壇） 議案第17号、平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案の趣旨並びに内容について説明いたします。

本案につきましては、公共下水道事業費などの年度末精査と起債の繰上償還の補正、債務負担行為と地方債の額の確定による補正であります。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成19年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ859,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。ものでございます。

10ページをお開きください。

歳出の明細でございます。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、今までの説明申し上げました内容と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」でございます。

補正後の事項につきましては、標茶町水洗便所改造資金融資あっ旋条例に基づく金融機関に対する利子補給でございます。期間につきましては平成20年度から平成24年度で、限度額につきましては109千円とするものでございます。

12ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

補正後の事項、標茶町水洗便所改造資金融資あっ旋条例に基づく金融機関に対する利子補給で、平成19年度分債務負担行為の限度額が109千円で、前年度末までの支出見込み額はございません。当該年度以降支出予定額は平成20年度から平成24年度までで109千円、合計で債務負担行為の限度額は30,353千円、前年度末までの支出見込額は165千円。当該年度以降の支出予定額は30,188千円。そのうち括弧に記載いたしました19年度支出額は30,025千円です。

4ページをお開きください。

「第3表 地方債補正」でございます。

起債の目的、1. 公共下水道事業で、限度額は800千円を減額し、194,000千円です。

2. 特定環境保全公共下水道事業、限度額は200千円を増額し、101,500千円です。合計では、補正前の限度額313,800千円に対し600千円を減額し、限度額を313,200千円とするものでございます。

起債方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも補正前と同じでございます。

13ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

以上で、議案第17号の説明を終わります。

続きまして、上水道事業会計補正です。

議案第21号、平成19年度標茶町上水道事業会計補正予算(第2号)の提案の趣旨並びに内容について説明いたします。

本補正予算は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、それぞれ額の確定による補正であります。

以下、内容について説明いたします。

1ページをお開きください。

平成19年度標茶町上水道事業会計補正予算(第2号)。

(総則)

第1条 平成19年度標茶町上水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成19年度標茶町上水道事業会計予算(以下、「予算」という。)第3条に定

めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目の収入、第1款水道事業収益は、34千円を増額し、96,838千円に、第2項営業外収益は34千円を増額し、21,388千円に、支出、第1款水道事業費用は420千円を増額し、94,048千円に、第1項営業費用は420千円を増額し、84,831千円に。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「55,926千円は減債積立金6,326千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,176千円及び過年度分損益勘定留保資金46,424千円」を「48,943千円は減債積立金6,326千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,790千円及び過年度分損益勘定留保資金39,827千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目の収入、第1款資本的収入は765千円を減額し、17,435千円に、第1項企業債は900千円を減額し、16,900千円に、第2項工事負担金は135千円を増額し、535千円に、支出、第1款資本的支出は7,748千円を減額し、66,378千円に、第2項建設改良費は7,748千円を減額し、60,052千円に。

次のページへまいります。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正。

起債の目的は配水管整備事業で、補正後の限度額は900千円を減額し、16,900千円に。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

7ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

4ページをお開きください。

平成19年度標茶町上水道事業会計資金計画の補正。

補正部分のみで説明いたします。

まず、受入資金でございます。

4の企業債で900千円を減額し、16,900千円に、5. その他営業外収入で34千円を増額し、606千円に、9の工事負担金で135千円を増額し、535千円に、したがって受入資金合計では、731千円を減額し、306,964千円でございます。

次に、支払資金でございますが、1の営業費用で308千円を増額し、60,520千円に、4の建設改良費で7,748千円を減額し、60,052千円に、したがって支払資金の合計では7,440千円を減額し、136,804千円でございます。それで、受入・支払資金の差し引きでは6,709千円を増額し、170,160千円でございます。

5ページをお開きください。

平成19年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)、1. 固定資産でございますが、(1)有形固定資産はイの土地からへの建設仮勘定までの有形固定資産合計で360,266千

円、(2)無形固定資産、イ施設利用権で7,494千円で固定資産合計では367,760千円。2.流動資産でございますが、(1)現金・預金で170,160千円、(2)未集金では7,526千円、流動資産合計では177,686千円、資産合計では、補正前より790千円減の545,446千円でございます。

次のページお開きください。

負債の部でございますが、3.固定負債はイの修繕引当金で、30,197千円、4.流動負債は(1)一時借入金から(4)のその他流動負債までの合計で2,250千円、以上、負債合計では補正前と同じく32,447千円でございます。

次ぎ、資本の部、5.資本金は(1)自己資本金と(2)借入資本金、イ企業債の合計で429,847千円、6.剰余金は(1)資本剰余金と(2)の利益剰余金の合計で83,152千円、以上、資本合計では補正前より790千円の減の512,999千円、以上、負債資本合計では、補正前より790千円の減の545,446千円となります。

3ページをお開きください。

平成19年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 建設課長・井上君。

○建設課長(井上 栄君)(登壇) 議案第19号、平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算は、年度末における事業の精査を行い、歳出につきましては、年度事業の確定に伴う執行残による減額が主なものでございます。

歳入につきましては、換地精算徴収金及び保留地処分金の減額と他会計繰入金の増額でございます。

1ページをお開きください。

平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

平成19年度標茶町の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,801千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,028千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。というものでございます。

8ページをお開きください。

歳出明細でございます。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、内容が重複いた

しますので、省略させていただきます。

9ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

以上で、議案第19号の説明を終わらせていただきます。

◎内容審議

○議長（鈴木裕美君） これより議題7案の審議に入ります。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第15号から議案第20号までの歳入歳出予算は、歳入と歳出に分け、議案第15号の歳出は、款ごとに行います。

はじめに議案第15号、一般会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出から行います。

1款・議会費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） なければ、2款・総務費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 19ページの、職員福利厚生費のところの、管理人報酬減額になっているのですが、独身寮の管理だというふうに思いますので、現況と、今後、どのような考え方でいるのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 独身寮につきましては、昭和46年以降、続けてまいりましたが、単身職員者の職員について民間のマンション等の入居が多いという状況に、実際になってございまして、入居者数の激減をしている状況であります。昨年来、休所という形になってございまして、その部分については、今般、差額部分については補正で落とさせていただくという形で、今後は閉所も含めて、いまは休所という状況にならざるを得ないという状況でございます。19年度についても、状況判断をするという形で、予算上では残しているというような状況であります。

今後、20年度については、落とすという、予算上では落としていかざるをえないというような状況になってございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） なければ、3款・民生費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 22ページでございますけれども、3款1項4目の説明を受けておりましたけれども、工事の中で、このたび改修工事請負費バリアフリーですか、これに対する内容ということで、バリアフリーですか、失礼いたしました。歳入のほうにも国庫補助で出ておりますし、また、明許費等でも出ております。ここでは内容について、工事の内容、いろいろ対象施設があると思いつつも、こういった内容で、計上されていたのか。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 歳入でも出ておりますけれども、地域介護福祉空間整備等交付金という国の交付金の中で、今回、市町村提案事業ということで、地域の生活支援センターの改修でございます。

場所につきましては、元の法務局の建物でございます、内部の、現在、使っております法務局の中の、2階部分をいま使っているわけでありまして、19年度改修にあたりましては、現在、S i Pのほうと話がつきまして、1階部分のほうに移れるということなものですから、そのことも含めて、内部の改修、床、天井の改修、それからバリアフリーに基づいて衛生設備の改修、それから建具等、断熱化も図るということで、基本的には、地域活動支援センターとして活動できる形でのバリアフリーということで、当然、段差の解消ですとか、衛生設備につきましては、いわゆる障害者向けのトイレの設置等々を含めて、改修を予定しているところでございます。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 内容的には理解いたしましたけれども、この、いわゆる歳入からの補助について、工期的、年度内に処理するという性質のものなのか。例えば、まあ、年度内といっても、もう日数的にも、あるわけではないなど。こういうものについては、年度またがっても十分、工事的なものは完了見込みというものが見込めるものなのか。それと、性格的なものの、工事の内容的にはどうでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） この交付金の、補助金の確定が1月半ばを過ぎておりました。実際、工事をするためには、設計の期間、それから工事期間含めまして、年度内には非常に難しい面があるということで、今回、繰越明許ということで、翌年度に、工事につきましてはさせていただくということで、予算の提案をさせていただいたと、ところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 民生費の、社会福祉協議会の分なのですが、この370万円ほどです、予算がついておりますが、これは、社協に配置されるケアマネというふうには聞い

ていたのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 社会福祉協議会で介護保険法に基づく事業所の設置の中で、現在、18年度までは、ケアマネージャー、一人体制ということでございました。平成19年度にケアマネージャーを年度途中でありますが、1名を増員し、二人体制にしたということで、この分の初期投資に係る補助ということで、今回、370万円を計上させていただいたということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、4款・衛生費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 1項6目の老人医療費の中で、後期高齢者の部分で63万円、この事業内容をちょっと教えていただけますか。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） これにつきましては、これは、後期高齢者の医療制度導入に伴いまして、ちょっとほかのことも関連ある、関連といいますか、システムそのものが、一つは、昨年12月に被保険者、従来、社会保険に入っていて、の被扶養者で、平成、ことしの4月1日から後期高齢者に移る方々の保険料の凍結が行われております、半年。そういうシステムを改修するために、自治体協議会のほうにやっていただくということで、これに係る支出ということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 23ページ、4款1項2目ですね、12節、13節、手数料と業務委託料が1,500千円の500千円、予防接種ということで13節は聞いておりますけれども、この減額に至った内容をお知らせ願いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 4款1項2目、予防費の、役務費の1,500千円の手数料につきましてはがん検診の受診者の減に伴う減でございます。それから委託料の13節、委託料の500千円の減額につきましては、これは予防接種の委託料、それからエキノコックス症の検査の委託料等を合わせて、計500千円の減額ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、6款・農林水産業費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番・田中君。

○12番（田中敏文君） 2目林業振興費の負担補助交付金、26ページですね。まずそれ一つ、減額分7,000千円ほどの、交付金の減額分を。

○議長（鈴木裕美君） 一括です。

（「あっ、一括。」という声あり）（何か言う声あり）

○12番（田中敏文君） それと、造林費の、これも工事費、請負費がちょっと大きく減額になっているので、その内訳をお聞きしたい。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 林業振興費の15節、19節の減額の内容について、お答えいたします。

まず、15節工事請負費なのですけれども、こちらにつきましては42ページの事業の別紙のほうをご覧くださいと思うのですけれども、緑の環境促進事業という中で、400千円の減額をみております。これにつきましては、リバーサイド植樹の際にですね、現地の状況を見ながら、必要であれば地ごしらえ等の作業を行うということで見込んでおりましたが、実質それを行わなかったということで、精査の上、減額をしております。

それから、19節の7,000千円の減額なのですけれども、これにつきましては、まず一つが有害駆除事業の40千円の減額、こちらにつきましては熊の捕獲費ということで、2頭分、40千円を見込んでおりましたが、実績がなかったということで減額をしております。

それから、森林整備地域活動支援事業ということで6,846千円の減額をしております。これにつきましては、森林所有者の方々に対して、広域的な機能を高めるという目的でヘクター当たり5千円という単価で交付されるものなのですけれども、制度が変わりまして、若干、森林所有者の方々の参加が思わしくなく、実質減額というふうになっております。

それから、もう一点、森林整備担い手対策推進事業補助金につきましては、これにつきましては、林業労働者の長期的な雇用を促進するというので、補助をしている内容なのですけれども、これについても人員の増減による減額という内容になっております。

（何か言う声あり）（「造林費もですか。」と言う声あり）

○農林課長（牛崎康人君） すみません。

続いて、造林費の同じく15節、19節についてお答えいたします。

こちらにつきましては、別紙43ページをご覧くださいというふうに思います。

まず、造林事業の新植のほうで3,211千円の減額となっております。それから同じく造林事業の保育分で11,373千円の減額となっております。こちらにつきましては、道の補助事業予算配分の減額に伴いまして、今年度においては、特に、補助金の大部分を、民有林を優先に配分するというので、こちらに計上してある町有林分の事業が減少したということで、それに伴う減額でございます。

それから、緑資源造林事業の393千円の減額につきましても、緑資源公団の分収林、こ
としゃっているのですが、実施後の精算で減額となっております。

それから、19節、森林整備対策事業なのですけれども、21世紀北の森づくり事業という、
道補助金が入っている事業なのですけれども、これも道の予算配分に応じた町費の減額と
いうことで、精算をしております。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 25ページの5目の11節、需用費の飼料費と、それから13節の委託
料、肥料散布料の中身について、詳しく説明願います。

○議長（鈴木裕美君） 育成牧場長・表君。

○育成牧場長（表 武之君） 11節、需用費の飼料費に関するものですが、当初乾燥ロー
ル、ラップロールの購入を考えておりました。昨年の気象状況で思ったより、粗飼料の確
保が出来たという部分がありました。また、昨年、若干ですが、残っていたロールがあり
ました。それが天候的にあまりよくなかったということで、開けるまで不安要素を持って
おりましたが、若干、12、1月に開けたところ非常に良かったということで、そういった
ことも含めながら、粗飼料の購入を削減できた。ということであります。

また、委託に関しましては、肥料撒布、たい肥運搬撒布、草地更新の減であります。
これらにつきましても、昨年11、12は非常に天候が良かったこともありました。そういっ
たことで、直営で出来た部分もあります。草地更新につきましては、除草剤、土改材の散
布、鎮圧等は直営でやりました。

また、堆肥運搬撒布につきましても、基地近郊部分について、直営で実施したといった
ことで、削減が出来ました。

以上であります。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 肥料散布委託料については、12月の補正でも同じような金額
5,000千円ほど減額補正されていますけれども、ただいまの説明で、外部に発注していた
ことを自分たちでこうやったから、これだけの経費が浮いたという、同じような説明なの
ですが、その時点で、見通しとして、そういう対応を既に取りっているのであれば、その時
点で、この同額と、同じような金額を補正できたのでないかと。そんな感じもするのです
が、その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（鈴木裕美君） 育成牧場長・表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

前回、12月分に関しましては、特にあの、春散布のへり散布関係でございました。今回
につきましては、秋散布の部分であります。それで、いま申しましたように肥料散布の部
分以外に、堆肥の運搬、散布、草地更新等も含んだ中の5,000千円であります。そういっ

たことで、秋の分につきましては、若干ながらあったのですが、そういった総合的な委託分ありましたので、それも含めて、今回、減額させていただいたということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 農業振興費の関係で、別紙のほうがいいかな。別紙の40ページ。これ畜産担い手事業のですね、茶安別と標茶東部ありますよね。この、事業については、確か計画認定が18年だと思うのです。18年に計画認定がされて、そして19年から事業が走って、議会に、議会で承認してある事業、ということで、私は理解しているのですが、そこで、この茶安別とですね、それから標茶東部についての、この今年度の、今年度、新年度でなく、この今年度のですね、ここに出ている、いわゆる事業量、参加戸数、今回のこの補正に出ている、この参加戸数とですね、事業量は、いかほどになっておるのか。

それと、経常に出ている29,000千円からの事業の短縮がありますけれども、この内容についても、併せてお知らせいただきたいと思います。

それから、営農総合支援事業の補助金、2,500千円、この内容も併せてお願いをいたします。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

内容審議を続行いたします。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） まず一点目、畜産担い手育成総合整備事業茶安別地区の事業量ということで、お答えいたします。

草地造成改良が、0.55ヘクタールとなっております。それから草地整備改良が26.5ヘクタール、用排水施設が、0.51ヘクタールとなっております。参加戸数につきましては、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

それから、続きまして、標茶東部地区なのですが、こちらにつきましては、草地造成改良が0.28ヘクタール、草地整備改良が28.35ヘクタール、農機具等導入が1台となっております。

こちらについても、参加戸数、ちょっと手元にいま資料がなかったので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

それから、営農総合支援事業費補助金の2,500千円の内容でございます。こちらにつき

ましては、農協に対するヘルパー事業運営のための補助金でございまして、昨年来、続いております飼料を初めとした経営コストを圧縮するために、酪農家の皆さんがヘルパー代金を節約したと。そういったことで前年比93%ぐらいの利用率になっているということで、ヘルパー事業の運営を圧迫し始めているということでもあります。

町といたしましても、酪肉近計画をはじめとする農業関係の各種計画においても、他産業並みの労働時間の確保であるとかを理由としまして、経営支援組織の育成ということ掲げております。

そういうことで、今回、JAからですね、折半の形で支援をしてもらえないかという要請がありまして、今般の酪農情勢を踏まえて、緊急的に支援が必要と判断し、補助したいという内容でございます。

それから、経常の29,968千円の減額なのですが、これにつきましては40ページにあるとおり、13節の登記委託料が32千円増となっております。これは基盤強化法の中で位置づけられております利用集積計画の登記委託料の増であります。それから繰り出し金の30,000千円につきましては、農林漁業振興資金貸付基金の繰出し金ということで、農林漁業組合に対する資金制度を設置しておりますが、19年度において貸し出しの実績がなかったということで、今回減額という措置をとらせていただきたいという内容でございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、7款・商工費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、8款・土木費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 27ページの、町営住宅建設費の部分の、補償費の関係なのですが、半分ぐらいしか出ていないということは、入居替えの人が少ないくて、ほかのほうにいったということなのでしょうか。

要は、中身についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

27ページ、補償費の関係ですが、桜団地の造成に伴いまして、8戸新設いたしました。このうち、当初7戸の移転、麻生団地からの移転を計画しておりまして、これにつきましてはストック計画の中のアンケート調査等によるストック計画で、当初はスタートいたしました。最終的に、移転が可能な状況になりまして、最終的な聞き取り調査等、関係課を含めて、行っていただきまして、その中で、うち、3戸については、桜への移転を希望されました。4軒については、現状、まだ麻生のほうでということでございますので、4軒

を減額させていただきました。

○議長（鈴木裕美君） 4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） ちょっと、何か私、理解できなかった部分があるので、お伺いするのですが、麻生のままにしているということは、麻生のほうは、まだ、当然、取り壊し期的には数年延びるから、そこに住んでいるというふうに考えていいですか。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 現状の麻生団地の中で、まだ、先の計画になってございますので、その中で4軒の方は、残りたいという考え方でございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、9款・消防費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、10款・教育費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 30ページの、教育振興費で、心の教室相談員の報酬は減額になっています。それで、心の教室相談員導入のときは、様々な意見があって賛否両論あったのですね。この時点で、減額ということは、一点目は、心の教室相談員は、の評価ですね、どうであったのかということ。で、その、今後どうするつもりなのかということ。

それから、もう一つは、減額の原因、要因ですね、この点について、ちょっとお伺いします。

（「総括に入るのではない。」という声あり）

○議長（鈴木裕美君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

この間、心の教室相談員を配置してきまして、平成11年度から、それぞれ5学級以上の学校に設置しておりました。

評価であります。それぞれ、各学校の生徒の相談相手といたしますか、生徒の悩み、それから話し相手、教職員等の支援を含めて行ってきたわけなのですが、相談件数からいいますと、近い年度でいきますと、18年に実施したところで146件ありました。非常に、子供たちというか、生徒との信頼関係が一番作れる部分で相談相手になれるかどうかというのが、キーワードというふうのうちの方にも考えておまして、学校のほうと常に相談しながら、生徒に対しては大変好評でありまして、有意義であったというふうに考えております。

ただ、こういった部分で、今回、600千円、当初予定した部分で設置をして、当初、走ったのですが、全額落とすということに結果的になっていました。要因としまして、

人材確保が非常に出来なかったということが、主な理由であります。

それで、相談員の体制といいますか、勤務状態を含めて、いろんな現状に合うかどうかというものを、それぞれ学校と協議をしましてまいりました。これまで、1日4時間で4日間の勤務体系といいますか、教室を行っていたのですが、非常に時間的な制約部分を含めて、授業中は子供たちが、生徒たちが教室に入ってしまうので、給食時間、或いは休み時間を含めての相談時間というふうになります。それで、実際に現状からいいますと、学校での相談員の対応といいますか、生徒が主に来る中心的な相談といいますか、相手といいますと、特別、普通学級に在籍しながら、特別支援の必要とするような生徒さんたち、或いは不登校気味の生徒さんたちの対応が主でありました。

現状からいうと、それぞれ学校と相談しながら、今後どうするかということで、人材確保が一番問題でしたので、これに変えて、現状の中では、特別支援配置という形が、一番ベターであるということで、今後は支援配置をということで、進めようと、いう部分で思っております。

以上であります。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 28ページの、1目学校運営管理費、報酬ですね。公務補助員報酬1,800千円の減額の内容と、併せて30ページの公務補助員報酬630千円の内容について、伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

小学校費の、報酬の、1,800千円の減額であります。公務補助員の分の報酬減額で、当初、弥栄小学校が19年度から閉校になりまして、当初予算で予定していた方の予算組みでの減額でありましたが、実際には、異動によって、された、異動によってされた公務補さんとの差額分であります。それと時間外予算で組んでいる、5%当初組んでおりますが、その分の未執行額分であります。

それから、中学校費の報酬であります。これは時間外分の未執行分であります。

○議長（鈴木裕美君） いいですか。

（「はい。」という声あり）

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 先ほど、ご質問、お答えもれになった部分、お答えします。

畜産担い手総合整備事業の参加戸数でございますが、茶安別地区につきましては28戸、それから標茶東部地区につきましては、法人を含めて28戸となっておりますので、よろしく願いいたします。

（「28戸……」という声あり）

○農林課長（牛崎康人君） はい、28戸です。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、11款・災害復旧費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、13款・諸支出金について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、14款・職員費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入、1款・町税から21款・町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 14ページなのですが、農業施設の売払い収入なのですが、あまりに数字が、万が一間違っていることはないと思いますが、18,516千円。この語尾の数字がですね、昨日の議決とちょっと、16,156が昨日の数字だったものですから、その差がですね、何なのかなと。万が一、数字の間違いはないと思いますが、この差について、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 昨日、議決いただきました処分の額と数字が似ているというご指摘でございます。

（笑い声あり）

○農林課長（牛崎康人君） 今回、提案の公社営事業に関する補正に関しましては、まだ事業は精算済みでありませんで、その中で出来るだけ決算に近づけるという形で計上しております。

それで、歳入においては、建設利息部分等が未確定なため、このような差異が生じておりますけれども、昨日、議決いただきました処分額、それから今回補正後の18,516千円ともに間違いはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

12番・田中君。

○12番（田中敏文君） 同じく14ページの立木の売払い収入で、町有林売払い収入287千円、これ、売払われた木の種類と、わかれば、どのくらいの立米数が売られたのかなと思ってお聞きしておきます。

(「調べないとわからない。」という声あり) (何か言う声あり)

○議長(鈴木裕美君) 農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) 町有林の間伐に際して出てきたものなのですから、ことしについては全てカラマツで、442立米というふうになってございます。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

9番・末柄君。

○9番(末柄 薫君) 15ページ、雑入です。

2目雑入。この中で、哺育受託金、これが4,000千円ほど減額になっておりますが、当初、19,000千円、20,000千円ちかくあったと思うのですが、その理由、お聞きしたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) 育成牧場長・表君。

○育成牧場長(表 武之君) お答えいたします。

当初、日平均28頭ほど、利用があるという前提で歳入を組させていただきましたが、現在、平均で21頭ということで、7頭ほど計画では少なくなっています。

その結果として、いま現在、4,000千円ぐらいの赤字、歳入の不足になっております。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第2条、繰越明許費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番(平川昌昭君) 繰越明許費の6ページですね。先ほど民生費では若干歳出の中でお聞きいたしました。農林水産業費と土木費につきましては、特に土木費は、町営住宅の開運団地の繰越明許費、ただ、12月に補正、多分、議決されたと思うので、その後の執行率については、現状、どのような執行率と、それで、あとどういう予定を組まれているのかなど。それから農林水産業の、農林水産業費の農業費についても、同様にお聞きしたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) 農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) 農業費の繰越明許費の内容についてお答えいたします。

まず、道営基幹水利施設事業負担金(多和地区)につきましては、当初、21,825千円を見込んでおりましたが、平成19年度において突発的な地下水の噴出がありまして、工法を変更して、ことし工事を実施していると。そういうことで、工事期間が年度末にずれ込んだということで、付随する護岸工事が年度内発注の見込みがなくなったということで、繰越明許ということで、上げております。

年度内に実施できる分につきましては、18,900千円ということで、差し引き2,925千円を繰越明許費としたいというものでございます。

それから、道営草地整備事業(多和第2地区)につきましては、今回、歳出のほうでも

補正を計上しておりますけれども、全体事業費で40,000千円のうち、あっ、失礼いたしました。全体事業費で1億60,000千円のうち、歳出のほうで40,000千円というふうに見込んでおりました。これにつきましては、平成19年度新規地区ということで、測量設計のみしか着手することが出来ず、メイン工事の発注が平成20年度にずれこんだということで、差引の26,980千円を繰越明許としたいという内容でございます。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

議員、ご指摘のとおり、予算につきましては、12月で補正させていただいた開運団地の造成でございます。執行率につきましては、全額、旅費、需用費、役務、委託、賃借、工事費という内容ございまして、全額繰越す額が76,582千円ということで、執行率については、この繰越分につきましては、未執行の状態でございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第3条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第15号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第16号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。

歳入・歳出予算の補正。

歳出、1款・総務費から8款・諸支出金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 9ページなのですが、その、9ページ、1目一般管理費の国保情報データベース委託料、国保システム改修負担金、この二つがですね、これは国から出ているのですよね、このお金は。それが一つと。それから、消耗品、上のほうね、需用費の消耗品、この20万円、負担凍結が理由なのですが、どういう内容であったのかということ。それから、ついでに質問してしまいますけれども、この負担凍結に係って、現場では、どんな混乱があったのか。混乱がなく、粛々と出来たのかね。これは負担凍結ですから、いつか解けますよね。また同じようなことが行われるのかということ、ちょっと聞いておきたいなど。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今回、需用費の20万円と、それから国保情報データベース委託料100万円、それから国保システム改修負担金の26万3千円につきましては、ご承知のとおり、先月に議決されました国会の19年度の補正予算で措置されたものでございます。負担凍結につきましては、いわゆる70歳から74歳の被保険者に係る、当初1割から2割負

担の、1割増の一部負担金の予定でありましたが、今回、1年間に限っては1割負担に凍結するという事で、事前に、国保システム等を、4月から2割負担で走っていたものが、今回、急に、1割で1年間凍結するという事に伴うシステムの、今回の国の補正予算に基づき、今回の国保会計の予算措置ということなのです。

需用費の消耗品につきましては、それに伴いまして、一部負担金の額のところを訂正等をしなければなりません保険証がございますので、それに伴う消耗品の計上でございます。

それから、国保データベースにつきましては、それとリンクいたしまして、それぞれ、今、医療保険それぞれ、電算システムでそれぞれ、そういう凍結含めてリンクをさせているものですから、それに伴う後期高齢者医療保険制度とのリンクシステムで、データベースの100万円ということで、計上させていただいております、

それから、現場の混乱でございますが、確かに4月から、今年4月から始まる一部負担が、昨年の12月で1年間凍結ということが決まり、それに伴う予算措置等々が2月の国予算ということでございますので、非常に短い期間での事務をしなければならないということでは、現場では、特に、これから被保険者証に対する消耗品で計上しておりますけれども、これら負担凍結に係る方々への被保険者証の修正等が、非常に、現在、事務、そのための事務としては、増えてきているということでございます。

事務担当といたしましては、できるだけ早く物事が決まっていれば、それなりの準備は出来るというふうには思いますけれども、今回、12月の決定、それから2月の補正予算という国の措置でございますので、4月1日に向けて、遺漏ないように、がんばっていきたいというふうに、現場のほうでは考えております。

以上でございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） わかりました。それでちょっと、システム関係のプロではないからわからないのですけれども、これ、いったん作ったものを、直すのに使ったということですよ。それでいったん作ったものはね、解けたら、また使えるのですか。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 基本的には、1回作った、凍結するシステムにつきましては、期間が、凍結期間がございますので、その期間だけ特別の措置をするというシステムございますので、基本的には、期間が過ぎた時点では、もとに戻るといふ形になります。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、歳入・歳出予算の補正。

歳入、1款・国民健康保険税から8款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、以上で、議案第16号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第17号、下水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出、1款・総務費から4款・公債費まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入、3款・国庫支出金から8款・町債まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第2条、債務負担行為について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第3条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、以上で、議案第17号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第18号、老人保健特別会計補正予算。

歳入・歳出予算の補正。

歳出、1款・医療諸費及び2款・諸支出金について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、歳入・歳出予算の補正。

歳入、1款・支払基金交付金から6款・諸収入まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、以上で、議案第18号、老人保険特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第19号、土地区画整理事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出、1款・事業費及び公債費の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入、1款・換地精算徴収金から3款・繰入金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第19号、土地区画整理事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第20号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

保険事業勘定。

歳出、1款・総務費から5款・基金積立金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、保険事業勘定。

歳入、2款・国庫支出金から7款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第2条、歳入・歳出予算の補正。

介護サービス事業勘定。

歳出について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、介護サービス事業勘定。

歳入、1款・サービス収入から4款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第20号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第21号、上水道事業会計補正予算。

第1条・総則から第3条・資本的収入及び支出まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第21号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題7案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時53分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
続いて、議題7案の総括質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。
質疑は、終結いたしました。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論ないものと認めます。
これより、議案第15号から議案第21号まで、議題7案一括して採決いたします。
議題7案は、原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号は原案可決されました。
休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

◎議案第22号ないし議案第30号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2。議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号を一括議題といたします。

議題9案の提案趣旨の説明を求めます。

副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君）（登壇） それでは、議案第22号から第30号までの平成20年度各会計予算について、その概要を説明いたします。

なお、配付しております予算説明資料については、後ほどご説明したいと思います。

平成20年度国の予算の動向、あるいは地方財政計画とあわせて、町の新年度予算の編成方針につきましては、町長から町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきます。

なお、ご案内のように、5年前から削減が続いておりました地方交付税はようやく下

げ止まりの観がありますが、予算編成段階ではまだまだ不透明で不確定要素が多く、持続可能な財政構造の構築のために財源調整だけではなく歳出削減も含め、苦慮してきたところでございます。

当面、人件費や経常経費の削減に加え259本の事業費予算につきまして行政評価を実施し、事業の精査を行うと共に、削減の必要な事業につきましては、その処置を講じ、効率的で簡素な行政運営の実現に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては、平成16年3月からスタートしております第2期行政改革実施計画によりまして引き続き鋭意努力をいたしましてしておりますことを、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、平成20年度予算に係わっての特徴的な状況についてご説明いたします。

まず、歳入についてであります。自主財源の主軸をなします町税につきましては、酪農生産コストの上昇や長引く経済不況による雇用情勢悪化等の影響によりまして、課税客体総体が落ち込んでおりますが、所得税からの税源移譲と定率減税廃止によりまして、前年対比で1,741万8千円、4.8%増加し、全体で9億1,303万9千円を見込んだところでございます。

地方交付税につきましては、平成20年度地方財政計画におきましても、臨時財政対策債を含め1%程度の微増が示され、45億2,352万5千円で対前年度に比較し6,205万5千円、1.4%の増を見込み、その内、当初予算では41億2,754万9千円、対前年度比6,676万円、1.6%の増を見込んだところであります。総額では、交付税額の一番多かった平成11年度に比較いたしまして、約18億円程の減少をしております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながらも、経常経費につきましては、経費節減に努め、更に、これまでに引き続き不要・不急のものの精査を行い、削減に努力し、人件費につきましては、議員・委員報酬を含め、前年度に比較し、1億106万3千円を削減しながら財政の健全性の確保に留意しつつ、一方、地域情報化対策や子育て支援、農業対策、教育対策、災害対策等を重点的に取り組むよう努力をしたところでございます。

こうした状況の中で、極めて厳しい財源調整を余儀なくされたところございまして、景気の動向等を注視し、自主財源の的確な捕捉に努め、各種事業遂行のために財政調整基金4億3千万円、備荒資金5億4,540万円を支消しまして、収支を整えたところであります。実質収支不足は基金等への理論積立分6億146万5千円を除きますと、3億7,393万5千円となります。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、あるいは、内容の積み上げに時間の要するもの等々につきましては、追って財源の確定次第、補正措置をとらせていただくことといたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、91億3,100万円といたしました。前年度当初予算比では2億1,500万円の減、率で

2.3%の減でありまして、12月末予算と比較しますと5億4,011万1千円の減、率で5.6%の減となっております。

主な経費項目における予算額の対前年比では、経常経費では基金積立の増分を除き3,773万2千円の増であります。内容は障害者自立支援介護給費で1,841万1千円、燃料費高騰で2,997万7千円の増等によるものであります。

他会計繰出金で4,992万3千円の増で、今年度からスタートします後期高齢者医療特別会計への繰出金2,517万7千円も見込んでおります。公債費では1億403万7千円の減、人件費では臨時・非常勤職員を含め9,195万8千円の減となっております。

ソフト事業費では1,084万1千円の減となり、普通建設事業費では、新規事業として上水道水源変更事業貸付金1億円、畜産担い手育成総合整備事業虹別地区で6,381万3千円、ふるさと農道整備事業阿歴内3線、並びに福島幹線で700万円、3号街区公園整備事業で1,200万円、虹別ふ化場線整備事業で6,150万円、常盤9線他1路線で3,500万円、耐震改修等整備事業で603万円、標茶小学校防音事業設計委託業務4,955万円等が新規の増となりまして、一方、完了いたしました公営住宅、標茶小学校屋体防音事業等に係る事業費が減少いたしましたことから、全体では1億9,693万3千円、15.6%の減となったところであります。

また、新規ではただいまの説明以外に、ブロードバンド未整備地区解消のための調査費100万円、コミュニティハウス整備事業で3,114万5千円、自動体外除細動器設置事業で607万7千円、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業22万円、ごみ減量化・資源化推進事業で30万円、個人住宅耐震改修等整備事業で90万円、特別支援教育推進事業で455万2千円等を計上しております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定特別会計は、前年当初比0.6%増の13億2,242万9千円といたしました。積算の基礎でありますけれども、被保険者の見込みが3,644人でございまして、医療費の見込みは総額10億2,851万3千円であります。若人の1人当たりの医療費につきましては21万7千円、7歳未満の1人当たり医療費につきましては25万円、前期高齢者の1人当たり医療費につきましては56万円、退職者等の1人当たり医療費につきましては44万円と推計いたしまして、保険者負担額では7,208万5千円を見込んでおります。

それから、国保の老人分につきましては、1,080万円の医療費拠出金を見込み、今年度から開始されます後期高齢者医療の支援金につきましては1億4,315万円を見込んでおります。

なお、今年度から各保険者に義務付けされました特定健診等事業につきましても1,103万円を計上しております。

国保事業の運営につきましては税が基本でございまして、保険税につきましては3億9,270万7千円を見込ませていただき、一般会計から7,545万4千円の義務的繰り入れを行うことで会計の維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、予算額7億4,700万円で、前年度比14.0%の減であります。懸案事項でありました磯分内地区について、特定環境保全公共下水道事業として整備を進めるための事業認可申請経費640万円を計上いたしました。また、塘路処理区の污水管渠整備等で2,510千円を計上すると共に、公共下水道事業として汚水・雨水管渠整備で3,864万円、終末処理場監視設備制御工事として1億1,500万円を計上した他、施設の適正な維持管理を行うこととしております。

財源的には、負担金、使用料が原則であります。面整備中のため財源が不足しますので、円滑な下水道事業の運営のために、一般会計から3億1,579万円を繰り入れをし、収支のバランスを図ったところでございます。

次に、老人保健特別会計につきましては、後期高齢者医療が開始されますことから予算額1億2,670万9千円で、前年度比85.2%の減になりまして、積算の基礎であります。老人の受給者の見込みが1,167人で、1人当たりの医療費を75万5千円と見込み、医療費総額につきましては1億1,808万7千円と見込んだところであります。

財源につきましては、基金からの交付金、6,525万4千円が主流であります。一般会計から1,025万1千円の繰り入れを行って、費用の支弁を行うこととしております。

次に、土地区画整理事業特別会計でございますが、予算額2億8,350万円で、前年度比14.3%の増であります。今年度は、区画整理登記業務委託や街区・画地確定測量業務委託、換地清算金交付等を予定し、財源は保留地処分金や換地精算徴収金のほか、一般会計から2億5,872万3千円を繰り入れし、事業執行に支障のないようにしたところでございます。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、保険事業勘定で6億2,219万4千円、サービス事業勘定で5億1,317万5千円、総体予算額11億3,536万9千円で、前年当初比2.6%の増であります。

サービス事業勘定の内容としては、訪問介護事業費1,390万2千円、通所介護事業費7,082万6千円、短期入所生活介護費1,761万4千円、介護老人福祉施設費3億8,567万5千円、居宅介護支援事業費2,369万9千円、介護予防支援事業費が130万9千円となっております。今年度はサービスの拡大として、通所介護事業で祝日開設を行うと共に、車椅子用浴槽617万円を購入することとしております。また、やすらぎ園において居室窓カーテン整備で200万円を予定し、一般会計からの繰出金は、1億8,956万2千円を見込んでおります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額9,052万4千円となりました。積算の基礎であります。対象者の見込みは1,261人で、歳出の内訳ですが大半が後期高齢者医療広域連合負担金で8,989万4千円となっております。

財源につきましては、保険料で6,534万4千円が主であります。一般会計から2,517万7千円の繰り入れを行って、費用の支弁を行うこととしております。

次に、企業会計のうち、病院事業会計でございますが、その業務予定量を年間入院患者数1万6,425人、1日平均45人、年間外来患者数4万1,480人、1日平均170人を見込み

まして、収益的収支で10億7,111万6千円、資本的収支のうち、支出で1億4,668万5千円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないように、一般会計から負担分3億301万2千円と補助分1億3,555万5千円の合計4億3,856万7千円の繰り入れを行い、収支を整えたところであります。

なお、今年度は老朽化しておりますCTスキャナーの更新として4,300万円、リハビリ用機器として電動自動牽引器220万円、超音波診断装置720万円、給食業務管理システム230万円等の購入を予定してございます。

次に、上水道事業会計でございますが、事業開始以来、37年を経過し、常に良質な水を供給するために、施設の維持管理に万全を期しておりますが、本年度の業務予定量につきましては給水戸数2,173戸、年間総配水量47万7,500^m³でございますが、それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては1億153万4千円、支出は9,270万4千円、また、資本的収支のうち、支出を1億9,223万9千円といたしたところでございます。

なお、上水道事業会計においては、一般会計の農業用水道業務支援による人件費相当分の2,118万4千円を一般会計からの負担を受け、財源調整を行い事業の運営に支障のないよう配慮したところでございます。

また、今年度は上水道水源変更のための井戸ポンプ場工事及び調査設計で1億6,000万円、導水管布設替工事で350万円、配水管新設工事で150万円、配水管布設替工事で900万円等を計上をしております。水源変更に係る事業の財源として、一般会計から1億円の借り入れを予定しております。

それでは、お配りをいたしております「平成20年度予算説明資料」につきまして、ご説明したいと思います。

まず、1ページをお開きをいただきたいと思っております。

平成20年度における「各会計予算の概要」でございますが、先ほど申し上げました、一般会計91億3,100万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算数値を記載しております。数値についての詳細については省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では128億3,653万1千円で、前年度当初比6.6%の減となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の整合性、重複分のやりとりがございますので、その金額が8億7,495万7千円でございますので、実質的な一般会計、特別会計の純計は119億6,157万4千円で前年当初比7.4%の減ということになります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合算では、0.3%増の10億7,113万6千円、支出は5.6%増の12億1,780万1千円となります。

上水道事業の収益的収入、資本的収入合算では、84.7%増の2億1,238万4千円で、支出につきましては、2億8,494万3千円となったところでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思っております。

一般会計予算の歳入でございます。

1款町税から21款町債までのそれぞれ数値を記載してございます。

前年度と比較いたしまして大きく増減の有ったものについて、その数値を申し上げたいと思います。

町税が1,540万6千円の増の9億1,303万9千円、地方交付税は6,676万円増の41億2,754万9千円、国庫支出金が1億6,945万3千円減の1億9,613万3千円、道支出金が2,072万4千円増の5億9,285万1千円、繰入金は1,695万4千円減の6億9,762万7千円、諸収入は1億2,157万7千円増の9億4,448万7千円、町債は2億6,692万円減の3億8,518万円をそれぞれ見込んだところでございます。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入の、いわゆる自己財源でございますが、33億1,816万8千円でございます、収入総額に占める比率は、36.3%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、58億1,283万2千円で63.7%でございます。ちなみに前年度は自己財源34.1%、依存財源65.9%の歳入構成でありましたので、自己財源が割合で2.2%の増で、金額では1億3,303万3千円の増となっております。

歳入の各款ごとの構成比でございますが、その主なものを申し上げますと町税が10.0%、地方交付税が45.2%、使用料及び手数料が6.3%、道支出金が6.5%、繰入金が7.6%、諸収入が10.3%となっております。

次に、3ページの歳出でございますが、1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載してございます。前年度と比較いたしまして大きく増減の有ったものについて数値を申し上げたいと思います。

総務費が4,973万9千円増の11億2,889万3千円、民生費が4,116万4千円増の8億8,128万5千円、衛生費が1億2,706万6千円増の9億1,943万1千円、農林水産業費が8,113万5千円増の14億9,751万9千円、土木費は8,099万8千円減の6億1,369万5千円、消防費が3,146万4千円減の2億8,799万9千円、教育費が2億4,459万円減の5億9,894万3千円、公債費は1億403万7千円減の12億2,216万9千円、諸支出金が2,047万7千円増の3億1,829万円、職員費が7,096万9千円減の13億1,919万4千円となっております。

各款の構成比につきましてはお目通しをいただきたいと思っております。

次に、4ページの一般会計予算前年度対比表、歳出でございます。

一般会計歳出のうちの性質別に区分けをし、前年度予算と対比している表でございます。1の人件費から13の予備費まで、それぞれ分類をしています。

人件費につきましては14億8,858万6千円でございます、歳出総体に占める構成比は16.3%で、前年度に比較しますと額で1億106万3千円の減、率で6.4%の減となっております、構成比でも0.8%減少しております。

物件費につきましては、14億8,298万8千円であり、構成比は16.2%で前年度当初予算と比較しますと、額で4,948万9千円の減、率で3.2%の減で、構成比でも0.2%の減とな

っております。

以下、主なものを申し上げますが、補助費等につきましては、18億1,435万5千円で、構成比は19.9%で、前年度当初予算と比較しますと6,043万4千円の増で、構成比でも1.1%の増となっております。

普通建設事業費につきましては、10億6,635万1千円で、構成比は11.7%で前年度当初予算と比較しますと1億9,693万3千円の減、率で15.6%の減で、構成比でも1.8%の減となっております。公債費につきましては、12億2,216万9千円で、構成比は13.4%で、前年度当初予算と比較しますと1億403万7千円の減、率で7.8%の減で構成比でも0.8%の減となっております。繰出金につきましては、8億9,496万8千円で、その構成比は9.8%で、前年度当初予算と比較しますと3,992万3千円の増、率で4.7%の増で構成比でも0.7%の増となっております。

歳出のうち義務的経費と言われる人件費、扶助費、公債費の合計が29億8,677万1千円でございます。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらに補助費等のうちの消防、衛生処理組合、病院等の負担金、補助金と繰出金の内他会計への繰出金を合計いたしますと66億8,270万3千円となります。構成比で申し上げますと73.2%を義務的経費として占めております。

したがって、これらを除く、普通建設事業費等の政策的予算に使える費用につきましては、26.8%となっております。これを前年度に比べますと義務的経費は1億8,665万9千円の減で、さらに先に述べました費用を合計したものと比較しますと2億756万4千円の減で、構成比でも0.5%減となっております。普通建設事業費も減少しておりますが、それ以上に人件費や公債費の減少が大きいものとなっております。

次に、5ページでありますけれども、一般会計予算款別性質別分類表、歳出でございますが、これにつきましては、性質別経費をそれぞれ款別に振り分けた資料でございます。例をとりますと、議会費につきましては、総額6,949万5千円ですが、そのうち人件費に相当する部分につきましては6,050万1千円、物件費は841万円というような見方でございますので、以下同様の趣旨でご理解を賜りたいと思います。

次に、6ページの標茶町財政調整基金の運用状況でございますが、財政調整基金につきましては建設事業等に財源充当するという事で、目的となっている基金でございます。前段でも申し上げましたが、財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしておりますが、本年度は4億3,000万円の取り崩しを予定しております。充当事業につきましては、7ページに記載してございますが、牧場施設整事業をはじめ記載の事業等予定しております。

なお、財政調整基金現在高は、平成19年度末で6億6,683万9千円を予定し、平成20年度につきましては、記載の運用を予定し、年度末残高では5億8,684万2千円となる見込でございます。20年度運用状況積立額につきましては、これは従前の財源充当した分を理論償還をしている額でございます。

次に、8ページをお開きをいただきたいと思います。

人件費を含めた款項目別予算比較表でございますが、先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻していくという想定をした場合の表でございます。

例えば、議会費で言いますと、人件費を除く経費が6,949万5千円で、それに人件費1,728万8千円を加えますと議会費の総額は8,678万3千円ということになります。人件費にかかわっての職員数は右端に記載をされているとおりであります。人件費及び職員数については、予算編成時に確認出来る状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことを、ご理解賜りたいと存じます。

中ほどには款項ごとの費目別経費の財源内訳を記載しております。

以下、そういう趣旨をもちまして記載しておりますが、この中で町民の皆様から受益者負担をいただいている部分がございますが、この部分について説明をいたします。

まず、総務費の内、ここには表示されておりませんが、地域交通対策費がございますが、町内6路線につきまして、バス料金をいただき運行しているわけでございますが、これにつきましては、予算額が5,843万2千円で、バス使用料を527万5千円いただいておりますが、一般財源を4,292万1千円投入しております。その充当率は73.5%と高い比率となっております。ご案内のように、運行業務の民間化を積極的に進めながら支出の削減に努力をしてきたところでございますけれども、併せて収入につきましても検討すべき課題と考えているところでございます。

次に、常設保育所費につきましては、本年度の予算額が2億4,887万8千円で、一般財源の充当額は1億9,183万1千円であります。2年ごとに保育料金の改定を行っております。20年度でも改定を予定しております。一般財源の充当率は77.1%と、まだまだ高い比率になっております。

次に9ページの衛生費でございますが、塵芥処理費でございます。

数値はここに出ておりませんが、予算額が1億4,904万9千円、ごみ処理手数料、再生利用品販売併せて2,649万7千円ございますが、一般財源を1億2,419万1千円充当しております。その充当率は83.8%でございますので、これにつきましても経費の削減と共に、ごみ処理手数料について精査が必要と考えているところでございます。

次に、農林水産業費のうち育成牧場の運営に係る牧野管理費でございますが、予算額が3億751万4千円で、一般財源を2,512万9千円充当し、その充当率は8.2%となっております。引き続き、運営経費の節減と合わせ、料金改定や外部委託を視野に入れつつ、その経営の効率化を図っていきたくと考えております。

農業水道費は予算額が1億2,347万1千円で、一般財源を1,296万3千円充当し、その充当率は10.5%になっておりますが、今後、施設の老朽化等に伴い、大規模修繕等が出てきますと極端な財源構成になる要素も十分ございますので、これらへの対応等も考慮し、

財源確保を図らなければならないと考えているところであります。

次に、都市計画費のうち都市公園整備費ですが、これも表示されておりませんが、予算額が3,527万5千円で200万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源の充当率は68.8%となっております。

次に、10ページをお開きいただきたいと思いますが、教育費のうち幼稚園費が予算額2,765万円で、その一般財源の充当率は88.5%となっております。

保健体育費のうち保健体育総務費であります。これも表示されておりませんが、予算額4,181万3千円で、体育施設使用料が62万7千円を予定しておりますが、一般財源を4,118万6千円充当し、その充当率は98.5%となっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は69億3,447万円でございます。その充当率は75.9%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は72.8%でありまして、年々充当率が上昇しておりますので、経費節減はもちろんのことご負担についても検討が必要となっております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では、人件費とその他の経費が分割されて計上されておりますので、この数値が直接数字としてあらわれておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、11ページをお開きをいただきたいと思っております。

一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込みました事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設補修事業からコミュニティハウス整備事業まで、それぞれの事業毎に予算を計上しておりまして、事業費総額は1億8,591万9千円で、一般財源の充当額は1億938万円、充当率は58.8%となっております。

次に、民生費に係る事業でありますけれども、11ページから12ページに記載してございます。

12ページをお開きいただきたいと思っておりますけれども、民生費の事業費総額は2億529万6千円でありまして、一般財源の充当額は8,234万4千円で、充当率は40.1%でございます。

衛生費に係る事業総額は1億4,204万円で、一般財源の充当額は1億3,839万9千円で、その充当率は97.4%と高くなっておりますが、これは上水道会計に対する貸付を予定していることによるものでございます。

次に、農林水産業費に係る事業でございますけれども、12ページから14ページにかけて記載してございます。

14ページをお開きいただきたいと思っておりますけれども、事業費総額は11億1,373万9千円で、一般財源充当額は2億7,186万4千円で、その充当率は24.4%となっております。

次に、商工費に係る事業費ですが、事業費総額は2億2,241万8千円であり、一般財源の充当額は3,741万8千円で、充当率は16.8%となります。

次に、土木費に係る事業総額につきましては、15ページに合計額が出ておりますけれども、合計額は2億2,069万9千円で、一般財源の充当額は9,250万1千円、充当率は41.9%になります。

消防費に係る事業費総額は693万3千円で、一般財源の充当額は466万2千円で、充当率は67.2%になります。

次に、教育費に係る事業ですけれども、事業費総額は1億5,275万3千円で、一般財源の充当額は5,885万3千円、充当率は38.5%となっております。

災害復旧費に係る事業費総額は300万円であり、すべて一般財源でございます。

合計でございますけれども、事業費として押さえております総額が22億5,929万7千円でございます。この一般財源につきましては8億3,606万6千円ですので、一般財源の充当率は37.0%ということになります。16ページ、17ページ、18ページ、19ページのそれぞれの資料につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思っておりますけれども、18ページの基金等の見込み状況につきましては、これにつきましては、19年の12月段階での状況で整理をさせていただいておりますので、19年の3月補正予算が終わった時点で数字が若干変化をいたしますことを、あらかじめご理解を賜りたいと思っております。議案第22号から第30号までの提案内容、提案趣旨につきましては、担当課長のほうから、順次、ご説明をいたしますのでよろしくお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、議案第22号から第30号までの平成20年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第22号の内容説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成20年度標茶町一般会計予算

平成20年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,131,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条 地方自治法214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用であります。

以下、歳入歳出予算事項別明細書にしたがい、ご説明申し上げます。

40ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきたいと思っております。

8ページをお開きください。

「債務負担行為」であります。

事項、パソコンLANの機器導入費。期間は平成21年から平成24年。限度額16,864千円、利子408千円を含む。事項、畜産担い手育成総合整備事業虹別地区、期間、平成21年から平成23年、限度額722,944千円であります。

なお、従前からの債務負担行為の調書につきましては、154ページをお開き下さい。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

9ページをお開きください。

「地方債」であります。

起債の目的、1. 過疎対策事業では、標茶中茶安別線道路改良で3,700千円、虹別ふ化場線道路改良で20,000千円、合わせまして23,700千円が限度額になります。起債方法については、証書借入、利率につきましては7.0%以内、償還の方法につきましては、政府資金につきましては融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前に同じでありますので、説明を省略させていただきます。

2. 一般公共事業。農業農村整備で、限度額17,400千円であります。3. 臨時地方道路整備事業では、ふるさと農道緊急整備で54,300千円、地方特定道路整備で41,800千円、計96,100千円あります。4. 学校教育施設整備事業では小学校行校舎防音事業で15,800千円あります。5. 地域活性化事業、公園整備で9,000千円あります。6. 臨時財政対策債では220,680千円あります。7. 災害援護資金貸付債では2,500千円あります。

限度額の合計では、385,180千円でございます。対前年比266,920千円の減額となっております。

なお、従前からの現在高調書につきましては、161ページをお開き下さい。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

以上で、議案第22号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時30分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案趣旨の説明を続行いたします。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第23号の内容について、ご説明いたします。

はじめに、本年度は平成15年3月28日に閣議決定されました「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」に基づく医療制度改革により、市町村国民健康保険事業においても新たな制度に基づく当初予算となっております。

新たな制度としては、後期高齢者支援金及び前期高齢者支援金制度、高額介護合算療養費制度、特定健康診査及び特定保険指導制度が創設され、それぞれ歳入歳出予算に計上している次第であります。

なお、保険税につきましては、国会の税制改革関連法案が審議中で、地方税法施行令等の関係法令の公布が本年3月末に行われる予定であるため、平成19年度当初予算と同じ考え方で、予算編成を行った次第でありますので、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

なお、本案につきましては、2月25日に開催いたしました国民健康保険運営委員会に諮問し、答申を得ていることをご報告申し上げます。

以下、予算書にしたがい説明をさせていただきます。

平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算。

平成20年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,322,429千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

以下、予算説明書にしたがい説明をしたいと思います。

14ページをお開き願います。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページへお戻り願いたいと思います。

2ページ、3ページ、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第23号の内容の説明を終わります。

続きまして、議案第25号の内容について、ご説明いたします。

平成20年度標茶町老人保健特別会計予算でございます。

以下、予算書に基づいて説明をいたします。

平成20年度標茶町老人保健特別会計予算。

平成20年度標茶町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,709千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

9ページをお開き願いたいと思います。

歳出の明細でございます。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページへお戻りください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

次に、議案第27号の内容について、ご説明いたします。

平成20年度標茶町介護保険事業特別会計予算。

平成20年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ622,194千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ513,175千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)。

第4条 地方自治法第220条の第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係わる予算額に過不足を生じた場合における同一の款内でのこれらの経費の各項の間の流用。でございます。

13ページをお開き願いたいと思います。

保険事業勘定の歳出明細でございます。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページ、3ページの保険事業勘定、それから4ページ、5ページの介護サービス事業勘定のそれぞれ「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」、それから「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」に説明につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第27号の内容の説明を終わります。

続きまして、議案第28号の内容の説明をいたします。

議案第28号につきましては、本年4月から始まる平成20年度後期高齢者医療に係る本町の特別会計予算でございます。

以下、予算書にしたがいまして、説明をいたします。

平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算。

平成20年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,524千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

8ページをお開き願います。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第28号の内容の説明を終わります。

◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

(午後4時35分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 4番 伊藤淳一

署名議員 5番 菊地誠道

署名議員 6番 後藤 勲

平成20年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成20年3月12日（水曜日） 午後10時00分開議

- 第 1 議案第22号 平成20年度標茶町一般会計予算
議案第23号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第24号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第25号 平成20年度標茶町老人保健特別会計予算
議案第26号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算
議案第27号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第28号 平成20年度標茶町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第29号 平成20年度標茶町病院事業会計予算
議案第30号 平成20年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（15名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 田中進君 | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 5番 菊地誠道君 |
| 6番 後藤勲君 | 7番 林博君 |
| 8番 小野寺典男君 | 9番 末柄薫君 |
| 10番 館田賢治君 | 11番 深見迪君 |
| 12番 田中敏文君 | 13番 川村多美男君 |
| 14番 小林浩君 | 15番 平川昌昭君 |
| 16番 鈴木裕美君 | |

○欠席議員（1名）

- 4番 伊藤淳一君（遅参午前10時53分着席）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 及川直彦君 |
| 総務課長 | 玉手美男君 |
| 企画財政課長 | 森山豊君 |
| 税務課長 | 中居茂君 |
| 管理課長 | 今敏明君 |
| 住民課長 | 妹尾昌之君 |

平成20年標茶町議会第1回定例会会議録

農林課長	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
育成牧場長	表武之君
水道課長	山口登君
建設課長	井上栄君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	臼井好和君
教育長	吉原平君
教委管理課長	島田哲男君
指導室長	小関互君
社会教育課長	藤岡克己君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員15名、欠席1名であります。

(午前10時00分開議)

◎会議録署名議員の追加

- 議長(鈴木裕美君) 本定例会開会当初に指名いたしました会議録署名の4番・伊藤君が欠席いたしましたので、7番・林君を指名いたします。

◎議案第22号ないし議案第30号

- 議長(鈴木裕美君) 日程第1。議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号を一括議題といたします。
議題9案の提案趣旨について、昨日に引き続き説明を求めます。

- 議長(鈴木裕美君) 水道課長・山口君。

- 水道課長(山口 登君)(登壇) 議案第24号、平成20年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容について説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成20年度標茶町下水道事業特別会計予算

平成20年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ747,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

以下、内容について予算説明書に従い説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略をさせていただきます。

4ページを開きください。

「第2表 債務負担行為」です。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給(融資予定額6,300千円、利率年2.7%)。期間、平成21年度から平成25年度。限度額349千円。

標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する損失補償。期間は平成24年度から平成26年度。標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例により改造者が金融機関より改造資金として借り入れた資金について、金融機関が損失を受けた金額。

22ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

4ページをお開きください。

「第3表 地方債」でございます。

起債の目的は、1. 公共下水道事業、限度額202,400千円。2. 特定環境保全公共下水道事業、10,200千円。3. 農業集落排水事業、限度額18,100千円。合計の限度額は230,700千円で、起債の方法は、いずれも証書借入で、利率は7.0%以内、償還の方法は政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

24ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

以上で、議案第24号の説明を終わります。

続きまして、上水道事業会計予算でございます。

議案第30号、平成20年度標茶町上水道事業会計の内容について説明いたします。

1ページをお開きください。

平成20年度標茶町上水道事業会計予算。

(総則)。

第1条 平成20年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数、2,173戸。
- (2) 年間総配水量、477,500立方メートル。
- (3) 1日平均配水量、1,308立方メートル。

(4) 受託工事費、2,550千円。

(5) 主要な建設改良事業。

配水管整備事業、100メートルで、事業費で1,500千円。

配水管敷設替事業、730メートルで、事業費で9,000千円。

導水管敷設替事業、200メートルで、事業費で3,500千円。

検定満了メーター取替事業で直径13ミリから直径75ミリまでの計243個で、事業費で11,800千円。

水源変更事業一式で、事業費160,000千円。

(収益的収入及び支出)。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、水道事業収益、101,534千円。第1項、営業収益、74,309千円。第2項、営業外収益、27,252千円。

支出。第1款、水道事業費用、92,704千円。第1項、営業費用、83,674千円。第2項、営業外費用、8,530千円。第3項、予備費で500千円。

次のページをお開きください。

(資本的収入及び支出)。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額81,389千円は減債積立金6,439千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,830千円及び過年度分損益勘定留保資金66,120千円で補てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入で、110,850千円。第1項、企業債で、10,500千円。第2項、工事負担金で、350千円、第3項、一般会計借入金で、100,000千円。

支出。第1款、資本的支出、192,239千円。第1項、企業債償還金、6,439千円。第2項、建設改良費で185,800千円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業。限度額10,500千円。起債の方法、証書借入、利率7.0%以内、償還の方法は借り入れ先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り替えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それぞれそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費、32,606千円。

2. 交際費、100千円。

(他会計からの負担金)。

第7条 一般会計からこの会計へ人件費分として負担を受ける金額は、21,184千円である。

次に、上水道事業会計の予算説明書に従い、説明いたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6ページをお開きください。

給与費明細書です。総括の比較で申し上げます。職員数は、いずれも増減ございません。給与費の給料で348千円の減、手当で394千円の増、計で46千円の増。法定福利費で14千円の増、合計では60千円の増となります。

以下については、説明を省略させていただきます。

5ページをお開きください。

平成20年度標茶町上水道事業会計資金計画でございますが、当年度予定額及び増減について、各会計で申し上げます。

受入資産でございますが、1の営業収益から10の一般会計借入金までの合計で、378,888千円、前年度比に対して71,924千円の増。支払資金につきましては、1の営業費用から7の前年度預金返済までの合計で、263,867千円、前年度比に対して127,067千円の増で、受入資金と支払資金との差引では115,021千円で、前年度比に対して55,139千円の減でございます。

9ページをお開きください。

平成20年度標茶町上水道事業予定貸借対照表、資産の部、1.固定資産(1)有形固定資産、イの土地からへの建設仮勘定までの有形固定資産合計で514,424千円。(2)の無形固定資産、イ施設利用権の無形固定資産合計で6,958千円。固定資産合計では521,382千円となります。

2 流動資産は(1)現金預金と未収金で、流動資産合計で、127,758千円、資産合計では649,140千円となります。

次のページをお開きください。

負債の部、3.固定負債(1)引当金、イ修繕引当金で、固定負債合計で30,197千円。4.流動負債は(1)一次借入金ら(4)のその他流動負債までの流動負債合計で1,550千円。負債合計では31,747千円。

資本の部、5.資本金の(1)自己資本金は195,562千円、(2)借り入れ資本金は、イ企業債と一般会計借入金で、借入資本合計で344,785千円。資本金合計で540,347千円。6.剰余金の(1)資本剰余金は、イ受贈財産評価額とロのその他資本剰余金で、資本剰余金合計で、40,057千円。(2)利益剰余金は、イ減債積立金とロの利益積立金で、利益剰余金合計で36,989千円。剰余金合計で77,046千円、資本金合計では617,393千円で、負債資本金合計は649,140千円となります。

なお、次のページの平成19年度標茶町上水道事業予定損益計算書（前年度分）及び12ページ、13ページの平成19年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（前年度分）につきましては、決算見込みでございまして、ただいま説明いたしました平成20年度予定貸借対照表の作成の基礎となるものでございますので、内容は説明を省略させていただきます。

3ページをお開きください。

平成20年度標茶町上水道事業会計予算実施計画につきましては、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第26号、平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算

平成20年度標茶町の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ283,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。というものでございます。

9ページをお開きください。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、説明と重複しますので省略させていただきます。

15ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書でございます。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

以上で、議案第26号の内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第29号、平成20年度標茶町病院事業会計予算について説明申し上げます。

まず1ページでございしますが、第1条（総則）、平成20年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条は（業務の予定量）、業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数は85床。
- (2) 年間患者数は、入院で16,425人、外来で41,480人。
- (3) 1日平均患者数は、入院で45人、外来で170人。
- (4) 主要な建設改良事業、機械及び備品購入費55,430千円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入第1款、病院事業収益1,071,116千円。第1項医業収益616,133千円。第2項医業外収益454,983千円。

支出の第1款病院事業費用1,071,116千円。第1項医業費用1,007,505千円。第2項医業外費用63,111千円。第3項予備費500千円。

次に、2ページにまいります。

(資本的収入及び支出)。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額146,665千円は、過年度分損益勘定留保資金146,665千円で補てんするものとする。)。収入、第1款資本的収入20千円。第1項固定資産売却代金20千円。支出、第1款資本的支出146,685千円、第1項建設改良費55,430千円、第2項企業債償還金81,211千円、第3項その他固定負債償還金10,044千円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費685,403千円。
- (2) 交際費で1,500千円。

(他会計からの繰入金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 医療対策費補助、389,473千円。
- (2) 企業債償還金負担、39,089千円。
- (3) 施設設備費負担、10,005千円、合計438,567千円。

3ページにわたりますして、

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、103,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。1. 取得する資産。種類、器機・備品。名称、CTスキャナ、数量一式、2. 処分する資産。種類、機械・備品。名称、CTスキャナ、数量一式。

次に、19ページをお開きください。

平成20年度標茶町病院事業会計予算説明書。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、7ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

1. 総括の損益勘定支弁職員数、一般職は61人で前年度に比較し、看護補助員定年退職による不補充により一人減によるものであります。給与費は、報酬で56,186千円、給料で266,507千円、賃金で28,332千円、手当で200,032千円、計551,057千円、前年度に比して1,335千円の減で、法定福利費79,641千円を加えた合計額は630,698千円で、前年度に比して672千円の減となっております。

なお、以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

平成20年度標茶町病院事業会計資金計画でございます。

受入資金につきましては1,327,843千円で、前年度決算見込額に比べて31,497千円の減、支払資金につきましては1,265,086千円で、前年度決算見込額に比べて52,453千円の増であります。なお、受入資金と支払資金との差引額は83,950千円の減となっております。

次に、14ページをお開きください。

平成20年度標茶町病院事業予定貸借対照表についてでございますが、資産の部の1. 固定資産、(1)有形固定資産のイの土地からホの車両までの合計で2,132,431千円。(2)の無形固定資産はイ電話加入権で388千円、(3)の投資はイ長期貸付金500,000千円、投資合計も同額であります。したがって固定資産合計額は2,632,819千円となり、2. 流動資産は(1)の現金・預金から(4)のその他流動資産までで133,857千円で、資産合計は2,766,676千円であります。

次のページの負債の部では、3. 固定負債は(1)その他固定負債で23,246千円であります。4. 流動負債の(1)未払金から(3)その他流動負債の合計が31,049千円で、負債合計は54,295千円であります。

次に、資本の部ですが、5. 資本金、(1)自己資本金900,388千円、(2)借り入れ資本金は企業債として1,646,745千円で、資本金合計は2,547,133千円であります。6. 剰余金、(1)資本剰余金はイの受贈財産評価額とロの国庫補助金の合計は265,332千円、(2)の欠損金については100,084千円で、剰余金合計は165,248千円。資本合計は2,712,381千円で、負債資本合計2,766,676千円であります。

16ページにまいりまして、16ページの平成19年度標茶町病院事業予定損益計算書(前年度分)、17ページから18ページまでの平成19年度標茶町病院事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、4ページをお開きください。

平成20年度標茶町病院事業会計予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

なお、本案につきましては、さきの病院運営委員会に諮問し、了承を得ておりますことを報告いたします。

以上で、議案第29号の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案9案は、直ちに議長を除く15名で構成する「平成20年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案9案は議長を除く15名で構成する「平成20年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午前10時55分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

署名議員 4番 伊 藤 淳 一

署名議員 5番 菊 地 誠 道

署名議員 6番 後 藤 勲

署名議員 7番 林 博

平成20年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第5号）

平成20年3月13日（木曜日） 午後3時45分開議

- 第 1 議案第22号 平成20年度標茶町一般会計予算
議案第23号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第24号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第25号 平成20年度標茶町老人保健特別会計予算
議案第26号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算
議案第27号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第28号 平成20年度標茶町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第29号 平成20年度標茶町病院事業会計予算
議案第30号 平成20年度標茶町上水道事業会計予算
(平成20年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)
- 第 2 議案第31号 教育委員会委員の任命について
- 第 3 意見書案第1号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書
意見書案第2号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書
意見書案第3号 地球温暖化防止等に向けた森林づくりの推進に関する意見書
- 第 4 閉会中の継続調査の申し出について（総務委員会）
閉会中の継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中の継続調査の申し出について（産業建設委員会）
閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○出席議員（16名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田中進君 | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 4番 伊藤淳一君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 後藤勲君 |
| 7番 林博君 | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君 | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君 | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 小林浩君 |
| 15番 平川昌昭君 | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	中居茂君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
育成牧場長	表武之君
水道課長	山口登君
建設課長	井上栄君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	臼井好和君
教育長	吉原平君
教委管理課長	島田哲男君
指導室長	小関互君
社会教育課長	藤岡克己君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午後3時45分開議)

(11番・深見迪君退席)

◎議案第22号ないし議案第30号

○議長(鈴木裕美君) 日程第1。議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号を一括議題といたします。
お諮りいたします。

議題9案に関し、付託いたしました平成20年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。
よって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論ないものと認めます。
これより議題9案を一括採決いたします。
議題9案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。
議題9案を委員長報告のとおり決定し、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。
よって、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号は委員長報告のとおり原案可決されました。

◎議案第31号

○議長（鈴木裕美君） 日程第2。議案第31号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第31号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、3月17日任期満了となります教育委員会委員の任命についてであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第31号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号第4条第1項）の規定によって、議会の同意を求めるというものでございます。

住所は、川上郡標茶町字虹別465番地6、氏名は山本志伸氏。生年月日は昭和34年2月1日、49歳でございます。

山本氏の経歴につきましては、お手元に配付いたしました資料をご覧いただきたいと思いますが、山本さんは現在大規模な酪農業を堅実に経営されております。産業界ばかりではなく、地域社会におきましても広くご活躍をいただいております。その確かな識見や人柄、信望も厚く、平成16年から教育委員会委員としてご尽力をいただいております。引き続きご努力をお願いいたしたく、ご提案いたす次第であります。

ご同意方お願い申し上げまして、ご説明といたします。

以上で、議案第31号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木裕美君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案同意されました、

◎意見書案第1号ないし意見書案第3号

○議長（鈴木裕美君） 日程第3。意見書案第1号、意見書案第2号、意見書案第3号、を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案3案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案3案の趣旨説明は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案3案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案3案については質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます

これより、意見書案第1号、意見書案第2号、意見書案第3号を一括採決いたします。

意見書案3案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号、意見書案第2号、意見書案第3号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

休憩いたします。

休憩 午後3時51分

再開 午後3時51分

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査としてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後3時52分

再開 午後4時06分

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、平成20年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

（午後4時07分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

署名議員 4番 伊 藤 淳 一

署名議員 5番 菊 地 誠 道

署名議員 6番 後 藤 勲

署名議員 7番 林 博